

日本林業経済史論 3

——日本歴史と林業の見直し——

西川 善介

目 次

はしがき

第一章 課題と研究史

第二章 「中世」伐出生産（木年貢制度）の実態
——日本林業の最先進地帯，京都山国・黒田

地方

第三章 「近世」丹波材生産と流通の実態

第1節 太閤検地による木年貢制度廃止と名
主体制の解体過程

以下本号

第2節 丹波材の材木市場

1 三か所仲間の概要

2 三か所仲間の生産地支配の変遷

第3節 丹波材の育林生産技術

第4節 丹波材の伐出生産構造

第四章 「近世」林業の二類型

第1節 敗戦後の近世史の枠組みについて

第2節 「近世」林業の主要な歴史的傾向

第五章 領主的林業地帯

第1節 木曾谷林業の概要

第2節 林業労働組織の成立と変化

第六章 農民的林業地帯

第1節 幕末武州一揆の発祥地，上名栗村の
実態

第2節 山民生活と商人

第3節 林業の生産と流通

第4節 幕末における資本家的林業の成立と
理由

結び

第三章 「近世」丹波材生産と 流通の実態

第2節 丹波材の材木市場

そこで次に，近世の丹波材の生産と流通の問題を，まず流通の面から説明していこう。

はじめに，支配者側の政策からふれてみると，戦国期の楽市楽座政策以降近世を通じて，林産物を産地から京市場へ出荷することに領主側の規制は全くなく自由に売買が可能であった。また無運上でもあったのである。

この丹波材の生産地は，図1のように大堰川本・支流地域で，川筋によって山国・黒田筋，弓削筋，大谷筋（大谷・田原・佐々江・田貫の4谷をいう）筋にわかれる。このうち中心は山国・黒田筋で，その他の林業地とくらべると平坦地並みの水田に恵まれていて，そのため木材需要の増大に応じて，商品価値の高い杉・桧材を早期に商品化した地域である。延宝9年（1681）の保津筏問屋出入文書によれば，同筋から出る筏（大川筏と称す）にはすでに育林（一種の天然更新が中心で，後述する）を前提とした杉材が支配的となっている。これに対して「大谷筋より下し申す筏は，栗材木・松材木・其外雑木なども御座候」と元禄9年（1696）の同出入文書で述べている。これら筏は，たとえば山国から水上20里余を隔てた京都

の嵯峨まで3、4日かかって流送されるが、その途中で筏乗り人夫（指子）の交替したりする筏問屋が世木・殿田と保津・山本に存在する。保津——嵯峨の間がとくに筏の難所で、そのため保津筏問屋（保津村14軒前後、山本村4軒前後で、増減あり）で筏は解体され、や、小量に組み替えられて流送される。

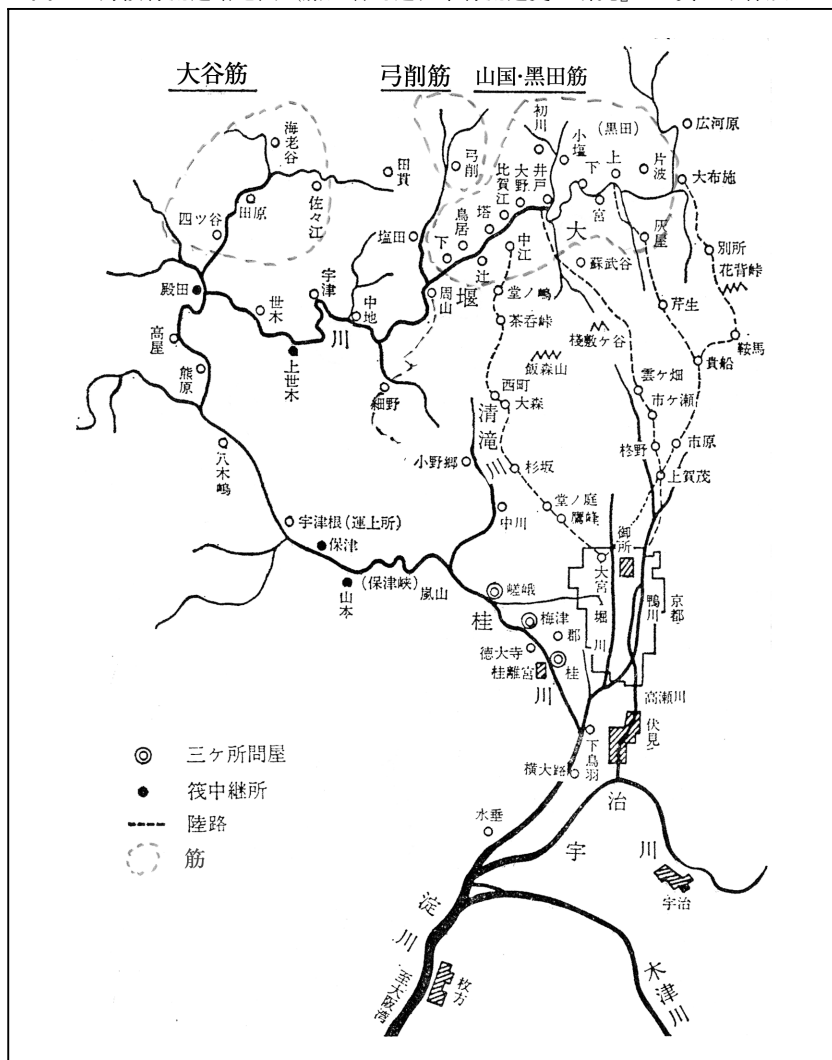
生産地における筏荷主（出材業者）の団体を近世初期から俗に丹州（奥筋）52か村（またはたんに山方）とよんでいる。筏問屋や、あるいは嵯峨・梅津・桂の材木問屋を組織している三か所仲間との交渉には、この奥筋52か村から惣代を選出している。52か村は、筏材木を三か所仲間へ売る権利を持っている村数で、河川工事費や訴訟諸費用等を共同出資することにその権利は基づいている。丹州52か村に組織されたのは遅くとも延宝期で、後年には「大井川筋筏材木の儀は、丹波山奥村々並に向い寄り、城州大布施村・八栴村・原池新田、すべて八拾貳か村の内、五拾貳か村を元村と唱へ」（寛政12年書付）というように事実上の村数は増加している。一例をあげると、山国・黒田地方12か村の地域には既述のように中世末に薪炭生産を専業として、12か村から分村していった灰屋村・片波村・芹生村・初川村の村落が太閤検地の段階で近世村として独立したが、これらの村々が正式に52か村に加入するのは後述の寛保2年（1742）の訴訟後で、それまでは生産した木材は12か村の出材業者（この場合^{イコダ}に^{神買人}）に売り渡さねばならなかったわけである。なお、村数をたんに伐出出産に利害関係をもつ点だけからみれば、たとえば元禄9年の大谷筏筋だけでも「御領私領凡式百か村余の百姓」である。

そこで、山国・黒田筋上流の筏流しからふれていくと、すでに引用した寛文10年（1670）「山国庄内勝爾封境証鑑」に、次のようにある。
^{イコダ} 梓 川下しの津場、八栴に原八町、大布施に

貝尻六町、黒田に検狐野八町、山国に^{フシオガミ}伏拝八町、都て4か所也。これ即ち右に記す。四条院御綸旨の趣也。

藤田氏は、そこで「一三世紀には津場が四か所設けられていた」（藤田・66頁、同文化史29頁）というのだが、天徳元年（1233）四条院から筏流しに関する綸旨を頂戴したまでで（野田只男編『丹波国黒田村史料』以下Dと略す。D・348頁）、その時代から筏の組立場が黒田川奥（大堰川支流）から4か所固定していたとは考えにくい。平安京造営以後、記録上は天徳4年（1014）「内裏大焼、其時より木・竹を伐り、持出す」とあり、それ以来たとえば京都火災の折にも出材したが、おそらく他地方同様に上流奥は一本流しであったのではあるまいか。その大堰川上流では既述したように中世では木年貢の外に商人材をも出材したのであるから、相当に整備されてきたと思われるが、その間は全く不明である。そして「文禄年中より慶長元丙申年迄、山國中一統仕る。此時山国・黒田相談の上、川造り決定相極る。これに依って世話人郷大庄屋大野村六左衛門」の許で、翌慶長2年7月から本格的な筏道作りが井堰を考慮して進められた。その後も度々筏道作りと浚渫工事を続行していく。他地方と大分異なっているのは、途中にある井堰との調整の仕方である。訴訟文書（宝永2年以後の）に「山国御料私領之内、井関四ヶ所御座候。此井関に鮎よど見え、上り申さず候に付、」網役人が毎年のほり場を作ってやっているといっている（D・156頁）。大野村に設けられた同村及び下流の比賀江、辻、塔、鳥居、下の計6か村の灌漑用水である「六か堰」が特に大形の井堰で、筏師の乗った筏は同井堰の手前のプールで待機し、満水と共にプールの木戸を上部へ開放すると、放流と共にその筏はいっきに下流に押し出されてゆく。川開きの旧暦8月16日前には水量が少なく、その上6

図1 丹波材流通略地図（藤田著『近世木材流通史の研究』128頁より作成）



か村の水田の水位が高いためでもある。なお、藤田叔民氏が現地の故江口九一郎翁から聴取りで明らかにした井堰図は誠に貴重だが、「元文元辰年はね木戸始ル。高すべり始ル。その昔の事は相知れ申さず候。此時まで入用銀凡そ29貫730匁と有る也」とあるように、元文期以後の図と考えた方がよい（D・350頁）。そういうわけで、それらの諸費用と後々起こる訴訟費用が筏荷主の分担になる。以上は山国・黒田地域内の大堰川（いわば支流）の場合である。また近

世初期の大工事の一つが弓削川と周山で合流してから下流に向かって「大石切りメ四ヶ所」で、その破碎工事には、「石工270人、人足115人、此の時下宇津、殊の外世話成され候、卯の森は周山村より世話成され候」と記録にはある。また、朱印船貿易で有名な角倉了以（嵯峨居住）が轆轤や火薬の特殊技術を用い、殿田から下流の工事が慶長11年（1606）に実施され、地方から大量の諸産物を京都へ運搬した高瀬舟の航行が可能になる。角倉は、そのため近世を通じて

表1 筏数と運上金

年度	筏数	総木数	1筏木数	板数	運上代銀	(板代共)
貞享2年～元禄10年(12年)	8,786	3,885,104		54,585		114,718.4.7
以上の1か年平均	732	323,758	442(切捨)	4,548		9,559.8.7
元禄10年～同15年(6年)	5,976	2,093,748		150,207		85,734.6.3
以上の1か年平均	996	348,958	350	25,034		14,289.1.0
元禄16年(1703)	1,284	507,719	395	23,416		18,927.7.9
宝永1ㄥ(1704)	1,030	378,547	367	24,182		16,577.9.6
ㄥ2ㄥ(1705)	1,233	435,531	353	33,519		21,573.5.6
ㄥ3ㄥ(1706)	1,331	464,906	349	20,846		22,618.5.0
ㄥ4ㄥ(1707)	1,711(?)	599,108	350(?)	31,147		54,656.1.6
ㄥ5ㄥ(1708)	1,832	672,881	367	33,636		33,882.8.0
ㄥ6ㄥ(1709)	1,413	513,203	363	33,309		20,190.7.6
ㄥ7ㄥ(1710)	1,490	538,679	361	30,943		26,406.2.7
正徳1ㄥ(1711)	1,260	483,302	383	23,794		20,464.5.9
ㄥ2ㄥ(1712)	1,409	525,656	373	24,457		37,564.0.4
ㄥ3ㄥ(1713)	1,711	665,435	388	28,619		36,480.0.0
ㄥ4ㄥ(1714)	932	352,540	378	22,712		17,238.1.5
ㄥ5ㄥ(1715)	990	338,560	341	12,549		13,183.9.7
享保1ㄥ(1716)	970	318,440	328	11,620		13,248.3.0
ㄥ2ㄥ(1717)	1,100	369,420	335	10,913		20,632.2.0
ㄥ3ㄥ(1718)	1,194	429,860	360	10,690		7,535.4.8
ㄥ4ㄥ(1719)	1,096	404,940	369	13,659		10,562.3.2
ㄥ5ㄥ(1720)	1,410	496,171	351	15,511		12,699.8.6
ㄥ6ㄥ(1721)	1,223	453,720	370	24,400		13,702.6.8
ㄥ7ㄥ(1722)	1,483	529,740	357	15,947		17,105.0.8
ㄥ8ㄥ(1723)	1,348	465,640	345	21,281		26,901.5.7
ㄥ9ㄥ(1724)	1,844	626,580	339	23,217		22,026.3.5
ㄥ10ㄥ(1725)	1,162	416,360	358	29,037		13,576.2.6
ㄥ11ㄥ(1726)	1,338	541,440	404	33,133		10,421.1.9
ㄥ12ㄥ(1727)	1,160	426,620	367	34,996		8,713.5.8
ㄥ13ㄥ(1728)	1,216	425,700	350	30,294		8,687.6.1
ㄥ14ㄥ(1729)	1,322	517,160	391	51,835		10,869.8.4
ㄥ15ㄥ(1730)	1,841	718,180	390(?)	137,931		14,112.3.2
ㄥ16ㄥ(1731)	1,588	621,820	391	146,557		13,616.1.3
ㄥ17ㄥ(1732)	1,545	580,820	375	109,810		14,051.0.2
ㄥ18ㄥ(1733)	1,307	441,660	337	69,277		10,015.6.6
ㄥ19ㄥ(1734)	1,638	612,120	373	86,735		13,945.0.0
ㄥ20ㄥ(1735)	1,467	620,680	423	92,926		16,126.6.7
元文1ㄥ(1736)	1,239	491,820	396	78,982		17,930.0.0
ㄥ2ㄥ(1737)	1,739	689,080	396	88,858		19,761.1.6
ㄥ3ㄥ(1738)	1,426	583,860	409	79,980		18,821.3.1
ㄥ4ㄥ(1739)	1,414?	565,660	400?	91,051		17,765.0.0
ㄥ5ㄥ(1740)	1,508	621,180	411	87,004		22,132.0.0
寛保1ㄥ(1741)	1503?	601,440	400?	67,487		20,141.2.9
ㄥ2ㄥ(1742)	1,361	544,560	400	56,225		18,357.0.0
ㄥ3ㄥ(1743)	1,667	658,380	394	46,692		19,677.0.0
延享1ㄥ(1744)	1,372	564,280	411	63,268		18,825.0.0
ㄥ2ㄥ(1745)	1,526	620,340	406	99,980		18,883.0.0
ㄥ3ㄥ(1746)	1,406	601,000	427	85,298		19,931.6.3
ㄥ4ㄥ(1747)	1,236	494,160	399	36,544		17,820.9.5
寛延1ㄥ(1748)	1,632	642,820	393	82,141		23,219.6.2

表2 保津村筏鼻数

	保津筏問屋数	木材筏数 乗.分.リ.	板・割物筏数 乗.分.リ.	竹筏数 乗	3口合計 乗.分.リ.
安永4年(1775)	14	985.5	209.	360	1554.5
〃 5 〃 (1776)	9	678.	136.	185	999.8
寛政1〃(1789)	13	1751.5	586.	1008	3346.5
文化12〃(1815)	13	1549.6	93.3.8	96	1738.9.8
文政5〃(1822)	14	1441.0.5	91.5	158	1690.5.5
〃 6 〃 (1823)	13	1531.9	86.9	224	1841.9.9
〃 11 〃 (1828)	12	1702.8.3	133.8.3	320	2156.6.6
天保13〃(1842)	13	1660.9	118.9.2	350	2129.8.2
〃 14 〃 (1843)	13	1392.	102.8.6	402	1896.8.6
嘉永1〃(1848)	12	1703.2	124.8.6	316	2144.0.6
〃 2 〃 (1849)	11	1802.7	150.6.1	440	2373.3.1
〃 3 〃 (1850)	14	1961.8.5	91.2.6	222	2275.1.1
〃 5 〃 (1852)	12	1920.8	64.2	138	2123.
〃 6 〃 (1853)	12	1750.2	122.3.8	14	1886.5.8
安政2〃(1855)	11	2203.1	50.0.3	30	2283.1.3
〃 4 〃 (1857)	9	1501.1	51.4.3	60	1612.5.3
〃 6 〃 (1859)	11	1926.7	67.2.2	22	2015.9.2
文久2〃(1862)	11	1641.7	31.1.6	191	1863.8.6
慶応1〃(1865)	10	2127.2	184.9.7	214	2526.1.8
〃 3 〃 (1867)	10	1450.2	23.9	24	1498.1
〃 4 〃 (1868)	10	1652.3	44.7.4	117	1814.0.4

高瀬舟(元禄期79艘)を独占的に所有し、それら大堰川沿岸の世木・中村・殿田下流の8か村の舟浜の運輸業者に預け、管理した。そして大堰川通船に関する運賃並に河川の権益は幕府から一種の知行として与えられ、保津に舟番所、嵯峨に陣屋を置いて支配した。この河川工事が筏の出材量を増大するために幸いしたことはいうまでもないが、他方においてはまた、複雑な問題を起したことも事実である。というのは、高瀬舟が運んだのは米・大豆・茶等々の食糧品の他に大量の炭・薪等の林産物があり、それらの林産物は筏の上荷とした方が安価な輸送費で済んだ。しかし、運行の安全のため筏荷主は反対したが、実際に筏を操る差子には余禄が入るから上荷にすることを望んだのである。一方、保津・山本の筏問屋は角倉家への義理もあって高瀬舟の運搬荷物の減少に賛成ではなかったので、上荷反対の立場であった。そんなわけで元禄9年(1696)に薪移出の諸村と高瀬舟運輸業者との間で訴訟となり、筏の積荷量について裁

許をみたが、その内容は必ずしも守られず、結局享保6年(1721)から筏の上荷薪は20分の1の現物が嵯峨で徴収されたのである。またそれより前、寛永17年(1640)に大堰川沿岸の高屋村外2か村が井堰が損失されたとして筏の流送を妨害したことから筏荷主と訴訟になった。結果は、亀山藩が流送途中の保津根村運上所で20分の1の運上(現木)を徴収。その代償として筏流送から生ずる沿岸諸村の損害等については領主側が肩替りすることで着落した。筏荷主にとっては、もちろん負担には違いないが、以後20分の1運上で対外交渉の面倒からのがれ、殊に対筏問屋、対三か所仲間との頻発する訴訟にその立場を補強する意味を持った。

そこで、はじめに山国・黒田地方から近世を通じて木材がどの程度移出されたのかを見ておこう。まず明治42年『京都府山林誌』によると次の通りである。

延宝4年(1676)前後

六百四、五十乗(一か年の筏数)

表3 三か所仲間材木屋軒数

年代	三か所名	嵯峨組	梅津組	桂組	計	備考
初期		(慶長2年) 16	(明暦年中) 6	(元和5年) 11	33	D-351頁では嵯峨組17軒 梅津組7軒
享保19年 (1734)		8	2	5	15	
元文2々 (1737)		7	2	5	14	
宝暦8々 (1758)		11	2	4	17	
安永2々 (1773)		9	3	5	17	
天明4々 (1784)		6	2	4	12	
文化8々 (1811)		8	1	3	12	
天保10々 (1839)		12	2	4	18	
嘉永6々 (1853)		16(9)	4(2)	11(6)	31(17)	()内の数はその年の新加入者数
安政3々 (1856)		13	4	10	27	

天保期 (1830～1843) 前後

約一千乗 (同)

明治初年 約一千五百乗 (同)

明治24, 25年 約二千乗 (同)

次に、藤田彰典 (叔民) 氏が作製した表を基に、必要項目を補充して表1を掲げてみた。資料は、貞享2年 (1685) から寛延元年 (1748) まで64か年間の木材及び板の筏数と運上を示している。さきの『京都府山林誌』の筏数が相当過少であることが確実である。そして藤田氏は、保津一嵯峨間の筏絵図面 (旧保津村五苗財団文書) から1筏=286本と押え、「保津村より上流でもこれとほぼ同じ形であったことは他の史料から間違いない」(166頁)といわれているが、保津村筏問屋で筏は組替えられ、より小型化し、上流では1筏だいたい350本から400本である。しかもこの数字は木材筏だけの計算であるから、そのほかに板や竹の数を加えると、如何に大量の竹・木が生産され、流送されていたことか。しかも幕末から明治に向って漸増にあったわけであるから。幕末の三か所全体の取扱い数量を約60万本と計算している論者もあるが (水谷清三「近世京都の材木輸送 (下)」『立命館文学』1960年9月号), おそらくそれ以上であったことは明らかであろう。なお参考のため保津村筏

問屋だけで取扱った安永4年 (1725) から慶応4年 (1868) までの木材、板・割物、竹の筏数量を表2にあげてみよう。これに山本村筏問屋の取扱い分をプラスする必要がある。ところで延宝期以前については、数量的には残念ながら確かめることが出来ないが、一概に、それ以前の数をより一層少量であったともいうわけにはいかない。たとえば保津村筏問屋の数が近世初期には15軒であったこと、三か所仲間の材木問屋数が表3に示したように、やはり初期が最大の数である点が問題になるからである。初期には秀吉等の大建築が京都で続いたし、天然木材も多かったと思われるから、出材量が多くても不思議ではないのである。そこで次に、三か所仲間の山方支配の変遷について検討してゆこう。

1 三か所仲間の概要

「その性格」 京都西方を南流している桂川 (大井川の下流) に沿って嵯峨・梅津・桂で営業している材木屋は三か所仲間を結成して、流送されてくる丹波材を「古来より買請、外江山方より不致直賣」協定が52か村との間に成立していた。三か所材木屋の手によって丹波材はさらに京都15か所に散在する京材木屋や大坂材木屋市場へ売り渡される。したがって彼等は卸売を

中心とする材木問屋であるが、一定の口銭を荷主その他から受取って営業する委託問屋としては必ずしも公認されていない。たとえば元文2年に丹波知井庄八丁山（御留山）を同州佐々里村猪兵衛が運上負担で伐出し、京材木屋吉野家茂重郎へ直接に売り渡そうとして三か所仲間の休株借用の手続からもつれたときの訴訟事件においてその点は明白である。奉行所と三か所仲間の質疑応答の一部に次の一項がある。

質「一．此度筏差売らせ候に於て嵯峨材木屋へ筏売つより銀五十匁宛上前銀差し出し候様にと申し渡し候由、此銀は何に成り候て取り候事に候や。嵯峨表の材木屋共、問屋と申す事も申し渡しはこれなく候。左候へば右の銀取るべき筋これなく候。何を以て銀子申し掛け候や。」

答「一．此義上まへ銀取り申すべくと申す義、仲間の中より申す者、忝人も御座なく候。かつてこれなき義に御座候。」

「三か所各組の成立」 三か所の位置はいずれも平安時代以降の京都の河港にあたり、諸国から京都へ移入される木材の陸揚げ場となっていた。したがって近世以前から取引業者がそれらの地域に居住しており、近世三か所仲間の材木屋は彼等と系譜関係をもつ者があったと思われる。ことに三か所のうちでも地の利を得て丹波材をもっとも盛んに取引した嵯峨のばあい、既述したように中世に数軒の問丸が同地に存在して丹波方面からの貢納材・商人材をすでに取扱っていた（『忠富王記』明応6年6月記事。『廣橋守光記』永正10年7月26日條）。その嵯峨組の成立について享保19年由緒書は「古来嵯峨山相度々川作り仕、其後延宝年中洪水に付、山相三里之間、大石夥敷崩落、^筏棹通行難成候に付」三か所仲間共同で出資したことが丹波材の直買制度の始まりであると説明しているだけである。嵯峨組は「慶長2年に於ては既に材木屋十

六軒を有し市場頗る繁盛」していた（『京都府誌上』大正4年・689頁）。また大井川筋の筏に上積してくる薪に対して嵯峨で運上を徴収する役儀を課されたことも既述の通りである。嵯峨より下流に位置を占める梅津・桂のばあい大井川を流す丹波材に限っていえば、むしろ近世に入ってからその取扱いが始まったようである。桂材木屋については寛永11年9月「差上申桂材木屋由緒書」にその成立事情を詳しく記している。要点を次に述べると、

一．天正14年、同16年に秀吉が大坂築城の際、丹州で竹木を伐らせ、大堰川筏下しを沿岸の保津、篠、関（世木）、田原の諸村に命じたが、そのおり「桂川の川原において、堀込繩搦の小家を飾り、筏通夜宿仕り、御懸り御奉行寺沢忠二郎様御差図を請け、人夫引廻し大坂表迄御用木筏、御用竹筏乗り下し、滞りなく相勤め申し候。」

一．慶長5年家康公の御名代京都所司代へ「右の由緒、其の外家々の由緒等申し上げ、売木乗下しの義右同様、桂川原において通夜仕りたき義御願申し上げ候処、御聞届成し下させられ、云々」

一．「然るに筏乗下し通夜場所、川原の儀に御座候はば、洪水の節は甚だ迷惑仕り、且は（仲間の）助左衛門義、京都売木商仕りたき儀に付、元和5年板倉周防守様京都御在役の節、桂川端にて材木商売仕りたき旨、御願ひ申し上げ候。其後御鷹野の節、場所御見分の上、11軒の材木屋株御免成し下させられ、則ち以前の通り年頭拝礼、今に至り相勤め相続仕り候。材木屋株御免の御言頂戴仕り、11軒の名前を定め成し下させられ、有難く御冥加として年頭の節鳥日式百銅づつ差し上げ申し候。且又御地頭八條宮様右の由緒申し上げ、材木商売仕り候に付、右御運上として毎年丸太材木指し上げ申し

候。]

右の由緒書によれば桂組の成立ははじめ丹波材等を大坂へ輸送する途中の筏宿として出発し、元和5年(1619)に至って京都市場向の材木屋として認められたようである。材木屋の株が11軒に固定したのはその直後(寛永11年に桂夙村百姓5人から材木屋11軒が土地を借用している『新屋敷をあて申定之事』)で、そのため京都所司代へ鳥目20銅を、地頭へ丸太材木をそれぞれ毎年献納している。11軒の材木屋の出身は保津村7軒、大谷村3軒、山本村1軒となっている。保津・山本両村は既述したように筏問屋の所在地なのである。また三か所仲間の証文の連印をみると、嵯峨・梅津両組の材木屋が全員、常に氏名を名乗っているのに対し、桂組だけは名前のみを使っている。これらの点から保津等の筏問屋に心得のあった分家・小百姓層から桂へ移住してきたのであろうか。梅津組に関しては正徳5年由緒書に「明暦年中金地院御先住より東照権現様御宮役人ニ被為仰付、帶刀御免、御用之節相詰、御役儀相勤来り……後々為渡世と思召、濱屋敷とも御取立被下、只今に至り材木商賣相続仕罷在候」と述べている。

以上の各組の成立過程からその性格について以下のことがいちおういえるであろう。すなわち、1. 享保期以降の幕府による株仲間一般の公認以前に、中世の座の如く多少の公役を負担して成立した仲間組織がすでに成立していたこと。2. しかしそれらの仲間組織は自衛上のもので、外部に対して独占力というほどの排他的な行為はなし得なかった。そのことは丹波材取引に関して梅津、桂の組が嵯峨組の妨害を蒙ることなくその下流に成立した点をもみても理解されるはずである。3. その程度には織豊時代から寛文期頃まで頻繁に繰り返えられる幕府の楽座政策はいちおう効力があつたといえる。

2 三か所仲間の生産地支配の変遷

「株仲間未公認時代」ところで、三か所仲間が後年丹波材を「古来より買請、外江山方より不致直売」と称している、その古来とは延宝4年(1676)で、この年に52か村と三か所仲間間で大井川山間の河川工事費を前者7、後者3の割合で出資する協定を結んだことに始まる。その際に次の事項も加わったのである(「奥口諸色相定之事」《『史明』2号・53頁より。既往の諸書に「奥に」とあるのは誤り》)。

一. 奥・口寄合、山相入用銀相談の上を以て相究め申し候。然る上は、山国・大谷に於て口商人中より直山仕り間敷く候。夫につき口にて山師方大谷・山国の外より出で、直売仕り間敷く候。

この協定文の解釈をめぐって後述の享保～寛保訴訟において三か所仲間と山方52か村の主張が対立するが、要するに口商人(三か所仲間の材木屋)は山方立木を自己資本で伐出する(直山)ようなことはやらない。いっぽう山方の出材業者(山師、材木師とも称している)は三か所に出張してきて第三者へ伐出した木材を直接に売るといふことをしない、ということの協定である。その結果として、後年の訴訟で三か所仲間が主張するように筏材の独占的直買を決めたことになり、その独占に反対する山方が、立木を取引することについてのみ協定したもので筏材の取引に関してではない、といいはっているのは強弁にすぎる。

さて、右協定成立の主要な意味は確かに後に問題になるように三か所仲間が河川工事費の一部負担によって丹波材独占直買の特権を獲得した点にあるが、実はその反面で山方が木材の伐出過程から都市の流通資本を排除した一面をも見逃すわけにはいかないのである。この時代に都市商人の活動範囲を枠づけしたことは山方出材業者の成長をはっきりと示している。そのこ

とは他の林業地帯、たとえば飛騨、木曾等において名古屋、江戸等大都市の商人資本がもっとも盛んに伐出生産過程で活躍した時期が寛文期前後から始まっている事実と較べてみればあきらかである(拙著『林野所有の形成と村の構造』25頁以下)。寛文3年(1663)に世木の筏問屋が大川筏にひそかに割木・黒木を積荷したことから、藤綱が切れたりして筏を流失した事件が起っているが、その出訴は「往古より丸太材木を筏に組み、大井川筋を乗下し……商売に仕り」として山国9か村茂左衛門外6人、黒田3か村平兵衛・小左衛門、上弓削4か村長兵衛の計9人の名で争われている。当時、少なくとも大川筏筋には9人の在地の出材業者が存在したことがわかる。彼等は材木仲買人を兼ねた出材業者である。なお、彼等のうちには山林・耕地について上位に属する所有者が少なくないが、必ずそうだとはいい切れない。たとえば出訴者のうち黒田下村平兵衛は延宝6年(1678)で耕地4反4畝余(40軒のうち8番目)、山林9町2反余(同2番目)である。黒田上村小左衛門は同じく耕地1反3畝(56軒のうち21番目)、山林3反2畝(同29番目)である。

そこで次に、流通過程に自らの商活動を純化していった三か所仲間が、生産地支配の新たな足場にした丹波材独占直買協定の具体的効力について検討してみなければならない。その協定は確かに強制力を発揮している。たとえば貞享2年(1685)に丹波上黒田村の甚左衛門が仲間外である嵯峨薪屋(黒木屋)経由で大坂市場へ直売したことが三か所仲間^{アツカイ}に知れたときに、謝り証文(野田只夫編『丹波国山国荘史料』367頁)を入れねばならなかった。

一札の事

- 一、今度大坂衆へ材木直売仕り候二付、嵯峨黒木屋庄三郎方へ相付け申す所^{嵯峨浜}にさかはまの古来より定に御座候て、直売罷り成らず

候間、在所御年寄の中より御留置き成され候故、私共罷り出で、御断り色々申し入れ、御在所定の通りに仕り候。いよいよ今より以後少々にては直売仕り間敷く候。

仍て後日の為件の如し

貞享貳年丑の十月廿五日

丹波黒田村 甚左衛門 判

同村請け人 平兵衛 印

嵯峨川端村 黒木屋庄三郎 印

嵯峨川端村

九里善右衛門殿

福田又左衛門殿

大八木甚七郎殿

しかしながら、資料の示す反面の事実は、三か所仲間の独占的直買の協定がしばしば破られていたということなのである。たとえば延宝6年(1678)に山方(丹波大谷筋)が下鳥羽村(桂の下流)に新津(筏陸揚地)を取立て筏の流送を依頼したとき、保津・山本の筏問屋から「当村之儀ハ往古より御公儀貳拾分一の御運上筏、嵯峨迄差下し申す役所にて御座候処、五拾年以上に桂の津出来、是迄山筏(商人材)差下し候二付て、御運上筏桂迄差下し候様ニ仰付られ候。夫に就き御訴訟申上げ候得共、津を取立て山筏差下し申し候上ハ御訴訟申上げられ間敷く由、仰付られ候故、則ち唯今御運上筏桂迄差下し申し候間、此度下鳥羽村へ筏御下し候儀両村共ニ御合點これ無く候二付、餘部村中澤勘右衛門殿・宇津根村広瀬清左衛門殿御 暖にて、左候は、御運上筏桂より下鳥羽へ差下し候様にと仰付られ候は、桂より下へ之筏指賃大谷中商売人として弁え申す可き」(延宝6年『相定申一札之事』)と、ようやく妥協している。その際「然る上は嵯峨・桂の内問屋相極め申すべく候」と筏問屋から指摘しているが、三か所仲間の材木屋が問屋口銭を取って山方出材業者に第三者との直売を認めることは独占直買の協定か

らいつて厳密には違反なのである。下鳥羽におけるこの山方直取引は元禄15年(1702)まで継続するが、そのため享保期の訴訟で山方惣代からこの事実を独占直買の実施されなかった材料として三か所仲間が攻撃される。もともとこのような便法が行われる大きな理由は「丹州表買物相對之儀に付、我ヶ忒成儀申し出間敷く事」(享保17年『中ヶ間の相定』)とあるように、丹波材取引が山方出材業者と三か所各材木屋の個別取引であるところにある。山方荷主の取引相手は事実上は特定の材木屋に固定する傾向にあるが、材木屋の選定はいちおう自由である。いっぽう材木屋は「中ヶ間の相定め」に従うわけだが、場合によっては山方へ「買物ニ参り申」すこともあり、仕入銀を支払うこともあるわけである。したがって独占直買の協定を空文化するような原因が山方ばかりでなく、仲間の間にも内在していたといわなければならない。したがって相互の監視を必要とするばかりでなく、仲間の材木屋に山方と特殊な関係をもつ者が加わることも警戒する。たとえば元禄10年(1697)に桂組材木屋忠兵衛家屋敷を同組市郎兵衛が買った際、仲間へ差入れた『一札之事』に「此度買請け仕り候家屋敷、若し入用これなく、売り拂い申す節、又ハ借家ニ仕り、借シ申し候共、丹波山家山国黒田大谷筋の仁に売り申す儀、借し申す儀仕り間敷く候」と誓約しているように。

しかし、そのような仲間内の厳格な統制も享保期に入る前後から急速に解体してゆく。というのは、山方の者が三か所で材木屋を始める目的で屋敷を購入しているからである。たとえば桂組において享保10年(1725)に山国大野村六左衛門が、同13年に大谷海老谷村甚左衛門が、それぞれ材木屋屋敷を購入している。前者の資料を紹介しておこう。

一札之事

一. 此度材木屋次左衛門殿抱の屋敷の内、四郎右衛門屋敷、我等買請け申し候に付、材木商買仕り申すべく候。然る上は御年貢上納並に町の入用等割付の通り、異儀なく出し申すべく候。又は町内有来り候義何事に寄らず、式法相背き申す間敷く候。尤も何れも材木屋中商買妨げに成り申す義、一切仕り間敷く候。(以下略)

享保十乙巳年八月十九日 丹波山国大野村
六左衛門 印

材木屋市左衛門殿
同 次左衛門殿
同 又兵衛殿 参る

三か所仲間統制の弛緩を示すもう一つの事実は三か所の近辺に同業者が出現して、丹波材を取扱うようになったことである。嵯峨小屋町の源七、横大路の平八、それに上久世村の七郎右衛門等の材木屋がそうで、たとえば享保19年(1734)の三か所仲間再編成で仲間へ新加入を許される平八が三か所仲間へ差出した『一札之事』に、「此度材木商売 御公儀様より御吟味遊ばさせられ候二付、私儀17年以前より丹波材木商売仕候」と述べている如くである。このような傾向は嵯峨の薪問屋が事実上は口銭をとって丹波材をも取引していた点にもみられる。薪問屋仲間がやはり享保19年に奉行所へ差出した次の資料にその事実が語られている。

下嵯峨川端村浜町才木預り主

忠三郎

(外4名略)

一. 私共義薪商売仕り来り候。其節に口銭取りにて少々づつ売次仕り候由申し上げ候に、古材木相對仕り相成り候筋立て商売仕るべきは、是迄の通りにては仰付けられ難き旨、仰せ渡され畏れ奉り候。私共薪商売の内へ才木少し相加へ渡世仕来り候へ共、向後は

嵯峨
さか組古材木屋中へも相談致し、和融相済
し、商売仕り度存じ奉り候間、相対仕り、
一兩日中に申し上げ奉り度く候。以上

寅四月五日 五人

御奉行様

薪問屋5人のうちの庄三郎は前出貞享2年(1685)資料の黒木屋庄三郎と同一の家であろうか。それはともかくとして、以上のような状況の下では、三か所仲間の丹波材独占直買の特権それ自体が相当程度に形骸化してしまっている。それはもちろん山方の経済的発展の結果である。延宝期に伐出生産過程から都市流通資本を排除した山方出材業はさらに流通過程においても都市流通資本を押えつつあったのである。

さて、三か所仲間の無力化しつつあった丹波材独占直買の特権が、この時期に始まる幕府の商業統制の強化にたまたま結びついて、再び現実化するチャンスを与えられる。

「享保期株仲間の公認」 事の始まりは京材木屋の紛争からおこっている。享保8年(1723)にそれまで京材木屋のうち本材木屋仲間だけが上納していた仕置材及び札板を15か所に散在するその他の材木屋、挽板屋・白木屋・竹屋・古木屋等へも割り掛けることになった。しかし問題が出て同14年に右の材料を奉行所が買上げ、その代金を京材木屋の全部へ賦課した。そうなると本材木屋仲間からさらに往古からその他の公役も勤めてきているのに、近年アウトサイダーが多くなって「仲々間の人数次第二減少、衰微仕り、御用も勤り兼、末々ニ至り退転仕るべく」として吟味方を願い出た。その結果、奉行所では京材木屋の総てに命じて証拠書類を差し出させ、それにもとづいて同18年12月に京材木屋間の営業種目に関する整理を目的とした『申し渡し』を公布した。この紛争から、これまで圏外にあった三か所仲間がまき込まれてゆく。享保18年(1733)に京材木屋仲間から公儀

へ三か所仲間へも諸入用を割り掛けて欲しいと願い出て、奉行所から三か所仲間へ「御公儀様へ御奉公筋相勤め候義これなき哉」と尋ねてきた。丹波材独占直買の協定が次第に無力化していくのに苦慮していた三か所仲間にとって、奉行所の発した享保18年12月『申し渡し』はまさに渡りに舟である。奉行所の質問に応ずる形でいとも巧妙に起ち上ってゆく。早速に嵯峨・梅津・桂各組の由緒書その他の書類をまとめ、奉行所の要求に応じて差出したのが周辺の同業者をシャット・アウトせんとした享保19年3月の『乍恐奉願上書』である。そのうちの次の一項に出願の意図がくみとれる。

一、京都材木屋中よりは是迄相勤め来り候御用筋の掛り物、此度私共へも割り掛け申し度御願ひ申し上げ候由、承知奉り候。嵯峨・梅津・桂三か所材木屋共の義は川筋由緒も御座候て、材木商売致し来り候。別て嵯峨材木屋共の義は薪御運上御取立御役義、毎日相勤め罷り在り候得ば、此度京材木屋同様に御用筋相掛り候儀、重役の様にも存じ奉り候得共、御公儀様より仰付けさせらるの御儀に御座候へば、自今の儀何れも畏れ奉り御請仕るべく候間、嵯峨小屋町米屋源七、横大路村万屋平八、上久世村七郎右衛門と申す者、材木株にても御座なく、勿論川筋何の由緒もなく候て、近年材木商売仕り候。其の外薪屋共の内にも紛ら敷き材木相受け、商売仕り、其上古来証文相用いず、丹州より直売の肝煎仕り候ニ付、古株の立材木屋指問えに罷り成り、至極迷惑仕り候。恐れ乍ら新規の者共、材木商売相止め、以来桂川筋に材木屋出来仕らず候様に願ひ奉り候。(以下略)

その結果は、奉行所から三か所のアウトサイダーについて取調べがあつて、結局既述の源七、平八2名が現営業地居住のままで三か所仲間へ

新規加入を認められた。そしてその他の者は丹波材取引を停止させられてしまった。宝暦8年(1758)三か所仲間『定』にその数を「古来より都合三拾五軒に限り、御公儀様御帳面ニ御記し成し下され」と称しているが、この株数35軒は前記2名を加えた結果なのであって、享保19年(1734)4月『嵯峨・梅津・桂材木商売人名前帳』の作成以前は事実上の株数33軒(内休株20軒)である。

これで三か所仲間の丹波材独占直買の特権が蘇生したかの如くであるが、実はかならずしもそうではない。もともとアウトサイダーが増加した根本の原因がその特権に不満をもつ山方材木商人にある以上、しかもすでに都市商業資本が押えきれぬほどに成長してきている以上、そのまま黙視するわけはなかったのである。以後、山方材木商人仲間が京材木屋達の協力を求めながら反撃を開始する。いま株仲間が公認されてまもない享保19年(1734)7月から両者間に和談が成立する寛保2年(1742)までの山方の法廷斗争を列記してみる。

- 一. 享保19年7月 山方52か村惣代から三か所へ出店を開きたいと出願。同9月却下。
- 一. 同20年2月 京都東役所へ同目的で出訴して敗れる。
- 一. 翌元文元年4月 京都西役所へ出訴して敗れる。
- 一. 元文5年正月 新奉行就任の機会をねらって山方13か村名で東役所へ再度訴う。
- 一. 寛保元年10月 京都板屋3軒から山方110か村の承諾があったとして三か所へ問屋を設け、三か所仲間が直買した残りの丹波材を100分の3の口銭をとって諸方

材木屋と取引したいと出願。

- 一. 寛保元年12月 遂に三か所仲間惣代から内済を奉行所へ願ひ出る。それによると、京材木屋年寄が介入して「嵯峨薪屋共之内3, 4軒問屋拵、丹州より直売致させ、此度の出入、下にて相済せと強要されたこと、そのため「片手打」であるからとして別の仲裁人を立てるよう願ひ出ている。
- 一. 同2年3月 和談成立。

和談の要点は次の二項目にある(寛保2年3月『奉差上済証文之事』)。

- 一. 山方より年中差下し候材木丸太五分通り嵯峨・梅津・桂へ売り、五分通り何方とも山方勝手次第に直売。尤も是迄古証文もこれあり、直売相成らず候処、挨拶を以て、三か所得心にて直売に相成り候事。
 - 一. 材木屋休株壺軒借り請け、何屋誰と申す者を指置き、並に薪屋の外に誰にても壺軒、都合式軒直売、材木丸太預け所に相定め、三か所の内勝手宜敷き場所に相立て、休株借り代として壺か年に銀壺枚宛、毎年山方より株主へ相渡し申すべく候。尤も右式軒直売材木預け所に相立て候に付、材木屋仲間中、年中諸入用一切掛り申す間敷く候事。
- 山方の勝ちとった成果は丹波材の2分の1はこれまで通り三か所仲間へ直売するが、他の2分の1については三か所へ出店を設けて「勝手次第直売」という点に集約されている。これではさきの京都板屋三軒案がたんに余剰材を山方で自由に直売するという点より、さらに三か所仲間の独占直売の特権は後退したことになる。そればかりでなく、たんに「材木丸太

五分」といっているだけで、毎年の全量等について協定がないのであるから、三か所仲間の独占直買の意味は反故になる可能性も充分にある。三か所仲間の地位はますます不安定にならざるをえない。そのため、三か所仲間からその点の確約を得るため山方惣代に交渉したのであるが、山方惣代からは「五分五分之訳も仕らず、是迄の通りに買請呉候様に」と説明するだけで、はっきりしないと寛保2年10月『口上書』を奉行所へ差出している。

三か所仲間ではその後もたびたび確答を山方に迫るが、山方はのりくりとしてまともに協定しようとしなない。仕方なく翌3年2月12日再び奉行所へ『窺書』を差出している。

(前略) 私共へ買請け五分の筏分けの義は、村方谷々仕置き候材木員数知り難き候に付き、右村の売方の義に候間、五分の仕分け致し呉れ候様に去年より此節過度々惣代共へ対談仕り候得ば、惣代共申し候は凡そ筏高千御座候内、九百買請け候ても私共の五分に相立て、残りを村方五分に致し、其年に限り五分の勘定は流れに仕り、村方申し分これなきの由、惣代丹治・平兵衛・安左衛門・其外藤左衛門・儀兵衛・文助此者共立会い、これを申し候に付、然ば此れ以後私共買請け候材木直段書並に筏送り状に五分切と申す儀書き印し、筏差下し呉れ候様に申し入れ候得共、此儀も埒仕らず候。(以下略)

そこでこんどは奉行所から直接山方へ尋ねている。それに応じて山方から差出した同年同月20日『乍恐奉差上口上書』をみても、山方の態度は依然として不明瞭である。

(前略) 此度三か所之材木屋より申され候は、買内五分通りと申す分量相立ち候様に申され候へ共、五拾式か村数千の山谷に伐り置き候材木分量、相定めがたく候。とかく三か村より随分相対の上、何程成り共買取り申され候。

残り材木直売に致すべく候。又相対相成らず候て、いか程材木買い残し申され候とも、相残り候分何方成り共勝手次第に直売申すべくと下にて和順に相済し申し候義に御座候へば相対いよいよ売買をもって仕り候義五分五分にて御座候。

以上のような山方の不明瞭な態度というものは、いったいどのような理由に基くのであろうか。彼等のいい分の通り山方「五拾式か村数千之山谷ニ伐り置き候材木」を山方の各材木商人の商品として筏流送してくるのであるから、それを一定の比率に分類して三か所仲間の各材木屋へそれぞれ売り渡すということがすでに行われ難いことは事実だ。そういう内容の和談に導いた山方のそもそもの主張はもちろん三か所仲間のもつ独占直売の特権打破にその目的があったわけである。しかしながら、その真の目的は根底からその協定を否定してしまうのではなく、いわば三か所仲間の支配している丹波材独占直買体制の修正をねらっていたのである。具体的にいえば余剰材を山方が三か所仲間以外の者へ自由に処分できる体制に修正できればそれでよかったのである。それが不可能なばあい、たとえ三か所仲間の間に「直段之儀ニ私これなき様ニ中ヶ間の内へ、兩人宛、其砌立會、異儀なき様ニ仕るべく」(享保17年『中ヶ間之相定』)と、場合によっては仲間統制で法外な直段を取締ることができても、「是迄の通り値段申合せず、時々相場を以、理分請出し買取申すべく」(寛保2年『仲間極一札』)という機構の下にある以上、山方材木商人の余剰材は買ったたかれる可能性が多いし、また好況期に臨んでもそれに応じた利益の増大は直ちに望むべくもない。ところが、余剰材の「勝手次第第二直売」体制ができていれば、好況期に山方の納得しがたい価格を押しつけられても、三か所仲間との直取引を可能な限り敬遠して、余剰材の方へ廻せばよい

はずなのである。山方が三か所仲間と「相対相成らず候て、いか程材木買残し申され候とも、相残り候分何分共、勝手次第直売申すべく」と断っているのは、まさにこのような状況を考慮してのことであつたらう。したがって和談の結果、5割の「勝手次第直賣」を勝ちとつたものの、その数量は確定しない方が山方にとって都合がよいわけなのである。そのうえ、当時の木材輸送技術の条件下で経済的諸条件から生じる制約は、山方にとつても三か所仲間の存在それ自体は必要だったのである。

山方が三か所仲間の独占直買体制を骨抜きにただけで、その体制を全く解消してしまうほどの意図がなかったことはその後の山方出店の経営をみればあきらかである。たとえば52か村の名で借株をして出店した2軒のうち桂組に属する丹波屋惣兵衛店は和談の翌寛保3年(1743)以降山国・黒田筋から材木商人が支配人として経営にあたるが(同年山国塔村友右衛門、宝暦元年同大野村治左衛門)、享和元年(1801)になると源七を手代に抱えて経営をまかせてしまう。そればかりでなく、年号不明の桂組惣代岡太郎右衛門から三か所仲間へ差出した11月20日『口上』によると、「昨廿日大野村治左衛門殿・塔村友右衛門殿・宮村武兵衛殿右三人惣代として私宅へ参られ、呉々御頼み成され、御仲間へ披露致し呉れ候様ニ申され候」として、次の1件を報告しているのである。

一、桂丹波屋惣兵衛殿見世の儀、近年商ひ相休み居り申され候処、当冬より前々の通り商ひ致し度旨、大川惣代衆より相届き申され候。尤も右の見世是迄は仲間惣入用並に御公役銀等の割当、出銀これなく候処、当年より御仲間一同に出銀致される旨、相頼み申され候。

出張店はしばしば開店休業という状態にあつたわけである。このような出店の不活発な経営

状態は三か所仲間の存在意義を一面から示している。山方が出店を設置すれば材木屋株の借入金、その他の経営費等で少なからざる出資を負担しなければならないし、その点で山方52か村が常に一致して出店を希望することはなかなか困難である。この時期になつても木材商品生産の不均等発展の事実を対称的に示すのが山国・黒田筋と大谷筋との対比である。詳しくはふれられないが、たとえば寛保期和談による嵯峨出店が山國中江村丹治、桂出店が黒田宮村平兵衛と、その後の桂出店も常に山国・黒田筋からのみ経営者が出ている点からも同地方の先進性が推定できる。これに対して大谷筋は杉、桧木材の植林がそれほど進展していないこと、いまだ都市資本の前貸の事実がみられること等からその後進性があきらかである。そのうえに、三か所仲間に対しては大井川山間の河川工事費を3割負担させているなどの事情も加わっている。要するに三か所仲間が「奥口実意ニ而景気不景気ニ随ひ、仕切直段相談ニおよ」(文政11年『奥之趣意物語書』)べば、山方もいちおうは満足できたのである。さて、その結果、5割方を山方が勝手直売していない状態にも拘わらず、ともかく寛保期和談から幕府権力による天保期株仲間解散に至るまで両者の間に新協定をめぐって直接の紛争は起らずに済んだのである。

「幕末の三か所仲間」次に、天保13年(1842)株仲間解散、続いて嘉永4年(1851)株仲間再興、という領主権力の打ち出す政策に対応しながら、三か所仲間と山方との丹波材直取引がどのように変質していくかについて述べよう。

三か所材木屋敷は解散直前の天保10年が18軒で、再興直後の嘉永6年が31軒である。31軒のうち17軒が新加入者で解散中に新たに丹波材取引を始めた者達である(表3参照)。再興にあつて三か所仲間が新加入者へ強制した条件は嵯峨・梅津・桂の地域へ移転して丹波材直買を

おこなうという従来の慣習であった。たまたま地域外の郡村幸治郎外2名がこの条件を拒否したことから訴訟に発展した。この事件があったから、恐らく懲りたからだろう、三か所仲間はさらに奉行所へ従来の慣習の布達方を出願している。その願書に基いて奉行所は嘉永7年9月に『触書』を洛中洛外へ流した。

ところで、この『触書』を山方の立場からみるときは、三か所仲間との間に存在した旧協定を無視される恐れが多分にある。安政3年(1856)9月に山方が従来のように52か村の名で三か所仲間を相手取って出訴したのはそのような事を考慮したからで、解散前の山方出店に関する再確認を目的としたものと思われる。同12月、両者間に六か条にわたる『乍恐済状』が成立した。そのうち丹波材直取引に関する寛保期旧協定との関連条項は次の二か条である。

一、山方五拾貳か村材木預け所の義、嵯峨・桂両所にて壺軒づつ立置き、右預け所人跡の義は、此度山方より嵯峨の方へは又兵衛、桂の方へは彦六事惣兵衛と改名致し、右両人の者を両所へ引越せしめ、其所の住人に相成り、三か所材木屋仲間へ加入仕るべく上は、仲間作法通り、急度相守り申すべき事。

一、山方より年中三か所へ川下げの材木、其時の世間並の相場を以、悪木たり共3か所材木屋中へ如何程にても売買仕り、其上自然余り木出来候節は、右残りの材木前書預け所式間の者より仲間同様に諸方へ賣り捌き申すべく候。尤も右貳軒の名前を以て、山方の者より諸方へ直売並に掛引き等都て紛らわ敷義は一切仕り間敷候事。

右二か条のうち前条は大体旧協定通りである。さて、後条についてであるが、山方が三か所仲間の買い残した余剩材についてだけ諸方へ直売ができるという点は、旧協定にあった総量の5

割を山方が直売できるという内容とくらべて、山方が一步後退したかの観がある。しかしこの点はすでに旧協定を検討してきたところから明白であるように、むしろ両者間の取引の経験を率直に活かして、事実を文書にしたものとも考えられるのである。少なくとも現実が三か所仲間の山方支配の強化傾向にあったと考えることは早計である。そのことは他の条項を参照すればあきらかなので、それらの要点を番号をつけて紹介してみよう。

(1) 山方の出店2軒は年間諸入用を「正路」に割当てられ、仲間同様に出銀する。

(2) 木材代銀の支払いは6月、12月の両度である。もし材木屋のうちに支払いを滞る者があるときは、材木屋共が相談して支払いができるように「精々世話いたし」売主には損害をかけない。

(3) 売買契約済の筏が洪水で流失したとき、これまでは買主の損害負担がなかったが、今後は代銀のうち3割を買主の負担とする。

(4) これまで材木屋から山方商人へ仕入銀の前貸もおこなわれたが、「山方不取締にも相成り候^補二付」今後は廃止する。

補 この規定の存在から、それ以前は山方商人の仕入金に三か所材木屋から前貸が一般的に行われていたと考えることは間違いである。

『乍恐済状』の(2)に支払い方法が規定されているように、取引の一般的な方法は材木屋の後払い取引である。この方法は今のところもっとも古い享保17年『中ヶ間之相定』においても「代銀之儀は筏一乗りニ銀百匁宛座ニ相渡し、残銀ハ五月ト盆前ト両度ニ相渡し可申候」と規定されている。この銀百匁とは三か所材木屋が荷主に代って筏指子に直渡しする分である。しかも以上の支払方法は寛永期前後と推測される山方商人の取引においても実証できる(野田只夫編『丹波国山国莊

史料』369-371頁)。一般には延宝4年の協定によって、材木屋が山方支配に生産費を前貸する積極的意味はなくなっている。

以上のうち(1)の諸入用は旧協定において免除されていたが、そののち山方出店も負担するようになった。したがってこれまた既成事実を文書化したもので、むしろ山方出店の独立を示している面もうかがえる。(2),(3),(4)はいずれも山方の主張ないし利益を保障したものである。こうみえてくと『乍恐済状』全体の傾向からは、やはり山方の三か所仲間に対する前進を推測することが困難でない。要するに『乍恐済状』全体からうける印象は旧協定に比して細部にわたってはるかに神経を使うようになったということであろう。この変化こそむしろ三か所仲間のものである。三か所の材木屋についてみると享保19(1734)~安政3年(1856)の間、営業を続けたと思われる者は嵯峨組1軒、桂組2軒に過ぎない。材木屋の浮沈の激しさを語る事実で、山方の経済的發展に対してもっとも対照的な点である。材木屋仲間が以下にふれるように仲間規定を厳格にしたり、アウトサイダーの摘発に懸命になるのは、木材市場の変化・発展に伴ってますますその経済的地位が不安定になってゆくからである。

三か所において株仲間解散以降、新規の材木屋が増加したことは既述の通りであるが、株仲間再興によって再組織された三か所仲間の団体としての性格はかなり変化したものであった。その原因は主として小資本の同業者が増加したこと、丹波材の出材量がそれほど増加しないにも拘らず材木屋敷の激増したこと(表1,表2参照)の2点で、そのため三か所仲間は生産地支配を強化するどころか、弱体化させてゆくのである。文久2年(1862)8月、三か所仲間の『定』五か条のうちからその点を指摘してみる

と、次の三か条(要点)にその関係がもっともよく具体化されている。

(1) 近頃仲間の中に心得違いの者があつてコツテキガイ忽糶買ニ相成り、自然と直段も買増し、既ニ銘々相続ニも相拘るべく候。かような「不埒之義、一切仕り間敷候事」。

(2) 「山方売人申合せ、自然銘々共の内に下ヶ札同様の義相企て候節は、仲ヶ間商法の意味合を以、相互に助け合、埒明け仕る可く候」。

(3) 「直附の材木直段、落合わず候節、木主より仲ヶ間江売歩き候共、互に遠慮致し合、相断り申す可く候。然上は木主素々江立戻り候道理に相成り、左候時は自然と直段下落之押ニ引き相傾き申す可」。

(1)は三か所仲間のうちに往年の如き統制力がなくなりつつあることを語り、(2),(3)は仲間の統制力の弱体化につけ込んで、山方荷主が3か所材木屋の最後の拠点であるはずの価格決定権をもおびやかしていることを明白にしている。しかもその前年、山方の訴えがあったので、桂御所代官が山方出店から大坂等へ下行する筈に桂組は5分の口銭をとるのかと尋ねたのに対して、桂組では「一切無御座」と返答している(文久元年『乍恐奉願書』)。文政3年(1820)三か所仲間『申合』で下行筈は「仲ヶ間借財埋方として銀二十五匁出銀可致事」に決定している。したがって、あきらかに桂組の山方に対する譲歩である。

そこで幕末最終段階において、三か所仲間による山方支配の解体を山方資料によって実証してみよう。山方材木商人が52か村という名称で主として三か所仲間に対する団体を組織してきたことは既述の通りであるが、元治元年(1864)11月の52か村集会の決議事項のうちから、三か所仲間に関係する部分を次に掲げる。

五拾式ヶ参会趣意書

一. 生田平左衛門 梅津与左衛門

右兩人の義五拾貳ヶ山方売人一統より売渡しの義停止の處、取扱人よりは迄通り相願い成され候得共、一同御答には右兩人より一札差入れ申され候ハば、得心致す可きやに候得共、此俣ニては、承知致し難しと一同より御答ニ付、取扱人、一先ず引取り、右人江申し論し、其上にて御願申し上げ候事。

二. 三ヶ所材木屋并両木場（出店）の外、木屋向の用材売払の儀は堅く停止の事。

但し京材木屋へ売渡しの義ハ勝手の事。

一の嵯峨組材木屋平左衛門と梅津組材木屋与左衛門がどのような理由で山方から木材取引を停止されたのか不明であるが、山方が三か所の各材木屋と対等の立場で木材取引を行っていること、場合によっては各材木屋をボイコットするほどの強い勢力をもっていたことがわかるであろう。もちろんこのような山方の強い立場はこの時期から始まったという性質のものではない。たとえば文化8年（1811）に嵯峨材木屋惣左衛門外6人が嵯峨山方出店の事で山方材木商人から糾弾された場合にも同様にみられる。当の7人は「奥筋より売買現銀取引」を押しつけられ、現銀が調わないのを「氣之毒ニ存」じた桂材木屋勘左衛門外3名から52か村惣代へ詫を入れることで「是迄之通り売買取引」することになった（『覚』）。

さらに二の但書によって三か所仲間の丹波材独占直買の特権が山方から事実上はほとんど無視されてしまったことが明白である。丹波材の主要な市場である京都へ三か所仲間を通さず売渡してよいというのであるから。明治の変革によって三か所仲間は葛野郡材木商組合に改組して、株仲間は解体する。しかしすでにみてきたように、山方の発展によって三か所仲間はその特権を喪失しつつあったのであるから、上からの解体をまつまでもなく、株仲間としての運命は定まっていたであろう。

第3節 丹波材の育林生産技術

そこで次に、「水」から「山」の方へ眼を転じて、丹波材生産における林業上の先進性に注目してみよう。既述したように林業の場合、育林事業が一般化することによって林業地帯としての持続性が保障されるが、山国・黒田地方では全国的にみてその育林が早期に実現していることがその特質としてあげられる。といっても、その育林事業は、各個人（家）、各村落、各仲間等々の実施したものであるから、その画期を見極めるには史料上困難がある。

すでに紹介した事実であるが、「延宝9年の保津筏問屋出入文書によれば、同筋から出る筏（大川筏）材には植林を前提としたと思われる杉材がすでに支配的となっている。これに対し『大谷筋より下し申す筏は栗材木・松材木・其外雑木なども御座候』と元禄9年の同出入文書で述べている」（『社会経済史学』1961年）と報告したことがある。この私見に対して林学者本吉瑠璃夫氏から「この当時の商品としての杉材は、主として奥山に所在した宮山、役山における天然生林から伐出されたものであって、決して植林を前提としたものではない。奥山に植林が開始されたのは、明治以降であって、この地域においては、現在なお天然生林がきわめて多く、人工林率は2割にも達していない。」（『先進林業地帯の史的 연구』276頁、1983年、玉川大学出版部）と私には全く見当はずれと思われる批判をいただいた。そこで、本吉氏の批判にお答えすることから始めたい。まず、山国12か村における山林というのは、本吉氏が考えておられるような「奥山」（旧惣庄山の）だけではないのである。その上、植林については本吉氏のように「一本仕立普通植杉造林」（後述に出るような）に限定して使ってはならず、林学者

園部一郎氏と同様（同『林業政策上巻』〔昭和15年・目黒書店153頁〕）、人工造林許りでなく天然更新をも含めて育林＝植林と使用していたことである。後述でさらに明らかにする。

さて、近世中期になって山国・黒田地方における用材の商品化の発展に基づく植林化に着目し、禁裏御料7か村と片波・灰屋・初川3か村の10か村全山を押領しようとする訴訟事件が起こった。押領を企てたのは葛野郡中堂寺村壺貫町林庄兵衛なる者で、享保11年（1726）12月に支配代官所へ次の「恐れながら願ひ奉る口上書」を差し出した。

一、禁裡様御領丹波桑田郡灰屋村・片波村・黒田上村・同宮村・同下村・井戸村・小塩村・初川村・塔村・鳥居村右村々、唯今迄少々宛山御年貢上納仕り、植杉は申すに及ばず、かな木・雑木山・柴山一式支配仕り来り候御儀に御座候。向後、右村々里山杉・桧の分斗り自今私江請切りに支配仰せ付けさせられ下され候様に願ひ奉り候。然る上は、是迄村方より上納仕り来り候御年貢私方より相違なく上納仕り、冥加として壺ヶ年に米貳百五拾石宛永々禁裡様御台所へ上納仕り、その外御台所へ御入用の節は何時に依らず御用銀五拾貫目迄、御用に指控え申すべく候。且又、村方只今迄植立置き候杉苗木の代として壺ヶ年に銀拾貫目宛五ヶ年の間、右拾ヶ村中江指遣し申すべく候。その外、村方より惣躰指上げ候山御年貢の分、村方此度の疑捨のため私方より永々御上納仕るべく候。就中、植杉の義は、往古より有り来り候儀にては御座なく、（延宝5年）五拾年斗り以前植え始め候て、その後中絶仕り、又十八、九年以来村々少々宛植申す御事に御座候。全く以て村方渡世の不勝手に相成り候程の義に御座なく候。尤も、村々古来より百姓渡世に仕り来り候奥山・

かな木山・肥^{こや}し柴山・雑木山・牛馬飼い草山一円指し構え申す儀御座なく候。勿論、耕作の指支え曾て以て御座なく候。植杉伐採候跡は、年々植え足し仕り、幾年相過し候共、山を荒し申さず様に仕るべく候。右願ひ奉り通り仰せ付けさせられ下され候は、難有存じ奉るべく候以上。

享保十一年十二月

この出願書の内容は、山国・黒田地方の植林の歴史について、そのあらしや村落の経済生活をよく調べた上で纏めたことが分かる。実は、「塔村・鳥居村杯にも願人と一所の内仲間の者」が存在して、協力した結果である。これを受取った禁裏勘定奉行では筋違いの訴状として取りあげなかったのが、願主庄兵衛は翌13年、さらに江戸まで出て、長期間滞在しながら幕府勘定奉行その他へ運動を試みた。しかし結局、山方10か村の「惣百姓如何様の厳科仰せ付けさせられ候とも、此儀一円御請申し上げ間敷く」という強い反対にぶつかって、徒労に終わってしまった。

そこでまず、この地方の植林の方法から説明しなければならない。たとえば中世の山国庄や弓削庄にあたる地域では、既述した大谷筋とくらべると杉、桧等の肥沃な林地で、天然生の杉、桧がよく育った。そこでは伐採後、時間をかければその根元の部分から数個の芽条が伸びてきて、やがて新たな樹木に生長していく。あるいは地上に接続して這っていった部分から成木が生長していく（伏条更新という）。これらを萌^{ボウ}芽更新と総称している。この点に注目して、かつて藤田叔民（＝彰典）氏が、「山国林業はスギの萌^{（芽か）}生更新を育林業の主体とする林業経営がかなり古くから当地生産形態として発展してきた」（E、418頁）と主張されたのである。この見解に対して私は、「林業史の上で重要問題なので指摘しておく、山国林業の育林経営の

中心を萌芽更新であるとしているが、全国的規模で近世中期に盛んになる農民的林業地帯での育林は、人工造林（苗木＝植杉等）であって、その点山国でも例外ではないことは沢山の資料が証明している。そういう一般的背景の下で、享保年間に領主権力をテコとして外部から造林請負による林野の横領という問題もおこってくるのであって」（西川「戦後の超段階的偏向の克服のために」《徳川林政史研究所『研究紀要』395頁》）と批判しておいた。以上の批判そのものはいまでも妥当だと思っているが、山国・黒田地方の植林の特質については私の説明では必ずしも充分だとはいえない。殊に近世中期以前の植林の歴史については、山国の育林が萌芽更新を中心としていたという歴史的事実は軽くみるわけにはいかないのである。そこではじめに、貴重な歴史的事実から紹介してみよう。

売渡し申す用木かな木立毛の事

一、山壺ヶ所也、有所は能見口やけ杉のわけ口皆敷地也

右の山用木かな木立毛、代銀壺貫七百六十匁売渡し申す処実正也。但し年内は当丑より来る戌の年拾年間、如何様共御さんばい成さるべく候。但し木間は定の通り壺間半ばまで御（広川原村の自然村産）きり成さるべく候。但し杓子屋・ひろ川原の者共へ売り申す間敷き定なり（以下略）

寛文拾三年（1673）丑の正月廿七日

井戸村

庄屋	久左衛門(花押)
大上権右衛門殿	年寄 権右衛門(花押)
江口久左衛門殿	同 加兵衛 (花押)
大上加兵衛殿	同 長兵衛 印
井戸平右衛門殿	同 平右衛門(花押)
樋爪長兵衛殿	同 権兵衛 (花押)
江口権兵衛殿	助十郎 (略押)

(外12名略)

旧山国惣荘有山林であった「奥山」が分割さ

れて、井戸村に割当てられた杉林を中心とした山林を井戸村名主6名が井戸村惣中から10か年の年季で買い取った証文である。近世の行政村を代表する庄屋、年寄以下の地下19名が、同村の上層部6名に売り渡していること、山国10か村（近世行政村としては12か村）の枝郷広河原村へは転売しないという10か村の「村定め」を守ることを断っている。そこで育林にふれると、「木と木との間隔一間半」までにある杉の間引き伐採の定めで、要するにこの杉林は萌芽更新による育林が行われていた林地の売買なのである。伐採の仕方の異なるもう一つの例を示しておこう。

売渡し申す用木立毛の事

合一ヶ所 但し有所は能見口にこれ有る也。

井戸村分口の分皆敷の半分也

右件の山、井戸村中より、申の年より来る丑の年中限り、六年の内、我等買置き候へ共、現銀四百七拾匁に年内の間、売り渡し申す処、実正明白也。此山用木の儀に付、年内の間、少も違乱妨げ御座なく候。但し間定めは丈間壺間半より上、御切り有るべく候。用木売券状 仍て件の如し

明暦三年（1657）西の極月廿二日

大上権右門（略押）

次川小左衛門殿

同 庄兵衛殿

同 茂兵衛殿

この山林も、井戸村の「奥山」の分割林地で、その代表大上権右門から黒田宮村の同族次川家の3人へ用材林を売った証文であるが、この場合は低木・稚樹を残して1間半以上の長い樹木を選んで伐木する契約である。要するに萌芽更新によって成育した一定の成木だけが取引きの対象である点は、両者の売買契約に共通である。このような天然生樹木は、もちろん育林事業の結果によるもので、たんに自然のまゝに放置さ

れていて成長している原生林とは全く異なる^補とは注意すべきである。

補 林学者四手井綱英『森林』（1985年・法大出版局）では「日本の林業には、従来このような（ヨーロッパの天然更新のような……西川）ぬき伐りをして天然更新を行なう方法はほとんどなかった」（99頁）とっておられる。間違いである。

特に建築用材のための樹木は、大なり小なりの労力が費されている。盗伐取締りの管理労力とか障害となる雑草木等の除去とかあるいはまた択伐・剪定の労力等々。このような育林の仕方をも苗木による人工造林と区別して、天然更新による造林と称している。しかもこのような山林は、もちろん用材だけを伐採する地域なのではなく、薪炭材その他の供給地でもあるから、地元村落民全体の監護の下にある。その点は、育林にとって重要な側面なのである。そういうわけで、もし買手が「木間は定の通り」の定法を守らず、伐り越したりすると、たゞ賠償金だけでは済まない場合もある。たとえば文化15年（1818）4月の黒田宮村、下黒田村両村の村役人による「恐れながら済み状」によってみると、去年両村氏神の宮山の一部であるむから谷の杉・桧立木を下黒田村宮行事役の勘右衛門は、代銀380貫余で落札して「当立毛伐間を定め」買い受けた。ところが、「境違い木品下た間以下雑木迫伐出し、右は全く勘右衛門心得違いの儀にて、^{（宮座）}勿論座方法式の儀等はお定法書付もこれあり候処、右定法に相背き候に付き」、奉行所へ訴えられた。結果は、「下にて下済の儀、相侘び候に付」和談→内済となって勘右衛門は、両村宮座から次のような処分を受けている。

- 一。「境目外し、下タ間以下の雑木類迄、伐り取り候に付」償いとして銀子百目出銀のこと。
- 二。「勘右衛門並に忤とも貳代の間は、宮座嗣座仕り候て休席いたし、三代目より宮座出席仕るべき」こと。

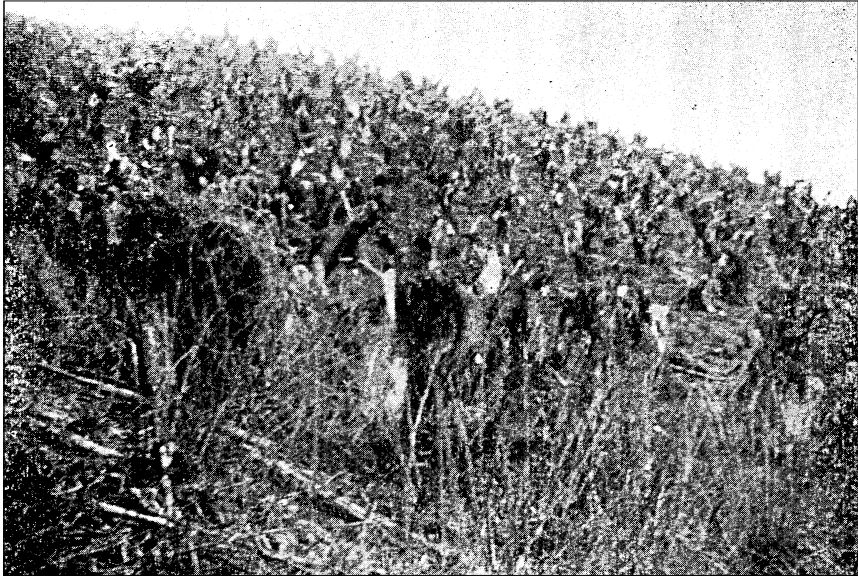
定法によれば「永代宮座相除き申すべく定に御

座候」が、両村役人の執り成しによって、二代だけの休席で済んだという。

そこで、記述を植林に戻して、ただこのような天然更新の育林は低生産性で、近世に入っからの用材需要の増大に充分答えられないので、その結果苗畑によって生産された苗木による杉・桧の人工造林が一般化してくる。当時の名称では「植杉」で、京都・吉野・尾鷲等の林業先進地で慣用された名称である。と同時に、さきの享保期の林地横領事件も以上のような背景の下で起ってきている。

ところで、この事件の際、訴えられ山国7か村が反論して書いた最初の文句に、「山国百姓は、人王九十六主、光厳院大上法皇、井戸村常照寺江入御の節より禁裏様御料にて御即位の節は、植杉の内より三広木五三寸と申し、材木を調進仕り候」（享保12年2月「恐れ乍ら口上」）と人工造林の歴史の古さを強調している。光厳院が常照寺に入御されたのは正平17年（1362）であるから、近世以前の植林を積極的に認めておらない藤田氏（『近世木材流通史の研究』118頁）、本吉氏（『先進林業地帯の史的的研究』59頁）は疑問を呈出している。確かにこの近世文書には中世に木年貢を貢納した山林と結びつけて「植杉」を使っているのだから、木年貢生産の行われた山林である惣庄山、すなわち奥山・馬場谷・西谷・蘇武谷等に人工造林は行われなかったと理解することは妥当だが、この時代に個人の所有した畑等に人工造林が行われたことは文和3年（1354）壬10月26日の沙弥道嚴夫妻が「私領田畠」を嫡子丹波守貞に永代譲与したうちの1か所に「杉木畠壱所四至 限東地類際目、限南際目、限西際目繩手、限北地類際目」（中江村西八郎文書・D・584頁）とあり、但し書に「女性達壱期の後は、丹波守貞進退すべく者也」とある。ということは、この地方では残された女性のためにしばしば遺言で杉林を残して

(A) 藤田叔民著『近世木材流通史の研究』より収録



老齢化した「株スギ」の残骸が林分をなして山一面に残っている山国祖父（蘇武）谷（昭39）

(B) 同上

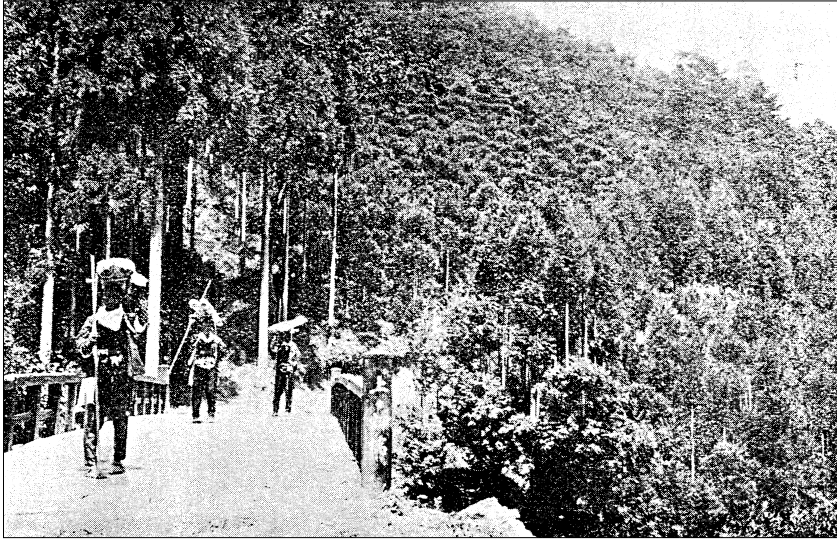


枯「株スギ」の大きさ（祖父谷）（昭39）（人物は日本中世史家 中村研氏）

おく慣習がみられたのである。たとえば延宝3年（1675）大野村川原林理右衛門から忠兵衛（養子）への「遺言の事」（『林業村落の史的研究』347頁）に「さて年々角尻山の下、樋口の岸に立て置き候杉木共、以来いよいよ立置き申され、（妻の）妙貞病死の時分、売徳に山銀妙

貞のために御使いこれ有るべく候。年々我等立て置き候義は右の心持ちに仕るべく候」とあるように。「杉木畠」についてはそのほか永正5年（1508）に祐徳禪尼が娘尺市女へ「私領」を譲与している（D・591頁）。また慶長4年（1599）に上黒田村「手岩太郎次郎山地売券」

(C)『京都府山林誌』(明治42年)より収録



葛野郡中川村ニ於ケル北山臺杉林ト製材運搬ノ状況

(D・101頁)に「在所は井波ひのき畑の上にはあり」とあるから、杉と共に桧も人工造林されていたことが分かる。以上の諸事実を背景に考えれば、今から40年前に筆者が「たとえば植林が始まっていること、1551年(天文20)の『永代売渡候山の事』に「スキ、ヒノキヲ立合候」(A・116頁)とある如くである」と述べたが、それについての疑問は解消するであろう(藤田『近世木材流通史の研究』118頁、本吉『先進林業地帯の史的的研究』309頁)。もっともこの時期の植林＝人工造林は山畑とか個人持林野の一部に実施されたもので、ある程度の里山等を集積した富裕層の間で行われたものである。

これらの個人持林野とは違って、いわゆる惣庄山、村山等での育林は、当然さきに述べたような天然更新であったことは間違いないだろう。ただし、この近世以前の場合、その実態を伝える資料が残念ながら皆無で、ただあちこちに大形の株スギ(檜・かぶと慣用)の残骸が林分をなして見られるに過ぎない。藤田叔民氏は「かつて山国地域にスギの台木作りが盛んであったことは、台杉株が林分をなして西谷・蘇武

谷の山林にみられることで、いちおう想像はつく」(E・117頁)といい、写真(A)・(B)を紹介しているが、同時に「それを実証する資料がきわめてとほしい」と述べている。そこでもう一つ、植林について説明が必要なのが、萌芽更新の一種であるこの株杉についてである。

現在、台杉で有名なのが京都の西北部に位置する北山のスギ磨き丸太で、一般に北山台杉と称されている。その生産地は、現在では京都市の小野郷・中川・雲ヶ畑・鷹ヶ峰・梅ヶ畑の5地区で、およそ450ヘクタールの林業面積のうち180ヘクタールで台杉仕立てが行われている。残りの林地は普通の皆伐によるいわゆる北山丸太の生産である。台杉とは「一つの株に数本の幹を立てたもので、それらの幹は、初回の枝打のときに残された下枝から出たものである。幹は目的に合ったものから順次ぬき伐りして利用し、あとはまた上述の下枝から新しい幹を育てていく。それゆえ植え付けると、長い間新植を要しない。」(『林業百科事典』121頁・1961年・丸善)。ある林学者は、北山地区の台杉林業を樹芸と呼ぶほうが適当であろうと述べている。

(D)『大和名所図会』(寛政2年《1790》)



「肌うつくしき木むすめ」による吉野の床柱頭上運搬

なおいえば、昭和30年以降、台杉林から一本苗による一斉造林（皆伐）に転換してきていることは留意する必要がある。（京都大学農学部磨丸太研究グループ編『京都府を中心とした磨丸太林業の研究』《1977年》）。明治期、台杉のうちの上等品は方言で「白杉丸太」といい、書院や茶室の柱、桁用に供された。一方、下等品は方言で「カイツ」といい、普通の杉丸太と大差なく、軒先の垂木・天井椽に用いられたという。そして当時の運搬法は、「京都ニ出スニ小野郷村及ビ梅ヶ畑村ニアリテハ陸路、車を以テスルモ、中川村ニ在リテハ婦人ノ頭上に載セテ鷹ヶ峰村ニ出シ、而シテ車を以テ京都ニ出スヲ普通トス」（『京都府山林誌』172頁）。写真（C）の如くである。なお、参考のため寛政2年『大和

名所図会』に描かれた奈良県吉野林業の磨き丸太の運搬風景を比較検討のため紹介してみよう（D）。

その台杉生産の起源については、明治期から今日まで、室町時代茶の湯の流行と共に盛んになった茶室建築に基づいたと伝えられてきている。そして、その根拠は明治42年の『京都府山林誌』（166頁）に始まったようである。

栽培ノ起原に就テハ徴スベキモノ少ナキヲ以テ、其濫觴ヲ詳ラカニスル能ハザル（も）、……後小松帝・應永年間ニ於テ杉ノ台木作（株杉ト称ス）ヲ始メ、室町時代ノ茶ノ湯ノ流行ニ伴ナイ茶室ノ建築ニ大ニ台杉丸太ヲ需要セラレ、從ツテ斯業發展ヲ来シ、尚降ッテ応仁兵乱後、其需要又多キヲ加ヘ、漸次此林

業ノ区域ヲ（御袖御料地山国郷から…西川）
拡張シ、南部諸村及ビ隣郷小野河内諸郷、中
川村、梅ヶ畑等ニ及ボシタルモノニシテ、中
川村ニテハ今ヲ去ル二百十余年延宝五年土地
ノ福岡伊右衛門ナル者、己レノ所持スル字西
川小字登山ノ反別一町五反二畝歩ニ白杉ノ苗
若干ヲ挿植シ、北山丸太ヲ養成シタルヲ中興
ノ栽植トセリ。同村及小野郷村ニ於テ今尚ホ
三百余年ノ台株現存セルヲ見レバ、免ニ角之
ガ栽培ハ該年次位ヨリ漸次発展セシ者ト得ベ
シ。

それ以後、この記述がほとんど学問的に検討
されないままに、だいたいそのまゝ引用されて
きた。すなわち松波秀実『明治林業史要』（1070
頁・大正7年・大日本山林会）、松島良雄「ス
ギの造林史」（『スギの研究』117頁・昭和25
年・養賢堂）、日本学士院編『明治前日本林業
技術発達史』（685頁・昭和34年・丸善）、林業
発達史調査会編『日本林業発達史上巻』（522
頁・昭和35年・林野庁）等の記述がそうである。
しかし、中世から続く萌芽更新による台杉と近
世中期前後から始まった人工造林による株杉
（^{モヤシスギ} 萌杉とも称し『明治20年『大日本植物帯調
査報告』）、植杉といったら誤り）とは育成・伐
採の仕方に類似性が認められるようなものの、
造林そのものの仕方にあきらかな違いがある。
したがって、明治15年山林局主催の山林共進会
での京都府北桑田郡中江村小島久彦外2名の報
告の中に「道路至難にして立木の声価なきを憂
い享保年中株杉の利益あることを發明し、創め
て該苗を移植せしに、地味に適應し成長頗る宜
しく伐採毎に多くの利益を得るを以て、爾来近
傍の村民之れに感^{ママ}格し、年々株杉の栽培に意
を用い」たとある如くである。それからもう一
つ、台杉の起源（中世を含めて）について坂本
喜代蔵『北山台杉と磨丸太』（1970年・大日本
山林会）では、台杉発祥の地を京都西北の中川

村であると主張し、そこから北方の山国地域に
拡ったと強調されている。しかし藤田叔民氏も
いう如く「裏付けるだけの史料にめぐまれてい
ない」（E・117頁）。要するに坂本氏も中世と
近世中期頃から始まるそれぞれの台杉を同一視
しているのである。中世の台杉の起源について
は、なお、さきの『京都府山林誌』が全くふれ
なかった問題として、本年貢生産との関係を想
い起こすべきだと考えるが、いまはそれ以上に
直接、説明できる資料を持っていない。

ところで、近世の株杉に関しては、実は北山
地区（現京都市北区小野上村）の日下部家文書
が多数残存しているのである。いま、その文書
の山林売買証文から株杉関係だけの文書を紹介
してみよう。近世初期から存在する文書のうち
で、台杉に関する文書は元禄15年（1702）に小
野村売主庄兵衛から同村買主弥左衛門への「永
代売渡し申す山の事」に、山林の所在を記した
中に「南ハ尾ハ境、すそハ岩、柿木・かやの
木・杉のかぶ貳つ有り上下に、これ境。但し杉
かぶは庄兵衛方へ付け申し候」と、はじめて株
杉に関する文言が発見できる。もっとも、こ
の「杉のかぶ」はさきの山国地域の旧惣庄山に
多数残存した大形株杉の残骸を思わせる（23頁
写真（A））。近世の人工造林としての株杉が文
書上で確認されるのは、寛政5年（1793）の小
野郷下村紋右衛門から同村昨右衛門への証文
「譲り申す山の事」の追書で

一、右山すその杉株、同村□右衛門殿、政次
郎殿方へ安永3年（1774）卯ノ年より三拾
年季に売渡し申し候間、右三拾年の内□右
衛門殿、政治郎殿支配、左様に御心得下さ
るべく候。念のため件の如し

小野下村紋右衛門 印
とあるのがもっとも早い例である。その外には、
天保8年（1837）の「年季売渡証文」（売主中
川村大下町伊八、買主日下部大助）文中に「上

ハ杉植株通り場」とある。さらに元治元年（1864）の「売渡し申す山林ノ事」（売主小野の新九郎、買主山国鳥居村の治右衛門外2名）の文中に「奥ハ株山境也」とある。また明治5年（1872）の「譲り請ケ申す畑地の事」（譲り主小野郷下村清市、譲り受け主同村上村日下部大助）に「天保六未年2月譲り罷り有り、其砌株杉林ニ之有り」とあるから、株杉林がその後畑地になったのであろう。次の最後の事例は、小野村（郷）の山林を山国郷の村民が取得して株杉を仕立た点に注目される。

永代譲り渡し申す山林の事

有所ハ小野関谷の内、字柵ヶ鼻口 二町三反
九畝歩之内

一 株杉山壺ヶ所 貳反歩 分米 四合
直し高 八合

但し四方境目 古証文通り

右の山林此度勝手ニ付代銀五貫八百目ト相定
め、当座慥に請取り売り渡し申処実正明日也。
(以下略)

慶応元年 山林譲り主 塔ノ村
丑十二月日 多賀講中
惣代常七 ㊦

比賀江村

儀左衛門殿

以上が北山地区で発見できる株杉文書であるが、他方、山国・黒田地方ではどうであろうか。その事に触れる前に、山国・黒田地方の株杉について研究された本吉瑠璃夫氏の見解の誤りを明らかにしておこう。同氏は、同地域の近世の人工造林の歴史について、「(櫓といわれる)天然株杉の存立とその利用に示唆を得て、人工株杉を育成することに成功し、近世中期に株杉の造林が開始されて以来、幕末期に一本仕立普通植杉造林が発達するまで、約100年間人工株杉時代が続くのである。このように、歴史的にみて、人工株杉が普通植杉に先行して存在したと

いうことは、多くの山国林業に関する文書において、また、古老からのききとりのなかでも自明のこととして片付けられている。』（『先進林業地帯の史的研究』313頁）と。要するに本吉氏は、近世文書に出てくる植杉の語を人工株杉と誤認してしまって、株杉と区別された意味での一本仕立ての普通の植杉＝人工造林は幕末期からやっと始まったと主張されている。しかし「植杉」の語は既述したように山国・黒田地方だけに使われた特殊な人工造林の用語ではないのである。むしろ「株杉」の用語こそ他の林業地帯では見られない特殊語である。しかも本吉氏が「約100年間人工株杉時代が続く」と説明するほど山国・黒田地方で行われたものでないことは、同氏の本の中でも、株杉の存在を客観的に示す記述が一か所に終っている点からも疑問とせざるをえない。すなわち山国鳥居村鳥居家の林業経営に関する天明5年（1785）～寛政10年（1798）の立会勘定帳の説明の中で、「株杉切ちん・株木一乗・向山株杉など、株杉に関する表現を散見することができる」（304頁）と、いった程度なのである。

そこで次に、山国・黒田地方の実態について記述すれば、山國中江村小島家の古文書『新買得』に「天保五年より吉左衛門より、字大坂山三畝貳十歩 分米一合四勺 松杉立木一本アリ株杉 境(略)」の要領でたびたび「株杉」が売買されている。また享和3年（1803）比果江村甚六から塔ノ村吉右衛門への「売渡し申す山之事」の保証人として小塩村庄屋平兵衛が「右山之内、折谷に折谷之筏場これ有り、比訳け奥口へ大川引廻し貳拾八間、但し奥口株杉造証跡これ有る也」と書いている。恐らく小塩村地域の山林なのであろう。ところが、である。旧山国荘八か村地域に株杉の資料が集中していて、黒田三か村地域では大形株杉の残骸は多く発見できるが、株杉は現在までのところ古文書上発

見されていない。そればかりでなく、享保15年(1730)以降の記録を記した「黒田 宮村 下村 宮山帳」には

天明八年申二月日

(1788)

一、東谷小持杉割山木用木貳間半切三百六拾貳匁

買主 新五郎

一、寛政元年酉三月日 吉野谷祢宜山すそ宮庄屋兵助植杉皆敷 八百四拾匁

買主 崑右衛門

藤 七

とあって、以後植杉と小持杉の売買が並んでたびたび記載されている。この場合、「植杉」が本吉氏のいう「株杉」では決してないことが、まず確認される。次に、「小持杉」とは何かということである。おそらく人工造林による株杉のことを黒田三か村地域では慣例的に意味させたのであろう。そうすると、山国・黒田地方では八か村では株杉といったのに対して、一層山間部の黒田三か村では、小持杉(櫓に対してか)と称したことになり、まだこの時代には株杉の名称は必ずしも慣用語に煮詰っていないのではないだろうか。それが、幕末期から明治初年にかけて山国地域から、次第に北山地区に生産地が移動してきて、はじめて「株杉」として定着したのであろう。歴史的事実としては、さらに調査研究が必要である。

第4節 丹波材の伐出生産構造

そこで最後に、丹波材の生産構造を中心に説明してみよう。もともと山国・黒田地方の林業経済史に筆者が注目した一つの理由は、日本近世を純粹封建社会と理解していたマルクス主義講座派が中期以降の商品経済の発展と共に、地主制に帰着するという見解を示したことに疑問

を感じていたからである。そういうわけで同志社人文科学研究所編の『林業村落の史的研究』の書評論文においても、その点の批判に重点をおいて指摘した。次に引用してみよう。

本書(『林業村落の史的研究』)を含めた山国・黒田地方に関するこれまでの諸研究による成果は、現在の日本歴史の諸理論に対して重要な点で修正を迫られるいくつかの注目してよい実態を明らかにしてきている。たとえば中世村落の指導層である名主層が商品経済の展開によって上下に分解してゆくと共に、山村経済の確立による枝村の独立によってますます促進されていった中世末の実態。従来の見解では、荘園領主である禁裡の御山主=荘園領主の所有林野と想像されていた山国庄林野の実態は、大小の私有林野、共有林野、惣庄有林野、村落(近世の村)有林野、数村落有林野等々であったことの実証。近世の伐出生産と流通の過程を通じて、「都市商人」を圧倒してゆく村々の「在郷商人」の成立過程の実態。近世後期の村々に資本家の伐出生産が展開されてゆくその実態等々、がそうである。

以上に指摘したような実態ないし傾向は、明治以降に確立する資本主義経済の、その成立への展望という日本経済史のもっとも基本的な観点からは当然に重視されるべき事柄であるが、それでは本書で、そういった実態や傾向に典型的にみられる歴史的発展が正当に評価されているかといえ、かならずしもそうとはいえない。そして、ときにはむしろ反対に、そういう発展的観点に対するチェックの要因の方が不当に重視されているのではないかと推測される結果、あきらかに資料の解釈や選択に一面的または誤謬と思われる点があるように思われる。たとえば中世末期に有力名主家が私有山林を有してきているというのが(同210頁)、有力名主または名主層だけに林野私有を限定してし

まうと、豊富に残存する売買文書等（譲渡、売買の当事者には一家族に過ぎないと思われる「ムスメの寅女」「房の才女」「あ祢のさいま」等のような者まで現われている）に反した解釈になるし、長禄4年（1460）に下黒田惣中（近世の惣百姓で、この資料だけで、主として法社会学者が拠り所としている近世中期村中入会成立説は崩れる）が個人から林野を購入している事実の指摘（同209頁）と矛盾なく解釈することはできないであろう。また近世後期に村内に続出する無株の材木商について、彼等は林産物の商品化について直接的な権利は与えられていなかったというが（同430頁）、事例としてあげている大野村野上家は、判株商人となる弘化2年よりかなり以前から無株商人として活躍してきたことは実証の通りなのである（同471頁）。また林業史の上で重要問題なので指摘しておく、山国林業の育林経営の中心を萌芽更新であるとしているが（同418頁）、全国的規模で近世中期に盛んになる農民的林業地帯での育林は、人工造林であって、その点山国でも例外ではないことは沢山の資料が証明している。そういう一般的背景の下で、享保年間に領主権力をテコとして外部から造林請負による林野の横領という問題もおこってくるのであって（同150頁）、この問題は山国だけに生じた事件ではない。なお、天文20年（1551）の「永代売渡申候山之事」（野田編A116頁）に「スキ、ヒノキヲ立合候」とあるから、もしこれが人工造林であれば、日本造林史の上で刮目に値する資料である。そこで最後に、日本の資本主義発達史上もっとも重要と思われる事実関係についての本書での取り扱いについて、簡単に指摘しておこう。

岡光夫「近世山国郷の林業経営」（同所収）によると、大野村を分析した結果、幕末期の農民層分解の問題について結論的に「最終の明治三年では三〇石以上が三人になり、最高は四〇

石をこえて零細保有者が若干減り、無高がほぼ三〇%に達し、漸く農民層分解のきざしを示している。」（同343頁）と説明されている。無高層19戸のほか高持層が68戸。その68戸のうち「一石以下」の無高に類似する層が33戸も含まれているので、結局、耕地以外で生計の少なからざる部分を維持していると思われる層が約60%も存在するわけである。いっぽう、大野村の一林業家について幕末における雇傭状態を以下のように報告している。「（河原林）当家の林業労働に従事した者は三二人であるが、このうち〇印の弥五七・利助・喜八の三人は若州福谷村に居住し、市蔵は田名野谷であり、共に季節労働者のようである。また△印の7人の者は林業専用日傭で、年中ほとんどを通じ当家にやとわれ、他の林業家にも若干傭われている。あとの二一人は農業を主業とする河原林家周辺の農民である」（同391頁）と。

以上の事実関係を基にして、幕末・明治初年の農民層分解の状況を考えた場合に、岡論文が主張されるようにその「きざしを示している」といった程度で、果して十分に実態を表現できているだろうか、というのが私の疑問である。それにしても、「山林地主」といった規定はあるが、資本家的性格を規定するような表現は皆無である。私はかつて、関東周辺の林業地で幕末に数人の年季奉公人と数十人の日傭を雇って山林経営を営む山林所有者を「他の林業地帯と比較するとき、もっとも近代的な資本主義経営の性格がみられる」（『社会経済史学』第27巻第1号、4頁）と説明しておいたところ、「大山林地主」と「贖訳」されてしまっ（『史学雑誌』昭和37年5月号、98頁）、一驚したことがある。現在、いかに立場を異にしている、幕末期を封建制の解体期と規定することに異論はないと思うので、資本主義的關係が事実関係として見られれば、それを重視することは正当な

方法であろうに。それを「地主」と規定することは資本主義経済確立後の発展段階に立って分析しているからなのであろうと思うが、そういう方法こそが超段階的方法といえるのではなかろうか。簡単に「山林地主」といっているが、その内容を具体的に考えたことがあるのだろうか、と疑ってみたくもなる。

第四章 「近世」林業の二類型

第1節 敗戦後の近世史の枠組みについて

第一章で述べた原始産業としての林業の自然的・技術的特質が近世の政治経済的条件と絡み合い、相互に作用して、歴史上多様な様相を取るわけであるが、そこに主要な傾向（歴史的傾向）も現われてくる。そこで、その問題に入る前に、どうしても敗戦後から最近まで近世史一般の研究者の間に大きな影響を与えてきた近世史の枠組みについて、解説しておくことが必要であろう。というのは、その枠組みこそが、林業の歴史をゆがめてきたと、私は思っているからである。

近年、社会主義諸国の崩壊とともに日本で敗戦後社会科学において有力な理論とみなされてきたマルクス主義講座派の見解が衰退し、マルクス主義に基づく思考全体が否定されつつある。その結果、それに替るべく近世についても「見直し論」が盛んになったように思われるが、ここでは講座派理論のどこに問題があったのか、という多少とも理論的事柄についてはほとんど再検討がなされないままに進んできたように思われる。たとえば敗戦後の近世史を指導してきた児玉幸多氏が最近の潮流として近世史の研究が激減したことにふれ、「太閤検地論は本もたくさん出たし、みんなそれについて議論もしたんだけれども」（『日本歴史』（1991年・6月・518号・91頁下）という問いに答えて近世史家（東洋大学教授）大野瑞男氏は、「まあ、いろいろやられたけれども、まだ決着は十分ついてないということになるんですね」といっている。そのためであろうか、依然として「歴史学・経済史学の分野では林業史への関心は薄」

(加藤衛「林業史研究の方法」『林業経済』529号・10頁上)いと林業史専攻の研究者が嘆いているという事実も、実はその辺の事情が関連しているのではないだろうか。そこで以下に、講座派理論にまつわる経緯について、その問題点を述べておこう。

敗戦直後から社会科学の各専門分野で関心を集めた主たる問題は、日本社会の封建性についてで、具体的にいえばその封建性を温存してきたと思われた日本農村の地主小作関係＝地主制に議論が集中した。ごく最近では、地主という社会科学の概念ではなく、たんなる用語としての「地主」が一人歩きしている嫌いがあるが(理論体系から切り離されてという意味)、周知のように農地改革以前においては現象面で高率地代、物納、古い慣行等に現われた地主小作関係について日本の資本主義社会(私は資本主義的生産が支配的な社会という意味で用いている)の全体の中でその本質をどのように規定するかという課題が不可避の問題とされ、1932～3年(昭和7～8)の『日本資本主義発達史講座』刊行を切っ掛けに始まった「日本資本主義論争」以来、講座派、労農派という2つの対立した見解が学界を沸騰させた。両者共にマルクス『資本論』の理論体系を日本の歴史や現状に適用しようとした点では共通の土俵に立っていた。いま、その詳細は専門の解説書にゆづって、講座派は明治維新の変革を西洋史上のブルジョア革命ではなく前段階の絶対主義的変革と規定したので、地主小作関係の本質を封建制(「半封建制」もこの場合同じ)と解釈した。そうすると、1932～3年の日本経済全体の中で大都市を中心に独占資本の成立、それに対して農村は依然として封建制社会だという理論体系の全体からみて矛盾した結果になってしまうのに気がついていなかった(もともとマルクス経済学では封建制の解体、直接生産者である農民層の土

地からの分離からはじめて資本主義経済そのものが成立するという立場に立っている)。これに対立して労農派は、明治維新の変革をブルジョア革命と規定したので、地主小作関係を資本主義経済の一層の発展と共に解体していくという意味で封建遺制と規定した。しかしこれまた、明治以後の地主小作関係のより一層の拡大発展という歴史的事態がたんなる「遺制」ということになってしまつて矛盾してしまうことになる。以上、両者の見解の根底にある矛盾については、労農派と同様に明治維新の変革をブルジョア革命と規定しながら、敗戦前の講座派、労農派の両見解を批判して、地主小作関係を世界資本主義経済の中での日本資本主義経済の成立の特殊性(後進性)や過剰人口による土地飢饉からくる小作人達の競争から説明した大内力『日本資本主義の農業問題』(1948年・東大出版)の見解にいちおう妥当性があったと私は思っている。ところで、以上の講座派、労農派のそれぞれの見解は、明治以前、すなわち近世についても対立し、講座派が近世を純粹(または典型的)封建制社会と規定したのに対して、労農派は実は経済的にいえば、であるが、崩壊期、(権力的にいえば集権的)封建制社会と規定して、互に論争し、1936年(昭和11)前後に権力による弾圧を恐れて中止してしまつた。敗戦後この論争は再開されたが、以来、講座派の見解が論理よりも心情により強く訴えたためか、各専門分野の研究者に圧倒的な影響を与え、今日に及んだ、といちおういうことができる。といつても、1955年(昭和30)前後からは注目するような論争による成果はほとんど見られなくなったのではあるが。そして日本経済の高度成長期(極貧からの脱出)と共に、かつての講座派の見解から明治維新の変革をブルジョア革命と見なす人々が少なからず現われるようになったこと、またこの前後に、ソ連邦科学アカデミー編『日本近代

史』(1958年《昭和33》・林基訳・大月書店)等で明治維新をブルジョア革命とする見解が報告されるようになったことなどは、いちおう注意してよいだろう。しかし一方においては、1960年(昭和35)の安保闘争や1965年(昭和40)代の大学紛争の影響の下で依然として講座派理論の根強い支持についても見逃すわけにはいかないだろう。

もっともその間、講座派理論に基づく近世の枠組は、幾人かの報告者によっていちおう深化されてきている。まず服部之総氏が、敗戦直後に、封建制度の成立を鎌倉時代としながらも(分権的封建制社会)、応仁の乱(1467~1477)以降を封建制度の崩壊期=初期絶対主義の時代と規定し、太閤検地以降それが流産して純粹封建時代に再編成され、商品経済の展開と共に幕末は本格的マニュファクチュア段階に達していたと考えたことである。もちろん講座派の立場に立つ服部氏は、明治維新後実現したものは絶対主義国家である(『近代日本のなりたち』1949年・日本評論社)と主張している。ところで、服部氏と前後して、一部の日本中世史家によって封建制の確立期が鎌倉期から南北朝内乱期と次第に引き下げられて主張されるようになり、遂に1953~4年から、戦国期—近世初期に秀吉による太閤検地を封建革命と規定し、日本封建社会の確立期と考え、それ以前は奴隷制という安良城盛昭氏の理論(社会経済史学会編『封建領主制の確立』1957年・有斐閣)を契機として、その後、大部分の近世史家が意識、無意識のうちにその理論的枠組みを認めるようになったことである。安良城氏の見解については当時から十分な実証性がないことから一部に批判が出ていたが、特に太閤検地の強行によって統一権力による地方中間層(旧名主等)の「作あい」の否定、自立した曾での「作人」である「百姓」からの全剰余労働(又は全剰余生

産物)に近い「搾取」が行われたという点が理解されやすかったためか、あるいはまた、一定の理論的枠組みができあがると、その枠内でそれぞれの課題を掘り下げようとする専門分化=細分化(実は専門分化は総合化=全体化と切り離せないのだが)の弊害のためか、現在に至るまで近世史家の多くは、近世の出発を封建制社会の確立、農民から全剰余生産物の収取(農村はいわば完全な自給自足経済)という立場を前提にしている。そして、以上の安良城理論を前提として、ある点では側面から補強したものが古島敏雄氏等の主張した近世中期惣村入会成立論である。そなわち、近世初期百年(元禄前後まで)は中世末の名主連合である郷村制が近世村落に変化していくいわば過渡期に当るもので、その時期の村落構造はのちに長百姓、頭百姓と称される少数の本百姓を中心として、彼等に個々に従属した小農民(その分家、被官、名子などの隷属農)の形づくった一団であった。その村落が太閤検地に始まる積極的な小農民の本百姓取立政策の浸透によって漸次変容させられていった(『近世入会制度論』《『法学理論編』67・1955年・日本評論新社)とするのである(古島氏の以上の近世中期惣村入会成立論については、すでに拙著『林野所有の形成と村の構造』《1957年・御茶の水書房》で詳細にふれたので、ここでは省略したい)。もっともその安良城氏はそれでも、「幕藩体制社会の基礎をなすものが小農民経営に他ならなかった」とし、『資本論』の「日本は、その土地所有の純封建的な組織とその発達した小農民経営とをもって、多くはブルジョアの偏見によって書かれた我々のすべての歴史書よりもはるかに忠実なヨーロッパ中世の像を示す。」という根拠をあげる。

ところで、そういう近世史家の中からも、ここ数年来(80年前後から)、従来の「江戸時代を貧困搾取で塗りつぶす伝統的な考え方」の面

は反省されるようになり、近世の「近代化」の面がかつてとは逆に強調されるようになったようで、たとえば「全剰余生産物の搾取」という考え方についても、「幕府の年貢率は表高に対する三割五分ですから、実高になるとさらに下がって、二割はいかなかったと思います」（大石慎三郎外1名編『江戸時代と近代化』《1986年・東洋経済新報社》の大石氏発言《435頁》）といった発言もみられるように変化してきた。しかしそういう近世史家が同時に「中世までの庶民の存在形態は例えば安良城盛昭氏などが言っておりますように家父長制的な奴隷制ともいべき形でして……江戸期には小農という形での庶民が現われてまいります」（同書の大石氏発言《9頁》）というのであるから、従来の理論的枠組みにいささかの変更もみられないわけである。しかしまた、他方では昭和50年代から、たとえば経済史家速水融氏のようにそういう近世の枠組みを維持しながらその近世を、工業化社会＝近代社会以前の「経済社会化の時代」（『歴史のなかの江戸時代』1978年・東洋経済新報社）と唐突に主張することも、自ら批判している近世貧困搾取史説のいわば裏返しの意味しか持たないのでは、と私には思われるのである。速水氏は、『日本経済史』（1988年・岩波書店）の「概説一七—一八世紀」（宮本又郎氏と共筆）の中で「この太閤検地は、かつて言われたように、ヨーロッパ史的な意味での封建制、または農奴制の創出という意味においてはなく、ヨーロッパの封建制とは異なる、日本の新しい領主制の成立を可能にした点にその意義が認められなければならない。」（同120頁）と、講座派の見解を一面において反省しているが、それに続いて「この石高制によって、大名や家臣の領地は、石高という『量』で表現可能な領域となり、不変で特定の領地ではなくなった。」と、近世の領主とその領地との結びつき

が、前の時代である戦国時代のように強固ではなくなったことを近世封建制または領主制のヨーロッパ封建社会との違いとして、すなわち日本近世の特質の一つとして主張されている。しかし、所詮、その見解は、太閤検地をもって封建制の成立又は確立という従来の枠組みとどれほど異なるのか、疑問である。またその論述は、封建制の下で領主が農民に課した封建的強制を捨象しており、さらに農村の地主層、町人地主層の増大及び領主側の中期以降の反地主政策や町人等への御用金政策が存在しなかった如くであるし、寛永の鎖国が庶民層を日本列島に閉じ込めた歴史的事実も無視されて（室町期から近世初頭にかけての庶民層の海外進出と比較して）、経済的価値観（合理性）が一方的に進行した如き説明に終わっている。

そこで改めて、安良城氏の太閤検地論についての実証面での難点を、ここでは二点に絞って述べておこう。その第一点は、太閤検地前後の庶民層の商品経済へのかかわりを安良城氏は全く無視していることである。安良城氏は、たとえばその著『太閤検地と石高制』（1969年・NHKブックス）で滋賀県蒲生郡今堀村（近世）の事例を利用して太閤検地に関するその主張を論証しているが、その場合蒲生郡、神崎郡等を中心にこの地方がいわゆる近江商人の出身地で、中世から近世へ、さらに明治期まで商業活動の活潑に行われてきた歴史的事実については、全く考慮しておらない。もっとも、その後の研究である『八日市史』の第2巻（1983年）の中世史家仲村研氏、第3巻（1986年）の近世史家朝尾直弘氏等の報告でも今堀村の太閤検地に詳しくふれておられるが、そして安良城氏の見解の一部を批判しておられるが、検地の対象となった住民と商品流通の関係については素通りである。もっとも中世後期からの商品流通そのものについては別の章でふれておられるが。その近

江商人については、すでに敗戦以前にいちおう明らかにされてきている（たとえば菅野和太郎『近江商人の研究』昭和16年・有斐閣。牧野信之助『武家時代社会の研究』昭和18年・刀江書院）。

そこで、いま、今堀を中心に商品流通について最少限述べておこう。たとえば今堀＝得珍保に関連する膨大な歴史文書（仲村研編『今堀日吉神社文書集成』昭和56年・雄山閣等々）について、三浦周行氏はかつて「此文書の特徴ともいふべきは、市場、座等其時代の商業に関する資料の極めて多きことなるも、現今（大正8年現在）に於ては此地方民は単に農業を営むものにして、何等遺跡の伝はるものなく、書中の事実を質すも、これに答へ得るものとは一人もなし。故に直に文書其者に就きて考究するの外なきなり。」（『法制史之研究』873頁・岩波書店）と述べたことがある。その今堀＝得珍保は、鎌倉期の前後から湖東各地から伊勢に通じる八^{ハツ}風街道の南側地域に延暦寺の僧の得珍が拓らいたと伝えられた（史料上の初見は弘安7年《1284》）。得珍保内の諸村落には延暦寺の神人となって呉服・紙・塩・相物・茶・伯樂等の諸座が認められていた。それらの諸座に属する商人が取扱った商品は、各村落の小商人が行商その他の方法で売買し、また周辺の市庭で取引した。たとえば八日市庭などは「鎌倉時代よりすでに定期市化していたことが確認される」（『八日市史』第2巻・348頁）という。得珍保は保内郷ともいい、田方上4郷と野方下4郷に分かれるが、野方下4郷に属した今堀郷・東破塚郷（以上1郷）、蛇溝郷、中野郷・金屋郷（以上1郷）、今在家郷・小今在家郷（以上1郷）の7郷を中心に「保内＝野々川商人」という団体が、周辺の「杓掛商人」、「小幡商人」、「石塔商人」の各団体と共に『四本商人』と称して、県外の北伊勢の丹生川、四日市、桑名方

面へ八風峠・千草峠・鮎河峠・鈴鹿峠を越えて行商した。また「保内商人」はその後美濃紙の産地大矢田へも進出し既に取引を行っていた愛知郡枝村商人と訴訟を起している。さらに九里半街道を経て若狭小浜方面へ南五箇商人の間へ割り込む形で海産物の旅商を行った。その「保内商人」の本拠地が今堀郷で、今堀日吉神社（十禅師権現）境内に管理事務所を置いていたのである。また今堀郷の客座衆が13世紀の終わり頃から衆議定書を残しているが、その1条に「境内で博奕をしてはならない」とあって、当時いかに貨幣経済が住民を巻き込んでいたかを物語っている。仲村研氏は「今堀村に限らず、中世近江の村落においては、村掟で博奕を禁止しているが、これは近江国が村落の隅々まで貨幣流通が浸透しており、貨幣経済の波に洗われた人々が、貨幣への投機欲や射幸心を刺激されて博奕に参加したことを示している。」（『八日市市史第二巻』301頁）と述べている。中世の近江商人は、織豊政権の確立以降いわゆる楽市楽座政策の下で、これまで延暦寺や幕府・守護によるその特権は解消したが、中世以来の商法を身につけて、一時は遠く呂床・安南方面にまで商圏を拡げる者が続出する一方、近世では東北や北海道にまで進出していった。その近江商人は、天秤棒1本を担いで行商を行ったというのが近世の原型である（『八日市市史第三巻』415頁）が、それに対して中世の旅商は、多数の行商が隊を組んで、いわゆるキャラバンを組織して行商していた。たとえば応仁2年（1468）京都五山の名僧横川景三が尾張国から帰京の途次、千草峠を越えて近江にはいった行商の状態をその日記（『小補東遊集』）の中で「荷夫百余人、兵衛六、七十人、打載の駄馬その数を知らず」と述べている。そういう中世の座商人について今堀郷には享徳3年（1454）の『保内今堀郷商人之数』によると34戸も居住し

ていた。そして永正15年（1518）の『相定諸商売之事』で「山越者かまど一間に馬一匹有るべく候、もし二人行く人あらば、一人かちにてはたらくべく候」とあるから家族を加えると相当数になる。その上各家によって「馬の衆」「カチの衆」の区別はあるが、それぞれいちおう独立の商人で隷属者は禁止されていた。この時代の今堀郷の戸数は不明だが、「天正11年（1583）における今堀惣分の連署には、89人（90人……西川）が数えられるから今堀郷の中で、商人の占める比重がいかに大きかったかがわかるのである。」（脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』541頁、1969年、御茶の水書房）。さらにその上、野方＝畠作地帯に属した今堀郷は、14世紀後半から水田造成が進められるが、太閤検地後において田25町余に対して畠25町余である。その畠には、中世以来、商品作物としての茶、桑、柿木、野菜等が個別経営で、あるいは今堀惣として経営され、売買された。その取引は、旅商における商品と共に八日市はじめその他の定期市場へ常時出荷されたものと思われる。そういうわけで、太閤検地前後の今堀郷の大部分の住民を自給自足型の小農民と決めることが問題なのである。彼等は、半農半商半労というばかりでなく、山門に相当の納めものをすると同時に、諸公事免除の特典にあづかり、またその保護下に営業を営んだ。明治期に、三浦周行氏がいわれたように「表面、魚商人だとか、酒屋・質屋だとかいっても、その身柄を正すと、禁裏や山門の御家来であるから、決して馬鹿にはできない」。16世紀半ば過ぎ戦国大名六角氏の支配下に近江商人が入るのも、権力の保護下にその特権の安全を求めてであるに過ぎない。三浦氏は、戦国時代の前と後との武家の社会の変化に注目して、「武家の家来が御家人で、其御家人以外の者は、武士は非御家人、又武士以外の一般人民は土民凡下などとい

はれて居つた。即ち武家を中心として一の階級制度が行はれて居たのであります。ところが戦国時代になりますと、此社会階級が打破せられてしまつて武士であり乍ら商売もやればまた百姓もして居る。百姓であるかと思うと商売もする、如何なる町人百姓も竹槍位の用意のないものはなく、スハ敵よといへば槍おつ取り太刀挟んで、戦場に出掛けるやうなこともあつた。それに系図の売買が盛んに行はれて、凡下のものでも、武芸を習い系図を買つて一と廉の侍になり済ますものが多かつたのである。」（『歴史上に見られたる近江』『日本史の研究・第一輯上』421頁・1922年・岩波書店）と述べている。太閤検地の対象となつた田畠は、なお封建制再確立（実は絶対主義に傾斜した封建制＝集権的封建制）の下で生活上重要であることはもちろんであるが、今堀郷住民の経済生活を維持していく上では、その総てではなかつたことが分かるであろう。

疑問の第二点は、太閤検地による封建制の確立といったように、それが新たな統一権力によって強行され実現された「一つの社会革命」であつたのかどうか、という点である。

武力を背景にして検地が実施されたことはもちろんであるが、秀吉は天正14年（1586）の「定」で、年貢率を原則として給人と百姓が話し合いの上で決定し、損毛などがあつてその決定が困難なときは、刈分けにして3分の2を給人が、3分の1を百姓が、それぞれ取るという方針をあきらかにし、その場合一方的に権力で百姓に押しつけてはならないと命じていた。その点は、「百姓以下に至るまで相届けざるについては、一郷も二郷も悉くなできり仕るべく」と検地役人に命じたあの有名な奥州検地（天正18年《1590》）においても、「国人並に百姓共に、合点行き候様に、よくよく申し聞かすべく」と、同様の方針を述べている。またさらに「一郷も

二郷も悉くなで切り」と秀吉は脅しとも取れる文言をよく使っているが、果して当の民衆はどのように受け取っていたのであろうか。翌年の天正19年8月21日のいわゆる近世身分制度の国定策を意図したといわれている『定』3か条にも類似の文言がある。たとえば第2条で、

在々百姓等田畠を打捨て、或いはあきない、或いは賃仕事に罷り出る輩これあらば、其の者の事は申すに及ばず、地下中御成敗となすべく（以下略）。

と、天下に布告している。その点を今堀郷の民衆についてみると、彼等は後述するように検地の進行過程に置かれていたが、同年同月同日に次のような惣の申し合せを行っている。

一．御代官より仰せ付けられる御年貢米の事、地下人の内うけ状仕り候上は、自然はしり候者、見かくし候はゞ、隣り三間として御年貢納め所仕るべく候

一．御検地御帳の儀、御代官より御判候間、御訴訟申すべく条、相かない候はずば、地下儀走り候共、一味同心に仕るべく候事
右の掟目やぶり申す者これあらば、約束通り付き合い申すべからず者也

天正十九年八月二日

今堀 惣分 ㊦
(74名 略)

そこで安良城氏が太閤検地は「一つの社会革命」ということを立証するために利用した今堀の検地過程を、もう一度ここで取りあげて、安良城氏とはむしろ逆に以上の方針について必要な限り検証してみよう。太閤検地は、天正11年（1583）4月近江賤が嶽に柴田勝家を破って後の7月に、近江国内で最初に実施し、それ以後征服地を次々と検地して、慶長3年（1598）の秀吉の死をもって終わった、と通説ではいわれている。その初段階の検地である今堀郷について安良城氏は、天正11年7月に検地が実施され、

続いて翌12年（1584）8月に浅野長政によって実施され、今堀村の石高は260石余に一旦決定した後の11月6日に、秀吉から蒲生郡全体にわたって給人達が給与以外に売買で所有していた土地について「御検地はづれ糺明」のための再検地が命令された結果、「今堀村では、この再検地は、天正13（1585）年2月に完了し、その結果、今堀村の石高は、288.47石と10.42パーセント増加するにいたった」（146頁）と述べている。この点は、仲村氏が明らかにしたように、今堀村は2人の給人の入会知行で、安良城氏の石高は別々の給人の検地結果を示したもので、安良城氏のいうように増加したものではないという（『中世惣村史の研究』192頁・1984・法政大学出版局）。確かにその後の天正18年（1590）9月17日「指出之事」では540石957で、給人の内訳は平井金十郎（小姓衆人）260石、先給人田中吉政（代官）280石957である。翌天正19年（1591）4月に秀吉は徳川家康に在京賄料として蒲生郡1万3千石（そのうち今堀村526石750《御上神社記録》）を含む9万石を与えた。ところが同年8月の『指出之事』では今堀村526石423となっていて、少しづつではあるが減少傾向にある。その後の変化について仲村氏は「近世において今堀村は寛永から明治初年に至るまで506石余に固定している」（『前掲書』190頁）という。家康の「在京賄料」9万石については「慶長3年8月、即ち秀吉薨去の月、家康はその地を再検した」というから、今堀村高506石余になったのは、この検地からであろうか。なお家康は、慶長6年に今堀村高のうち201石余を仙台藩の「在京賄料」として、また残りの304石余を彦根藩に与えている。もっとも元禄期から仙台藩が村の全高を領有した。そこで、以上のように、なぜ再三にわたって「太閤検地」または「指出し検地」が実施されたのか、を考えてみる必要がある。天正11年7月から、

家康の行ったいわゆる慶長3年8月までに、指出しまで含めると検地は、少なくとも6回実施された。それでも村側は納得しておらないらしいことは後述でふれる。そのうち1回は秀吉の給人の土地についての「御検地はづれ糾明」の要求で実施された可能性があるが（天正13年2月の分）、他はいずれも今堀村百姓逃散の決行を暗示した執拗な要求によって行われたらしい。この点は、すでに敗戦前に牧野信之助氏が述べている（『武家時代社会の研究』199頁）。

同^(天正)十九年八月附同村^(今堀村)惣分七〇余名の掟に、代官より、賦課された年貢を納得せずして脱走したものは隣三軒としてこれを代納すること、し、検地帳を代官より強請せらるゝ間は訴訟を続け、協^{かな}はざれば挙村脱走せんと誓約している。これで見ると、天正十一年初検以来茲に至る迄、長く連続して村として不納得の斗附もしくは見込反別等のために紛争を続けていたものと思われる（大正10年10月発表）。

しかも、それでも検地は完了してはおらない。少なくとも慶長3年家康の検地まで続いたらしい。年貢率について一言ふれておくと、今堀惣村は天正11年の検地以来「免相、年段銭、升計取の件で訴えが承認されない場合、一味同心して逃散することを申告させている」（仲村『前掲書』178頁）。結局、牧野氏によれば「大略五公五民の率」（『前掲書』186頁）といている。また「私曲隠田」の申し合せが度々発見されるし、寛永拾五年隣村中野村の「掟」には「隠田の儀に付、妻子にも語り申す間敷き事」とある（『八日市市史』第六卷、史料Ⅱ43頁）。なお、今堀村以外の村でも太閤検地がたびたび実施されたことだけは明らかとなっている（『八日市市史第三卷』86頁）。また、以上の村々の要求に対して秀吉がいかに現実的であったかを示す事実が、年紀のない（仲村氏は天正12年という

『前掲書』178頁）3月19日付の秀吉から検地奉行にあてた書状で、「今度の江州検地で百姓が過半飛散したさうだが、去年の未進を納め難いならば、来秋迄貸して荒地開作に力めさせよ」と命じていることである（仲村研編『今堀日吉神社文書集成』259頁、雄山閣）。

秀吉が天正16年（1588）7月の刀狩令の一部で「百姓は農具さへもち、耕作専に仕り候へば、子々孫々まで長久に候。百姓御あはれみをもって、此の如く仰せ出され候。誠に国土安全万民快樂の基なり。異国にては唐堯のそのかみ、天下を鎮撫せしめ、宝剣利刀を農器にもちいると也。」と、裸の、ただ年貢諸役の負担者としての農民像を狡猾に作り出そうとして民衆に呼びかけているが、秀吉自身が実はそういった民衆階級から実力によっての上昇してきた一人であったのだ。と同時にそこには近世以前の民衆がたんに「耕作専に仕」るだけではなく、自ら武装もして団結し、自立的な自治組織「惣」を結成して在来の武士と戦ってきても負けなかったことは文明期の山城国一揆をあげるまでもないであろう。下剋上—戦国期の戦乱の下では民衆は多くの場合、自衛のための行動として惣活動を活潑に行なった。この時代は、没落して行くかつての支配階級に属する人々から見れば暗黒時代にもみえたであろうが、被支配者の民衆が未曾有の活気をも帯びてきた点では日本歴史上もっとも注目してよい時代で、日本民族の独自の文化もこの時代に多く生れた。何らの模倣も含まず、ヨーロッパ人の進出以前に南方にまで押し出して行ったのもこの時代なのである。そのような時代の活気ある民衆を去勢し馴養せんとしたのが信長、秀吉、家康の天下統一（実は封建制の再確立）の半面の仕事であった。殊に秀吉の果断によって武装解除の方向が打ち出され、民衆の自治的団結は変質弱化させられて治安維持のために利用されるようになっていく。

それが家康以後の近世に続いていくのである。

第2節 「近世」林業の主要な歴史的傾向

そこで次に、日本の歴史の上で、林業経済史上の画期的時期をあげれば、戦国期～近世初期と寛文～享保期の2つの時期である。まず前者の時代は、木材の需要が飛躍的に激増して、江戸・大坂・京都等の三大都市をはじめとして全国に木材市場が成立した時代。要するに、木材の消費の面からのみ見れば、一種の建築ラッシュのブームで、城郭建設をはじめとして造船、橋梁や神社仏閣、公武家層の邸宅建築等々の諸事業が陸続として続き、木材の需要は空前の量に達した。平和の到来と共に250～60余の城下町の建設やそれに伴って各地方に木材市場の成立も見られた。もともと京都・奈良・鎌倉等の古代都市または中世都市の場合は、はるか以前から公家・寺社等に属した材木座が木材の流通機構を管理していた。たとえば京都堀川の場合、古代からその水運（下流は天神川から鴨川へ、さらに桂川、淀川へと合流する）を利用して、大堰川を流下する丹波材筏、宇治川を下る近江材筏、あるいは木津川に移出されてくる奈良材筏等を集積していたが、それは930年（元慶3）に陽成天皇が堀川十二町を祇園社に寄進し、材木商等360人をその神人としたことに始まる（『社家記録』）。その堀川に中世の材木座が成立した。そういう座の流通機構の独占を最終的に解消していったのが、戦国大名から始まった楽市楽座政策による城下町を中心に都市の保護育成（信長等は必要ならば新座の成立も認めている）である。いまさしあたって、安土桃山時代（織豊期）までの日本全国における都市の増加を、原田伴彦氏の『中世における都市の研究』（昭和17年・大日本雄辯会講談社）に拠っ

て示してみると、同氏は京都、奈良、鎌倉の三大都市を除いた他の都市を、その性格から社寺関係、港津関係、宿駅関係、政治関係、市場関係の5つの型に分類して、個々の都市が都市聚落を形成したと認められた年代を列挙しておられる。それを時代別に整理してみると表1のようになる。資料的な制約はもちろんあるが、これによって都市増加のおよその傾向はつかむことができるであろう。大部分が戦国期以後の成立といってよく、特に僅か20か年に及ばない織豊期に戦国期（108年間）の数に近い増加を示していることは、次の時代における飛躍的な発展を予想させるものがあるだろう。同氏のその後の研究によれば、17世紀に「都市として考えてもよい聚落は、三千五百前後になっているとみてよい」（『日本封建制下の都市と社会』17頁・1960年・三一書房）という。

以上のような戦国期から近世初期にかけて生じた急激な都市の増加と、それに必然的に伴った商工業の発展を重要な要素として成立してゆく城下町その他の新都市の成立は、都市そのものの性格をも変えていった。要するに一種の近代化傾向で、町人その他の民衆がそこでは主人公となっていく。そして平和の到来（特に元和げんな・元禄げんろく・元享げんきょう・元正げんせい・元禄げんろく）偃武以降）と共に城下町に集中した武士階級は経済上は純粋な遊食者と化した。また一方、近代化傾向のいわば鬼子として密集家屋から発生する火災の頻発も加わって、木材の需要はいやがうえにも上昇に輪をかける。その代表はもちろん江戸で、慶長6年（1601）の大火（火元駿河町）から慶応2年（1866）の火事（火元乗物町）までの266年間に10町以上を焼失した火災はおよそ90回に及んだといわれている（鳥羽正雄『森林と文化』89頁・昭和18年・峯文荘）。かくして江戸・大坂・京都等を中心とする全国的規模の木材流通網が以上の都市建設時代に成立していった。そして中世以来の林業地はいう

表1 近世以前の都市の増加傾向

時代	鎌倉以前 1192年以前	鎌倉時代 1192～1333年 (141年間)	室町前期 1334～1466年 (132年間)	室町後期 1467～1572年 (108年間)	安土桃山 1573～1590年 (18年間)
社寺関係都市	0	0	4	34	17
港津	5	2	4	18	8
宿駅	0	0	3	18	29
政治	2	0	5	34	33
市場	0	0	3	7	3
	7	2	19	111	90

までもなく、その他の山間部も主として江戸、大坂といった木材の大集散地を中心として開発されていったのである。その結果は、当然のことながら全国の山林に異常な過伐現象を生ぜしめ、さすがに山林の豊富なわが国においても、寛文期前後までにはその尽山現象を諸学者（儒者）が天下の大事と激しい口調で批難し、改革を説くまでに至った。

さきにふれた熊沢蕃山が、こういう尽山の事態について「天下の山林十に八尽き候」（『宇佐問答』）と述べ、次のような周到な山林保護論をも展開するまでに至っている。18世紀初期の治水治山論として世界的に注目してよい見解であろう。

それ山林は国の本なり。春雨五月雨は、天地気化の雨に候。六、七月の間には、気化の雨はまれにして、夕立を以て田畠を養へり。夕立は山林の神気よく雲を出し、雨をおこすによれり。山は木ある時は、神気さかんなり。木なき時は、神気おとろへて、雲雨をおこすべきちからすくなし。しかのみならず、木草しげき山は、土砂を川中にをとさず、大雨ふれども木草に水をふくみて十日も二十日も自然に川に出る故に、かたかたもって洪水の憂なし、山に草木なければ、土砂川中に入て、川とこ高くなり候。大雨をたくはふべき草木なきゆへに、一度に河に落入り、しかも川とこ高ければ、洪水の憂あり、山川の神気うすく、山沢気を通じて、水を生ずる事も少けれ

ば、平生は田地の用水すくなく、舟をかよはすことも自由ならず、これ皆山沢の地理に通じ、神明の理を知る人なき故なり。国に忠あらん人は、塩浜と焼物を減ずとも、増すべからず。其上古人も、山をつくすものは子孫おとろふと申伝候（『集義外書』巻之一、延宝7年《1679》）。

以上の論は、現在でいえば、さしづめ気候、水の問題、人文・風土の形成・また人間一般の心身の健康といったことを課題としている。さらに「古人も、山をつくすものは子孫おとろふと申伝え候」とか、総じて環境問題を論じていた、といえるであろう。

この時代に、たとえばヨーロッパでは、その先進地・地中海沿岸でやはり森林破壊が進んで、都市国家が衰退していった背景となっている。10世紀前後から海上貿易（中央アジアとの）を中心に繁栄を極めたイタリア半島の都市国家・ヴェネツィア共和国（ナポレオン軍隊の中立国侵略で1797年解体）が、一つには周辺の森林の減少によってその繁栄の基礎を破壊している。W・Hマクニール『ヴェネツィア』（1974年・岩波現代選書）は次のように述べている。

ヴェネツィアの繁栄のカーブの下降は、1575年から1635年までの間にいちじるしくなった地中海全域にわたる平行的かつ相互連関的な二つの危機を反映している。いかなる社会にとっても基本的に重要な食糧と燃料が、双方とも、地中海諸地域において危機的な形で欠

乏してきたのである。耕地と森林とのバランスは、一つの地域から次の地域へと次々に崩れて行った。森林の生長が伐採、山火事、家畜の放牧などによる破壊の率に追いつきうる限度を越えてしまったのである（174-5頁）。また、蕃山は、さらに戦国と異って、平和の時代に山の回復の方法を尋ねられたのに対して『大学或問』上の十（貞享3年・1686）で次のように答えている。

戦国にて昔の山川とならんは、百五十年貳百年を経べし。仁政にては百年の間には本の山川に帰るべし。仁政はじまりて五、六年せば、天下の借金なくなるべければ、此米多くあまれり。是を以て山川の政をせん事易し、吉野・熊野・木曾其外山々にて材木を伐る事をやめて、柑の産なきをば、国々にて余米を以て扶持すべし。……

蕃山の思想の根底には、木材伐採による産業の発展よりも、治水治山事業を立国の基礎と捉えていたのである。

さて、後者の時代は、日本において以上のような尽山現象の一般化に対応して、全国的規模において育林が始まった時期である。たとえば有名な林業地の例をあげてみると、幕府が飛騨から金森家を出羽山の上へ国替えさせて、飛騨を直轄領として、木材資源の確保を計ったり、育林事業を進めたりしたのが元禄5年（1692）以降である。親藩尾張藩が木曾谷の尽山化に伴って、幕府領以来の世襲の木曾代官・山村甚兵衛を差し置いて、育林のため直接乗り出したのが寛文5年（1665）以降である。また秀吉の文禄の役以来、木材の領外移出が急増した秋田林業地では、「正徳ノ頃既ニ衰山ト相成リ」（加藤清右衛門『材木盛衰並ニ取扱諸考大略』）、その対策として正徳2年（1712）に最初の林政改革が実施された。弘前藩や南部藩（下北半島）でもやはりこの前後の時期に林政改革が行なわれ

た。土佐藩にいたっては、はやくも明暦3年（1657）の江戸大火の際に、「此時分御国尽山ニ成リ、杉桧これなく、御公儀より御注文出候ては、御好の木品差上げらる儀成間敷」と憂慮し（『二代忠義公文書』）、やはり寛文2年（1662）から林政改革が実施された。そして、以上にあげた代表的な林業地における林政改革の内容を検討してみると、そこに共通した側面がみられる。それが幕府とか藩の政治権力（領知権「恣意的作用」＝法制史家中田薫氏のいう「封建的支配高権《領主権・地頭権》」の行使）による一定地域における御林山（御留山、御立山、御直山等と地方によっては称する）の創設と木材伐出の厳重な制限とか統制である。もともと戦国時代から近世初期にかけては長大材の伐出は特に軍需資材として禁止されていたらしい。そのためであろう、農民よりむしろ領主階級の上層が勝手な伐出によって処罰された事例が目立つ。1、2例をあげてみると、豊臣秀吉家臣で山奉行の1人吉川平介（「紀湊の城主」）が「大仏材木」を売りさばいてその不正が発覚、天正16年（1588）12月に秀吉によって処刑された（「藤田達生「小物成の成立に関する一視点」」「年報中世史研究」1995年、146頁）。また寛永6年（1629）2月尾張藩御国奉行同心頭兼の原田右衛門が名古屋材木商惣兵衛と申合せ「木曾谷ヨリ檜（槻ノ事）木之大材木（末口四尺長十七間）引出し、江戸へ遣し売上げ候。此節御旗本に於て希代之大材木と評判これ有り、既ニ御耳に達し御僉議これ有り候処、右衛門奸謀相顯れ、父子夫々へ御預け、今度御仕置仰せ付け、材木屋惣兵衛ハ木曾に於て磔。」（『事蹟録』）。そこで、話を御林山に戻せば、まず、御林山それ自体は、もちろんそれ以前から一般的に存在したものである。近世以前においては社寺領の御林山が目立つ。史料の上では『葛川明王院史料』に出てくる文保元年（1317）の葛川

住民と伊香立之庄住民との山論文書に「崩坂より北は、御林也と云ふ事」とあるのがこれまでに発見されたうちで最古のものである。この御林山は葛川明王院のいわば建築予備材である。古くから存在したこのような御林山の類は、一般に各領主の居住周辺に存在したもので、経済林としての意味はほとんどない^補。また、その地域も1か所か、せいぜい数か所に過ぎなかった。例えば後述で詳しくふれるが近世初期に飛驒に転封してきた金森家の場合、高山城周辺の一定地域「大谷より北の方」だけが「御林山」であった。したがって、元禄5年(1692)に金森家は出羽へ転封され、そのあと天領になってからの飛驒は、村々の入会紛争が切っ掛けで、「国中残らず御林山」(宝暦9年の郡代報告)の名目で事実上の御林山として御留山605か所が囲い込まれる。しかしそのうち「御林山」の名称は金森藩時代から続いてきたこの1か所だけである(拙著『林野所有の形成と村の構造』65頁)。なお、信仰にかかわる社寺等の御林山は近世に入ると、かえって縮少して、寺社領(私領)として存続していく。ところが先に述べたような理由で主として寛文以降に御林山が以上の地域に、しかも奥地に広範囲にわたって創設されたことの意味は、それが何よりも治水治山等と、合せて長大材の欠乏に対応した政治権力の強制の下で、地元民の積極的な管理行為によってはじめて可能となった育林生産であったということである。これらは藩財政上の目的が第一義的であったわけではない。要するに、優良木の幼樹を育成したり、大木の伐採を制限または禁止して御留木にする。植林の形態からいえば天然更新の方法である。そのためにその林業地でこれまで盛んに行なわれてきた伐出生産を以後は次第に縮少させてゆく。殊に地元民の木材の商品生産をその地方では大幅に制限することになるので、この種の御林山の創設に事実上

農間稼ぎであった地元民が反対して一揆を起すこともあり、遂に御林山にならなかった林業地もあるくらいである(『日本林制史資料・名古屋藩』130頁・1932・朝陽会)。と同時に、御林山の創設によって一般に地元住民の入会権利=所持権が当然制限されることになるが、全く解体してしまうわけでは決してない。この点が、明治以降に成立していく御料林(天皇家私有、官林の一部美林を絶対権力によって創設した)、国有林(明治30年官林、官有地を合併する)とは全く異なるわけである。とにかく、以上のような林業地は、近世中期以降は伐出生産に関する限り停滞的傾向を辿って、明治維新にいたる。こういった性格の林業を領主的林業といい、その支配的であった地域を領主的林業地帯と称している。その代表(典型)は天領飛驒、同伊那、尾張藩木曾谷、秋田、弘前、南部等の各藩である。

補

なお、歴史を遡って例示すれば、『日本三代実録』貞観八年(866)正月二十日の条によると、常陸の鹿島神宮が二〇年一回の御修造用材五万余枝の補給の必要から、従来は鹿島神宮から二百余里も離れた那賀郡から取り寄せていたのを取り止めて、鹿島神宮の附近に備林を設けようとして、宮辺の閑地に栗樹五千七百株、榎四万株を植えることを太政官に請うた。これは御林の創設の意味だが、いま、問題にしている近世の御林山ではない。

ところが、ほぼ同じ時代から、以上の領主的林業地帯とは異なって、領主権力の強制なしに地元住民の自発的な経済行為として育林が行なわれる地域が、京都、奈良等以外にも多数出現する。従来の林学で「民間林業」地といわれた地域が一般にそうであるが、住民は自己資金で育林や伐出に従事し、その場合領主側は林産物を採取する森林(林野)に小物成(山手米など)を課するとか、木材等の伐出に対して運上

金を徴収するというふうには（もちろん無課税の場合もある）、領主権の拘束は林業にとって間接的である。こういう林業地帯の場合は、相対的には里山地域で、育林はこの場合は人工造林が中心である。樹種も比較的成長が早く、当時もっとも需要の多い杉、桧にほとんど限られている。そして、その伐出生産は、領主的林業地帯の近世中期以降の停滞的傾向とは逆に、次第に発展傾向を辿って明治維新を迎える。このような林業が支配的に行なわれた林業地帯を農民的林業地帯と称している。京都山国、同北山、今須、吉野、尾鷲、大和、北山、波瀬、天竜、青梅、名栗、鹿沼、日田、木頭等が典型的な農民的林業地帯である。

以上は、林業の基本的相違、殊に造林の形態によって林業地帯を二類型に分けたのであるが、もちろんその相違はその点だけにあるのではない。そこで、もう少し二類型について触れてみよう。人工造林地帯は、従来の林学方面では「民間林業」と慣用されてきた。おそらくこの林業地帯では、植林から伐採、搬出等までの林業の全生産過程が非領主的（したがって農民的）資力によって経営されていたからであろうが、「民間」という用語は、実は歴史的用語としてはあまり厳密な用法ではない。わがくにの近世は、世界史の上では特殊性の強い封建制社会で、強いて規定すれば経済史上解体期封建制社会（又は政治史上は絶対主義に傾斜した封建制社会）というしかない性格のものであったが、本質的にはなお封建制社会であったのであるから、明治以後の近代的社会での民間経営と全く同一視するわけにはいかないわけである。事実、幕府や藩では「民間林業」地帯の林野地盤に課税したり（紀州藩尾鷲組では宝暦10年《1760》に杉木所有者に対して「杉木^{エアゲキン}永上げ金という一種の御用金を課している）、木材の移出に一割前後の低率の課税を行ったり、低価格で木材を

伐出するよう強制したり等々、各藩によりまた時代によって異なるが、封建的権力を行使している。またいっぽうにおいて、同一封建体制の下にある天然更新地帯の林業の統一的な理解を妨げてしまっていて、民間という用語を使用することによって、明治時代以降の民有林の対語である国有林に近世の天然更新地帯である領主的林業地帯を似せて考えてしまう恐れが十分にあるからである。その典型は「はしがき」に引用した林学者菌部一郎氏の「幕府及び各藩の官林（この場合国有林—西川）」と、近世の御林を官林（後の国有林）と称している如くである。そういうわけで、筆者は林業経済史の立場から規定して民間林業とはいわず、農民的林業地帯と呼んでいる。それに対して、原則として領主の封建的権力によって木材の伐出生産が行われた天然更新地帯の場合を領主的林業地帯と称している。

いま、これまでの研究において、近世のいわゆる「民間林業」の成立理由を、どのように考えてきたのか、検討してみよう。たとえば「藩による林政の差が私有林の消長を生んだ。藩が林政に力を傾倒せる所では反って私有林の生長は遅れたが、吉野、尾鷲、静岡、埼玉の如く山林の処理を地方民に委ね租税徴収のみに当った所では、この時代に民間林業成立の基礎がきずかれる。」（松島良雄「スギの造林史」《佐藤弥太郎『増訂スギの研究』126頁・昭和・養賢堂》）とか、「商品化市場が存在するか否か、また領主的支配がいかなる程度で林野利用を規制していたか、この2つの条件が民有林業の成立を規定していた。」（船越昭治『前掲書』40頁）と論じられてきている。前者の説明では、藩の林政が林業の発達を妨げているといった矛盾した印象をうけてしまわずに、要するに藩が自由に農民の林業経営を放置しておいたということは、結局は後者のいうように領主権力の

弱さということでもあるのだろう。ところが、現実には、同一領主の下であっても「民間林業」とそうでない林業地帯（「藩が林政に力を傾倒せる所」）が並存する場合があったのであるから、それだけでは妥当な解釈にはなりえない（拙稿「林業経済史論（5）」6頁・1961年2月・林業経済研究所）。なお、類似した見解に、天領の場合、私領（藩）と異なって財政的に余裕があったから「民間林業」が成立したと理由づける論者もあるが、確かに「民間林業」は天領に多く成立していたが、たとえば飛騨や伊那などはすべて天領であったにもかかわらず、「民間林業」はほとんど成立しなかったのであるから、やはり前の指摘と同様の弱点をもっているといわざるを得ない。またそれに加えて「商品化市場」の存在をその理由として指摘することも、すでに全国的に木材の「局地市場」が成立していたのであるから、それだけでは納得しかねるわけである。ただ京、大阪、名古屋、江戸を代表的存在とする全国的木材市場との関係は十分に考慮してよいであろう。しかし、この場合も、たんに距離の長短の問題としてではなく、当時の林業技術やその他の諸条件と絡み合った水運による木材搬出の便否ということが、相当の要因として考えられるということである。なぜこのばあいも決定的な要因とは考えられないか。それは、著者が指摘したもう一つの林業地帯である領主的林業地帯に対してもいちおう当てはまるからで、とくに「民間林業」成立の原因とするにはやはり根拠が弱いのである。

以上が近世林業経済史における一般的（または主要な）傾向であるが、もちろん近世のすべての林業地帯が以上の二類型で全く割り切れるということではない。その他に存在した多様な類型の中で、比較的顕著な類型をもう一つあげておけば、四国土佐藩、九州の飫肥藩・人吉藩・熊本藩・鹿児島藩等における一部林業地のよう

に領主的林業地帯に属しながら、そこでは杉等の自然条件に恵まれて、差（挿）杉による植林が十分可能であった地域で、近世中期以降の伐出過程はかならずしも停滞してはいないことである。たゞ農民的林業地帯と異なって植林が藩権力による「上から」の強制的植林の要請を契機として行われた。すなわち部分木制度である。部分木制度の場合、造林者は農民ばかりでなく村落に居住している下層武士である郷士等も含まれている。その造林者が経済的利益をいちおう目的として藩と契約を行い、予め決められた割合で成木（又は収益）を両者間で分収する。その場合、一つの課題は、藩の分収する部分が藩の土地所有に基づく地代ではなく、年貢の類であることで、その点が明治32年（1899）公布の固有林野法に基づいて固有林に地元民が借地契約を結んで植林を行い、成木の上、その収益を国と造林者である地元民とが分収した部分林制度と本質上相違することである。部分林制度の場合は国の土地私有を前提にしている。そしてそのことは、後述するように農民的林業地帯で行われたいわば地主と造林者の間の「植分」制度と対比すれば明白である。近世領主は土地、この場合は林野に小物成を課するだけである。なお、部分木制度は、土佐藩では「杉植分」、人吉藩では「七歩三差杉」又は「五歩差杉」、飫肥藩では「杉方部一法」又は「二部一山」、鹿児島藩では「部一差杉」といった。また東北諸藩でも部分木制度は実施され、秋田藩の「植立杉」、盛岡藩の「取分杉」、仙台藩の「半金御壺分」等々といった。たゞし、東北諸藩の場合は秋田藩、盛岡藩を除いて藩の奨励にも拘わらず農民の植林意欲があまりみられなかったようである。なお、九州諸藩の場合、部分木政策の背後に、近世中期以降に実施されたいわゆる専売仕法と類似の傾向を読みとることができる。専売仕法とは、商品流通市場の全国的規模での

成立と共に、諸藩が財政逼迫に直面し、他方で下層の武士や住民の窮乏の打開策として国産品を盛んに奨励して、領外の市場へ商品移出をした政策で、もちろん富農・富商の援助をあおいで行われたものである。

第五章 領主的林業地帯

そこで次には、前述した近世中期前後から主として伐採＝育林の両過程から全国的に明確になってくる二類型の林業地帯について、全体的、総合的に問題点を中心に記述してみることにしよう。その場合、具体性を強調するために、それぞれの代表的林業地をまず選んで、述べてみることにする。領主的林業地帯としては木曾谷林業を、農民的林業地帯としては埼玉の西川林業の中心、上名栗林業を、それぞれ取り上げる。

さて、その木曾谷の林業研究については、既述したように大正4年(1915)の徳川義親『木曾山』(自費出版)以来、『木曾林政史』(『御料林』101号以下《1936年以降》帝室林野局)に詳しい。また所三男『名古屋木材市場発達史—尾州材の生産を中心として—』(1957年・林業発達史調査会)、同「木曾・飛騨の林業」(『日本産業史大系5中部地方篇』所収・1960年・東大出版会)、同「尾張藩の林業」(『近世林業史の研究』所収・1980年・吉川弘文館)等に報告されているが、日本林業史上ではもっとも長い研究歴をもっている。と同時に、敗戦前においては、これらの木曾林業は実証的研究としての先鞭をつけたことの意味は大きかったと考えられる。しかしながら、敗戦後その他の林業地について歴史が明らかになると、従来の木曾谷林業があまりにも特殊化されてしまっていたことを、改めて批判されねばならないだろう。その点は既に論じたことがあるので(拙稿「所三男『近世林業地の研究』を読んで—木曾谷は古代からの林業地か—」(『専修人文論集』30、32、33、38の各号)、その方にゆずって、ここでは、近世木曾谷32か村の大部分の古文書が—か所に蒐集されている徳川林政史研究所での研究は、今後益々有望視されなければならない。

そこでこれからの研究者のために決定的な誤りを若干指摘した上でさきに進もう。

まず第一に、木曾谷が古代から林業地であったとする徳川、所両氏の見解で、既に「第一章」でも少しふれたが、元慶3年(879)に信濃、美濃の両国司の国境紛争裁判を「貞観以前の頃に始まった両国の紛争は単なる国境争論ではなく、木曾山林そのものの収奪…を目指しての大型山論と見なくてはならない。」と解釈してしまったことである。その結果、両氏とも木曾谷の近世林業の歴史について解釈を混乱させてしまったことである。第二に、実は秀吉の木曾谷支配から始まった木曾谷の木年貢制度を、古代の庄園地代から継続してきた貢租形態の遺制であると解釈してしまったことである。そして所氏はさらに、その近世木年貢を山民から収奪する賦役＝労働地代と断じている。この点を最近でも大友一雄氏が「注目されるのが所三男が明らかにした木曾谷の役土居・役博の生産、役扶持米として支給される年貢米の取り扱いなどに関する研究である。この分析において所は、おもに役負担のあり方に注目して木曾という地域の固有の展開を追求した。山村の分析視覚として注目すべきものの一つである。」(『山村と林業』《『日本近世史研究事典』100頁所収・1992年・東京堂出版)と紹介している。大友氏のいわれるように、近世木曾谷については他の林業地と比較して確かに特殊性が強い。しかしその特殊性を絶対視してしまわれたものが、徳川・所両氏の見解なのである。たとえば木年貢制度は木曾谷だけの貢租形態ではなく、また木曾谷がそうであったように、木年貢の実施された他の林業地においても、尽山化が進行した近世中期頃までには廃止されたり、縮小されたりする。

さらに徳川・所両氏は木曾谷の木年貢制度を、農民が「先ず米年貢を納める。それから木年貢

を納める。元来、木年貢には博・土居共に、一挺・一駄につき何程と扶持米を給していた。これは年貢を納めた米の内から給与されるものであるが、…米年貢全部が扶持米となるように郷帳には仕立ててある」と説明しておられるが、この説明は多分に、木年貢が廃止されて久しい幕末弘化期の『木曾考統紹』の記述と慶長18年(1613)に木曾代官山村甚兵衛から家康勘定所(さらに尾張藩)へ差し出した「勘定目録」とを参考として任意に解釈されたもので、どちらかという木曾代官山村氏の立場を説明したもので、歴史的事実とは大いに異なる。

近世初期の木曾谷28か村(支郷4か村)は、検地による「村高」がつけられず、「定納高」であった。そして元禄期幕府の国絵図改めから、それまで信濃国の「筑摩郡墨引きの外に」存在するものとしてただ「木曾」と書かれていたものが、この国絵図改めから「筑摩郡木曾」と初めて行政上記述されたのである。したがってこれまた徳川・所両氏が「古代から近世の中頃までの木曾は、正しくは、元禄の国絵図郷帳調整期まで美濃国(岐阜県)の恵那郡に属していた」(『近世林業史の研究』499頁)と断定して、古文書に美濃山とあるのは、すなわち木曾山のことと誤解されてしまわれたことである。そのため、たとえば徳川義親「伊勢両大神宮造遷宮と木曾山」(『御料林』65号)では、南北朝期『師守記』にある「造伊勢豊受大神宮御柚、可為美濃国白河山者」について、「白河山は木曾王滝村の白川山で今日も尚多く良材がある。美濃山が御柚山になったのはこの遷宮を以て最初となすべきであらう」と述べている。筆者が徳川義親氏の木曾山研究についての見解に疑問を感じたその切っ掛けは、この点にあった。すなわち以下に引用する通りである。

興国六年(1345)の神宮造宮材に「美濃国白河山」を選定しているその「白河山は木曾王

滝村の白川山で今日も尚多く良材がある」と断定しておられるが、どうであろうか。伊勢神宮から近距離にあった林業地（二十余里）、大杉山・江馬山等から採出していた時に、一挙に木曾谷（六十余里）のそれも相当奥地にあたる王滝村白川へ移って採出する必要があったのだろうか。この美濃白河とは案外同国加茂郡白川流域であったかも知れないのである。というのは美濃地方にはたとえば揖斐郡大和村（現揖斐町）の仁坂山のごとく伊勢山と称して近世以前は伊勢神宮領地であった山林も存在すること（『大和村誌』291頁）、木曾谷が開発前の古代において信濃と美濃の境界となっていてその所属が明らかでなかったとはいえ、美濃とわざわざ区別して「信州木曾山」という用法もまた一般におこなわれている（『明治前日本林業技術発達史』309頁資料）等々の事実から再検討を要すると思うのである（拙稿「林業経済史論（6）」『林業経済』1961年3月号7頁）。なお王滝村白川山の問題については、所三男氏が拙稿の内容の真偽を検討するために、加茂郡白川流域をその後調査して確認されている（『南木曾町誌・通史編』134頁・昭和57年3月）。

もっとも、徳川氏のさきの論文は、以上の指摘以外には伊勢神宮と木曾山の関係について詳細を極めた報告で、1974年『神宮御杣山記録』以下4巻でその点は確認できる。

さらにまた、両氏共木曾谷は近世初期から「無高」であったと説明しておられるが、正確には領外定納高である。その「定納高」がこの元禄国絵図改めからはじめて「無高」に変更されたのである。もっともこの点の変化は、幕府に対して尾張藩が「表高61万9500石」となったということに過ぎないのであって、村側に影響を与えるような変化ではなかった。そして反対に藩は、木曾谷住民に対して享保9年（1724）

の改革で、山林の尽山化に対応して木年貢を全廃し、藩独自の検地を山民の執拗ないやがらせを押し切って強行して（『林業経済』1996年6月28頁）、各村々（32か村に増加）を軍事上は一般の行政村並の村高をもった村落に編成した。この時期から木曾谷は32か村になるが、32か村の合計は3481石1斗9升1合で、多くの村が以後金納となる。

ところで、木曾谷では、近世初期から尾張藩が享保9年に実施した検地まで、山村代官と28か村との間では、一定の米年貢と木年貢とがそれぞれ独立した定納年貢として上納されている。一方、山村代官と家康勘定所又は尾張藩勘定所との間では、慶長18年「勘定目録」（『長野県史料編第6巻』6頁）以来、元和元年に木曾谷が尾張藩に移されて以降、享保9年に改革の際の『勘定目録』「古来、木曾谷中納米高並に役木高の覚、但し享保八卯年定納」（『日本林制史史料・名古屋藩200頁』）とまでほぼ同じである。いま内容を表1に整理してみた。

表1で分かるように、木曾代官は家康勘定所へ役樽15万2000丁（1丁に扶持米3合）、買樽11万6158丁（1丁に扶持米1斗3合）、御役土居4352駄（1駄に扶持米1斗3合）だけを納める計算である。具体的に記述すると木年貢（総称して白木）のうち樽は、木曾川沿岸を山民によって錦織まで川狩される。いわゆる沖に流れた樽は先進地から呼び集めた中乗りの仕事（木曾の中乗りさん）。土居は馬籠まで岡附（駄送）される。勘定所では藩の入用分を除いて、その他の白木は指定商人の角倉に払い下げる。角倉与一は元和元年（1615）木曾川等の運材に功績があって、取引きの独占を認められていた。ところで木年貢は、各村から年貢として定納されるが、木曾代官は各村担当の下代官を置いて木年貢等の受取り、計算を行っているが、この精算は「一ヶ年で完納するものでは決してなく、

表1 慶長18年木曾谷各村の米年貢と木年貢

村名	米年貢	樽		土居	
		役樽	買樽		
	石斗升合	丁	丁	駄	
湯舟沢村	30				
馬籠村	40				
山口村	91728				
田立村	81048	4,000	(4,000)		
妻籠村	22890	4,000	(4,000)		
留野村	58021				
三野尻村	85124	5,000	(3,000)	480	
野原村	47813				
長野村	82270			840	
殿野村	107324			960	
荻原村	31649	10,500	(10,500)		
上松村	124160			960	
岩郷村	28683	19,000	(11,000)		
福島村	89806				
三尾村	39499	10,500	(10,500)		
黒澤村	44108	32,500	(17,500)		
王滝村	48415			1,112	
同(熊皮2枚の代)	2				
末川村	46207	35,000	(25,000)		
黒川村	30257	3,500	(3,500)		
上田村	33324	3,000	(3,000)		
原野村	50305	3,500	(3,500)		
宮腰村	49106	3,500	(3,500)		
菅原村	21875	3,000	(3,000)		
藪原村	45766	6,000	(6,000)		
同(山手)	10				
荻曾村	34227	4,000	(4,000)		
奈川村	6900	5,000	(12,000)		
奈良井村(黄金3枚分)	150				
贄川村(ク)	150				
合計	1,682505	152,000	註116,158	4,352	
扶持(下用米)		石 456	石斗升合 778250	石斗升合 448256	
1,682石5斗0升6合					

註、その合計(カッコの分)は、12万4000丁になる。差に注意。各村の買樽の数は徳川義親氏が享保8年の資料等から推定されたものであるらしい。

精算は種々の出入りのため複雑を極めて毎年是不可能で、数年乃至八、九十年に漸く精算ができる状態であった」(『木曾福島町史上巻』386頁、1954年)。また28か村のうちでは米年貢だけの課税(事実上は代納金)で木年貢のない村々、さらに数年まで尽山のため木年貢を山林の豊富な他村から購入して、上納している村々もあった。たとえば享保6年(1721)尾張藩の木曾巡見の折に、西野村庄屋は巡見使の質問に次のように答弁したと山村代官所へ報告してい

る。

一. 御役木高貳万九千五百丁出し申し候と申し上げ候。御役木何方に売り申し候哉と御尋ね成され候。与川村へ八千丁、上田村に四千丁売り申し候と申し上げ候。毎年売り申し候哉と御尋ね成され候間、年により候と申し上げ候。(以下略)(『西野村尾州御巡見留メ書帳』)

その後、享保3年(718)には山村代官所へ「奈川村・田立村・岩郷村右三村の儀、木を以

て相勤め申す儀、仕り難く、「金子を以て納め仕り度き旨、申し上げ」ている（『恐れ乍ら願ひ奉る木曾御年貢木之事』）それより以前の元禄年間から木種、規格の変更、土居・樽の一部が小物、互へ切替えられるようになり、金納の儀も宝永5年にすでに起っている。また一方、大量に他村に木年貢を売買している王滝村の場合でみると、同村の定納米48石余に対して、「木年貢の下用米として年々百石余の米が村へ戻ってくるのであるから、村人の生活は左程苦しくはなかった。それに当時は樽・土居共に本伐するに、何れのヶ所にて行ふも差支なかつたから、此村の如きは真に好都合で庭先きで仕事をすると同様であつた。」（『村誌王滝・上巻』656頁）という。以上が徳川、所両氏の木曾谷研究への検討である。

次に、木曾谷の研究で、これまで見逃されてきたのが山民と市場との関係である。まず、重要な資料が『信濃史料』（『村誌王滝上巻』205頁）に再録されている部分から引用する。

きんせ井す

ふたこもちの事

- 一 くわとるへからす
- 一 しよやくちゆうしすへき事
- 一 らうせきすべからす

右件条々いは井の輩ニおひてかたくさいく包すへき者也 仍制札如件

寛正二年（1461）五月六日

これまで木曾谷の林業について、近世以前においては木材の商品化については殆ど考えられなかったためか、『信濃史料』に見るように古文書の誤読も行われてきている。最初の行の「くわ」は「くれ」である。木曾谷須原村の定勝寺は、寺領として同じ王滝村二子持（部落）に年貢地と附属の山林があり、二子持部落民が専属で管理・耕作していた。この山林は岐蘇路の通路にあたり、また対岸飛騨街道への出口で

もあるために、一時は交通上主要な位置を占めていた。そういうわけで、当然、樽の盗伐等が容易であつたのである。その木曾谷の樽、白木等について近世初期の「建設ラッシュ時代」には諸領主が先を争って求めている。たとえば慶長6年（1601）大久保長安（木曾谷等の大代官）から美濃遠山久兵衛等宛の「覚」に「奈良井・贅川にてとかく（商品流通のため…西川）桜沢口作り度き由、申し立て候。願ひはもし其上少々樽、柁板等も下諏訪にも商い仕るべく候」とか、「何方より成り共、我等奉行を立て、十万俵も入れ申すべく候。貴所商い成され候とも、少しも御かまいあるましく候事」と書いている。勿論、諸大名が自分で山に入って白木類を生産するわけではなく、山民の作った商品を買取っているのである。さらに木曾代官に家康から任命された山村甚兵衛が慶長13年（1608）5月に「毎年可相勤條々之事」（5か村の分が残存）を住民に触れているが、各地元民に用木や役木の売買をはっきりと認めているのである。三尾村の例をあげておこう。

三尾村毎年相勤めるべく条々の事

（前略）

一、我等用所の材木も候はゞ、有様の柁に取るべく候間、其村下代かたより代物急度請取るべく候。何と申し候共、代物取らず候はゞ材木仕りまじく候事。

一、御役木調い申さず候内は、何方より御誂えの材木共一切仕り間敷く候事。

（後略）

慶長十三年申五月朔日 山 甚兵衛（花押）

三尾村 肝煎

同惣百姓中

また木曾谷の東西の出口には、庶民の定期市が開かれていた。たとえば天正5年（1577）当時、信濃の南境の田立口に「一月六ケ度定日」が開かれ、北部では天正十一年（1583）、木曾

表A 代人決算表（犬山屋から受取った分）

年	月	両	分	文	
元禄5	9	33			2回に受取
〃	10	30			付知にて受取
〃	〃	20			兼山為替金
〃	12	16			名古屋にて受取
〃	〃	1			〃
元禄6	1	43			〃
〃	3	40			〃
〃	4	60			〃
〃	6	50			加子母にて受取
〃	7	30			〃
〃	〃	30			〃
〃	8	60			〃
		0	1	602	小谷渡日用方へ払米代（味噌、塩代共）として買入金受取
		32	2	252	持子方へ払米代（味噌、塩代共）として買入金受取
合計		445	3	854	

義昌から安曇・筑摩両郡を攻めとった小笠原貞慶が旧西牧氏の領地について、二木豊後守宛に「佗書」を出しているが、その一節に「西牧領分、河にしママのしろ（白木）き、材木、薪、二木の市にて商売すべき事」とある。

次に、木曾谷の近世に入ってから伐木生産について説明してみよう。近世初期から享保中期までが木曾谷からもっとも盛んに伐り出されたが、その伐出の形態は、整理していえば、白木しろ稼まぎ（小商品生産）、元伐および注文生産（領主の資金による）、商人生産（商人が運上を支払って伐出する）の三種類で、その点隣りの飛驒とほとんど同じである。そこで、それらの伐出生産について説明する。

第1節 木曾谷林業の概要

近世における領主的林業地帯の林業労働を賦役労働であると一方的に考えているものが意外に多い。たとえば「幕藩有林における林業経営の出発は、まず豊富な天然林資源の伐採から開始されるが、この採取生産の展開も初期の段階においては間歇的であり、自給用材の確保と密接に結びついていた。労働力は地元領民の賦役

に依存していたのである」（船越昭治『日本林業発展史』36頁）というようにである。南部藩煙山村に関するあの歴大な実証報告のうちでも御林の経営については「育成管理から伐出搬出までの一切の労働は地元農民の組織的な賦役によって行われているのである」と、伐出林業労働を賦役として断定してしまっている菅野俊作「第三節林野の利用組織（中村吉治編『村落構造の史的分析』425頁）。全体の記述は豊富な資料に基づく実証報告にも拘わらず、賦役に関する資料は全く紹介されていないといってよい。いな、紹介できないといった方が事実であろう、とわれわれは考えている。

我国中世前期頃の林業労働が、形式上は賦役であったことは第2章で実証的に論述したので、ここでは繰り返す必要はないであろう。木曾谷のばあい、伐出生産は既述したように享保年間まで活況を呈したが、その最盛期である元禄年間には谷外からも沢山の柚、日用が出稼ぎに入り込んできた。その結果、柚、日用一般に対する大衆課税が日程にのぼり、木曾代官は名古屋藩へそのことを進言したほどであった。すなわち「木曾御山へ入り申し候柚、日用之者共、手前より少々宛御運上召上げられ然るべく存じ奉

表B 支払勘定明細帳

	両	分	文	
長紙、墨、筆		3	756	「六百七文小銭三東五帳、是ハ前山にて手代衆長紙に」の如く事務用品代
わらじ代		1	336	ワラジカケ、ゾウリを含む「川かりにて、六拾四文、わらじ貳拾足」の如く日用にも支給している
万道具代		3	262	大川狩棍、とび口等の運材道具から日用小屋ふき板に至るまで、さらにヤクワン、セト物、フキン等も
松明、油、ロウソク代		1	718	大川、川並等にも使用
方々遺物代		2	860	「百拾文、鯨ヒツ代、是ハにしごり奉行衆遣」「貳百文たび貳足代川上宿並手代衆へ」「三百文、鯖十五差代組頭中持子方へ」等々
方々御初尾代		1	648	「貳百四文、いせ様、犬山、白山様初尾」の如く作業の安全を祈って神仏に供え物
交通費その他	15	3	366	代人、手代の犬山、名古屋等の駄賃から抱日用の現場移動、荷物の駄賃までも含む
方々飛脚費	1	2	259	各地への連絡費
飯米とその駄賃	98	2	920	買入れは「飛州蔵米」「福岡蔵米」もあるが、大部分は各地の個人から購入している
塩、味噌代	3	3	641	大部分兼山から購入
酒肴代	3	1	265	奉行衆から日用層に至る迄の振舞い酒、変ったところで「百九文、酒壺升三合、是は付知医者方へ」肴にはクジラまでである
①無扶持日用賃	8	2	444	「度々水出俄水、金三両三分七百五十文、無扶持日用員人数百八十七人半、壱人に付百文つゝ」の如く、いわば臨時雇日用
②持子賃	59	1	50	松木瀬より追落までの背負い日用
③持出し賃	13	1	382	
④小川抱日用賃	120	1	425	いわゆる小谷狩日用
⑤小谷所々渡し賃	18	2	504	小谷狩日用
⑥抱日用所々宿賃	7		694	日用等の宿賃
⑦五ヶ村出入日用賃	5	2	600	苗木領諸村からの出日用
⑧大川狩賃	21	2	234	木曾川に出してから錦織までの川狩賃
⑨日用持子ほうび	1	2	1102	日用のほうしょう金
⑩手代給金、合力他	17		150	手代3人の給金およびほうしょう金と本締下人の夜番賃等
⑪鋸引切賃	1		759	鋸引き賃
⑫錦織入用金	10	1	020	元禄5年度錦織下人用金
⑬ゝ	20			元禄6年ゝ山田藤吉渡し
その他	10	3		時貸し等
合計	444	2	745	
残金	4	1	111	此内1両2分藤七預り、2両3分 分六預り

り候。さも御座候はば、諸本締に堅く申付け置き、谷中並に他所より参り候柚、日用共に一ヶ年に柚一人より銀一匁二分、日用一人より銀毫匁宛之積りに、年中働きの日数を以て、御運上本締共手前にて押え置き、指上げ候様に仕り」たいと。柚と日用の稼ぎに課税しようというのであるから、もし林業労働が賦役であったなら到底考えつくことではない。また必要もない事柄であろう。この時期の林業労働について、幸い元禄5年から6年(1692-3)にかけて名古屋の木材商犬山屋が三浦三か村から直接板7500丁を搬出したときの資料が残っている。すでに伐採は終了して、柚に関する計算書が欠けているのが誠に残念であるが、運材過程については詳細にわたって判明している。すでに詳しく報告したこともあるので(拙稿「林業経済史論8」『林業経済』1961、8)、ここでは後節との関連であらましを紹介するにとどめておく。まず、犬山屋の代人藤七、分六の両人が清算した収支勘定を表に整理してみると次の表A、表Bである。その他の資料をも参考にして具体的に説明してみると、問題の運材過程は山元の松木瀬から付知川迄のいわゆる小谷狩、その地点から付知川が木曾川に合流する迄の川狩、木曾川を錦織まで川狩するいわゆる大川狩に区別されている。錦織から下流は筏に組んで名古屋まで運搬するが、この工程は途中の筏問屋の請負仕事であるから、代人の管理下ではなく、別会計となっている。そこでこの工程を雇傭の種類からみると、無扶持日用と抱日用に大別される。前者は表B①に記載したように出水時の臨時的雇用で、日用賃は扶持の支給はなく一率に一日銀百文である。運材労働の中核をなすのが後者である。抱日用は数人から十数人の組に分かれ、各組には日用頭がいて組を代表して一定部分の工程を請負う。ただし日用頭も日用の代表ということであって、一般の日用と同様に労働に従

事し、その稼ぎが主たる彼の収入である。日用頭とは異なって代人のうち小川藤七はこの地方の運材請負業者で、事実上彼の指揮に基づいて錦織までの全作業が彼の配下にある抱日用を中心に行われた。彼は犬山屋からこの事業のために四両三分を別に礼金として受取っている。藤七に対するもう一人の代人、平井分六は材木屋側のいわば代理人で、今度の仕事の事実上の経営者の立場にあったわけである。

さて、その抱日用は労働の種類からさらに持子日用と川狩日用に分れる。両者は賃銀の面からみると現在の国有林経営の出来高制と日給制の区別に酷似している。すなわち持子日用は表Bの②、③、④のように木材を山元から川狩が可能な付知川迄山出しする労働で、各組毎に請負って作業するわけだが、そのばあい業者は持子達が山に寝泊りするための小屋掛け材料とか、ナベ、カマ、シャモジといった生活必需品に至るまで提供し、食糧を持たせて山入りさせる。そのほかに日用賃の前払いも若干ある。そして仕事の請負の仕方は板一丁について幾らと契約しておいて、終了後その持子賃金から前払い金額および支給した食糧(米・味噌・塩)を相場で換算して差し引く。この換算は計算書を検討してみた限りでは決して不当な代価ではなく、時の仕入値段にだいたい等しい。これに対して川狩日用は1人1日の賃金と一定扶持米支給を契約して雇われる。扶持は1人1日米1升(ほかに味噌・塩を若干)であるが、賃金の方は技術を考慮しているので日用によって銀9分から6分までの賃金差がある。そのほか夜普請、夜番等に出勤すればその分の賃金(または扶持)が加算される。と同時に、雨天休日の場合は8合、病欠のときでも半日分の扶持だけは支給される仕組みである。彼等は組毎に川沿いの村々を移動しながら農家に合宿し、作業中の食生活は一切そこでおこなう。やはり賃金は一部を前

渡しされ、一作業の終了毎におこなわれる勘定
のとき、作業期間中の食扶持代を差引いてうけ
とる。ただし農家へ支払う宿泊料（多くは1人
1日6文）は業者負担となっている。なお、仕
事が予想外に困難なばあいは日用自身が賃銀の
ベース・アップを要求することもある。以上の
ような林業労働の実態は、敗戦前の木曾御料林
の林業労働を体験している者であれば、基本的
には同じであると考えられるであろう。戦前との具
体的な比較は後でふれるから、ここで問題とし
て取りあげておきたいのは日用賃が不当に低く
はなかったかという点である。これもすぐ後に、
農民的林業地帯での林業労働との具体的比較に
よって検討するので、ここではこの地方一般の
一般の日用賃といちおうの比較をしておけばよ
い。万治元年（1658）に木曾王滝村で樵板子の
「木引き」日用賃が1日2升、「手伝い」が1
日1升であった（大坂相場で1升銀6分位）
（拙稿「林業経済史論7」）『林業経済』1961、
5。前者は柚に準ずるから、だいたい両者の
中間に小川狩日用賃がくれば、まず妥当なところ
であろう。いまその賃金、銀9分を当時の現
地相場金1両＝銀60匁＝銭4貫800文で換算し
てみると地方史研究協議会編『地方史研究必携』
160頁、銀75文にあたる。この地方一般と
較べてみて日用賃が不当に低いといえ立てるこ
とは困難である。

そこで、いちおう妥当な賃金水準だとすれば、
それでは封建的性質はどこに存在したのであろ
うか。その点川狩に、ある程度の義務労働がみ
られないことはない。付知川を木曾川の合流地
点まで川狩していくばあい、その沿岸の田瀬、
福岡、高山、日比野、池原の5か所が臨時的日
雇として狩り出される。これを出日用といって
1日40人が義務労働として出ることを強制され
ていた。ただし無賃ではなく一定の賃銀が決ま
っていた。（半世紀後の寛延3年（1750）でそ

の賃金は銭88文である。もちろんこのばあいは
扶持米の支給がない。）いま、出日用の総額か
ら計算すると出日用は1人1日126文余である。
ところが出日用の定数では不足なために、それ
以外に5か村から自発的に働きにでる雇日用の
ばあいを見ると、1人1日128文余である。義
務とってみても、僅か2文の相違であったこと
があきらかである。したがって、こういう義務
的労働も農民の方から余業として歓迎される
傾向さえもっていたのである。しかしだからと
いって、出水時に昼夜を分かつたず狩り出され
ることが農民にとって大きな迷惑であったこと
まで否定するつもりはない。ただ、この搬出作
業をみても分かる通り、元禄5年9月過ぎに仕
事が開始されて、翌年の春頃までには錦織まで
の川狩が終了しているのである。このように、か
つて木曾谷の林業労働一般が低生産林業ではあ
ったがそれと有機的に結合していたがために、
永続性をもっていたといえるのである。したが
って、また、木曾谷の伐出生産が既述したよう
に享保以後抑制されてしまうと、農民の生活は
なり立たないから、各村から御用材生産再開の
歎願書が頻繁に代官所へ差し出されることにな
る。いっぽう、それが切っ掛けとなって、木曾
谷の柚、日用が既述したように各地で大活躍す
ることになる。これまた賦役労働では到底考え
られないことである。

そこで、木曾谷の農民がどの程度林業労働に
依存していたのか、人数の点から指摘しておこ
う。移行期直前の享保6年（1721）、岩郷村の
ばあい、戸数107戸、人数905人（男455人、女
450人）のうちで「柚七拾人ほど、日用は五拾
人ほど罷出で申し候」。各戸の家族数が平均
8・4人（男だけで4・2人）で、柚・日用合
わせて1戸当り平均1・1人である。この数字
はだいたい木曾谷各村に妥当すると考えてよい。
たとえば天明4年（1784）王滝村の家業調べ書

表C 天明4年王滝村家業調べ書き上げ

家業の種類	戸数	
耕作人	263戸	
	内訳	
	11	高持耕作のみにて渡世仕り、蚕等指加へに仕り候、去年不作にて給物不足にて御座候、此内至て難儀の者も御座候。
	11	中高にて候得共、毎年給物大躰にて蚕等差加え渡世仕り候、去年不作故給物不足にて御座候。
	35	高持中高の者共に候得共、毎年蚕等差加え候ても、式三分通りも不足故、山稼を渡世差加え仕り候、去年不作にて其上稼薄く困窮仕り候。
	68	中高小高にて耕作のみにては渡世成り難く柚・日用差加え仕り候。
	62	小高にて作方少なく渡世成り難く、多く柚・日用に罷り出で渡世仕り候。
76	無高にて作り少々つつ仕り、多く柚・日用に罷り出で渡世仕り候。或は一季奉公、地方日雇等仕り候、受作斗りにて渡世仕り候者御座なく候。	
商人	4戸	地商い並に薬売り等仕り候得共、当節商い御座なく困窮仕り候。
鍛冶	3戸	耕作も作り候に付、当節可成に相続申し候。
大工・木挽	12戸	耕作も仕り、其中に木曾の内稼候得共、当節稼これなく困窮仕り候。
柚・日用	7戸	木曾内旅稼共に柚・日用斗にて渡世仕り候得共、去年は稼薄く至極困窮仕り候。
やもめ	15戸	地方日雇等仕り、渡世仕り候得共、業御座なく当節至極困窮仕り候。
合計	304戸	

注：柚・日用367人耕作仕り候内、作方に不用の分、一家内に式、三人も罷り出で木曾の内旅稼差別なく山稼仕り候。

きを参考のために掲げてみよう（表C参照）。

戸数304戸で人口1610人であるから、1戸当り平均人口は5・2人である。そのうち柚・日用に367人が従事しているから、1戸当り平均1・2人である。また304戸のうちで柚・日用専業7戸、無高（純小作）層76戸、小高層62戸の計145戸がだいたい林業労働にいわば「常用型」として従事しているもの、中高小高層68軒が「耕作のみにては渡世成り難く、柚日用差加え仕り候」というから、「定期型」ということになるか。これに対して次の高持中高35戸は「二、三分通り不足故、山稼を渡世差加え仕り候」というから、いわば「日雇・日雇型」に見立てることが可能である。かくして村内住民の大半は林業労働（その大部分が用材の伐出生産）に従事していた。いいかえると、木曾谷近世の林業はその住民と直結していたことによって発展してきたものである。

第2節 林業の労働組織の成立と変化

『旧愛知県庁史料』で伐木事業の概略にふれて「柚ノ業務中、角物ヲ製材スルコトハ最モ熟練ヲ要スルヲ以テ、飛驒地方ノ山林ニテモ角物ノ多キ山ナレバ特ニ木曾ノ柚ヲ雇入ル」とある。しかしながら、その木曾柚が一般に谷外へ出て活躍するようになったのは既述のように享保以降で、やはり時代の変遷が存在している。しかも「最モ熟練ヲ要スル」木曾谷の運材組織が確立したのは、一部で考えられているほど、そう古く遡ることはできない。宝暦9年（1759）の『木曾山雑話』に「古来木曾表にて柚巧者なる者これなく、伊勢・和泉より雇い入れ申し候。小物類は地柚も仕り候由、宝永の頃地柚の内角板子作り候者も出来、追々地柚巧者に相成り候に付、享保年中に至り板子・角木等都て地柚に

- 一、先き山弐組、此の前金八拾兩
- 一、日雇拾組、此の前金四百兩
- 一、持子二十五人、此の前金共五兩
- 一、金百兩色々買物代並役人分前金
- メ 金七百拾五兩
- 内三拾兩 当暮卅日迄の内に相渡し候
- 柚方足止め前金

丑十月遠州水久保よりの付

- 一、柚拾組、此の前金百拾兩

此一ト組と申し候は、拾弐人に炊ぎ壺人を本組と唱へ候、拾弐人ト炊ぎ壺人の組にこれあり、右、前金の内三拾兩は、当丑十二月廿日頃迄に木曾大滝村柚徳右衛門方迄、御渡し下され度候、されば足止めに相成り候金子にこれあり、

- 一、先き山弐組、此の前金八拾兩

此一ト組弐拾五人つづにてこれ有り、炊ぎする事。此先き山と申すもの共、斧一挺づつ持參候間、柚の分にも違らず、先き山のもの不用に相成りと申し、当人共頼み候へば、日雇にて直して遣し候也。此先き山の者、厘柚の先へ急ぎ、場悪し所、むやみに切りすて行き、場吉の所は厘柚の者伐り倒して、すぐに厘にかゝる也、又、場悪るにて、厘柚の者取木相成らず所、先き山にて伐りすてん、場悪き所へ厘を張り、土構へ置き候て、厘柚に厘にて角作り致させるときは、厘山の直段にて三分方引きなり、之を七分の賃子取りとする也。(以下略)

まず、林業労働は大別して伐木、造材を行う柚組と、運材に従事する日用組の二つのグループに分れている。そのうち日用組についてはすでに紹介した元禄期の事例と内容はほとんど同様なので省略したい。問題は柚組であるが、王滝村の柚徳右衛門が庄屋として柚組10組分の足搦金30兩を受領している。その柚組は「本柚」と「先き山」の各組に区別されている。ところでまず、「先き山」とは何者か、検討してゆこう。

サキヤマは『分類山村語彙』によると「先達・先行者を指す」とか、「一群の首領」と解されている。また、現在の林業界でどのように理解されているか見ておこう。われわれはそこ

に歴史上注目し値する技術的变化を読みとることができると思うから。『日本のスギ第4巻』に「山先」の役割の変化について、次のような説明がある。

- C. 「山先」というのはなんですか。
- A. 「山先」というのは、いろいろな型がありますが、ひとことでいうと、わりあいに大きい木材業者や製材業者（元締）のために立木の売物を探し、その買付けた立木を伐採して運び出し、工場に運ぶまでの仕事について責任を負うものです。「山先」にはいろいろな型がありますが、大きくわけてつぎの四つに分けることができます。
- 1. 労働者の性格の強いもの。立木買取りの世話はするが、値段のとりきめはしない。いわば労働者の頭株のような性格の強いもの。彼らは仕事が切れないようにつぎつぎと山を見つけて、元締に話をもってくる。いっぽう、山主も自分で売り歩いても足もとを見られることを防ぐため、山先に情報を流す。
- 2. プローカー的性格の強いもの。単に売主から木材業者に木材をあっせん、手数料をとる。
- 3. 準社員の性格の強いもの。元締の準社員とでもいえるほどの関係があり、月給をもらって立木の買付け、または配下の専属労働者を指揮しながら切り出しをおこなう。なお元締の正規の社員でありながら、ただ買付けた立木の伐採搬出の責任をおうというわけで山先と呼ばれているものもある。
- 4. 伐出業者に近いもの。山を見つけると業者から資金を借りて伐出納材する。別名「仕出し屋」と呼ばれる。

そして、「山先」の性格が変化した理由として、立木価格が急騰した結果、木材業者が増加して競争が激しくなり、いっぽうこれまで特定の業者に専属的であった山先が有利な取引をえらんで山元伐出業者的性格を強めてきたからであるといっている。説明1のなかでサキヤマが「ヤマサキ」と逆になっているのも多分に時代の変遷を示して面白いが、さらに柚の一部

であったサキヤマに、その本来的な意味が全く失われてしまっていることが重要な事実なのである。サキヤマは現在の常識ではおそらく説明1の性格がもっとも一般的に理解されていると思うが、しかし柚仲間の間では、かつては、立木を元伐りする伐採夫をサキヤマとって、伐採現場でその丸太を角材にハツルいわゆる角柚とは区別して用いていた。もっとも現在は、現場で角材にすることが一般にはなくなって久しいから、柚といえば、伐採夫一般を指すように変化してしまっているが。と同時に、伐採夫を意味したサキヤマに技術者以外の要素が加わって、現在では「山先」の説明にみられたような意味が一般化してきているのであろう。ところで、そのばあいも、本来のサキヤマそのものにそういう意味の転用が生じ易い性格がなかったとはいえないのである。それを示しているのが、さきにあげた近世資料のなかでの「先き山」の説明である。

「先き山」は「本柚」すなわち「厘柚」のように造材には従事せず、もっぱら「本柚」の先きに立って急な場所、足場の悪い所など、また藪などの障害を切り捨てて本柚の働きよい場所を作るのが主要な仕事であった。したがって、ハツリ仕事によい場所であれば「先き山」を入れる必要がなかった。と同時に、「先き山」が二組も入らねばならない山は損毛の多い山だともいっている。しかもその「先き山」の仕事がなくなったら、本人の希望で日用に編入することもあるというのであるから注目せざるを得ない。柚と日雇のグループは技術的に異質であったため峻別されていて、交流がなかったのが一般であったから。そして柚のうちでも、最高の技術を身につけていたのが厘柚だったのである。ハツリ仕事はたんに丸太を角材にしあげるだけの仕事ではなく、造材過程で木材のネジリを抜く義務が負わされている関係で、厘柚は材の素

質を見抜く鋭い感や墨つけの技術などを体得しておく必要があった。そのため多年にわたって修業が要求されたわけである。柚腰がこの事実を如実に物語っている。ハツリ仕事で腰の角度に五厘の違いがあっても仕事にくるいが生じた。したがって、厘柚は独得な角度に腰を曲げてハツリ仕事をしなければならなかったわけである。それが長い年月の間に習い性となって、厘柚の腰は一種独得な角度に曲ってしまう。これを柚腰と呼んでいたのである。それに対して伐採の技術というものは山村に住む者であったら、誰でもいちおう身につけていたのが当時としては一般であった。そんな理由で、柚のうちでも厘柚として通用するものはそれほど多くはなかった。地方によっては柚の免許状を出したところもあったほどである。この厘柚はまた丸太も角材にハツルところから角柚とも称した。これに対して小枝を払ったり、皮をむき、いわゆる「玉切り」する者を小柚^補といて、それは若者や老人の仕事であった。したがってまた、こういう角柚が出来高（厘代）であったことは当然なのであって、現在国有林で出来高制についてもっている観念とは似て非なるものであったわけである。

補 われわれはここにかつての柚の生涯を見るような気がする。技術の未熟な若者の時代にはサキヤマとして働き、壮年になって高度な技術を身につけるに及んで角柚となり、さらに老年になってからは小柚として山仕事に従事したというコースを想像する。

ところで、明治以降、交通が整備されて搬出に変化が起ってくると、小挽が山の現場へ登ってきて板材の生産をするようになって、まず角柚の仕事が間接的ながら影響をうけるようになった。そして、機械製材が一般化する時代となって、伐採現場での角材生産が減じてからは、遂に角柚の技術も急激に忘れられる存在となっ

ていった。そして柚＝伐採夫となってしまったその柚の技術は、それでも4、5年はたたないと一人前にはなれなかったが、戦後のチェーンソーの導入によってさらに一層大きく変化したことは周知のことであろう。高度の技術が要求された角柚の時代に、未熟なサキヤマがその技術の修練に徹していくことは容易なことではなかった。その結果、一部の血気さかんな若者が未熟ではあるがその経験を活かして他の方面で活躍したいと望んだとしてもむしろ当然であったかもしれない。時代の変遷もまたそういう傾向を助長したのである。「山先」の説明にあったような方向への「発展」はかくして起ったのであろう。『分類山村語彙』でサキヤマを先達とか一群の首領と解したのも、案外にこういったサキヤマの転身的性格を見抜いてのことであったかも知れないのである。

それはともかくとして、技術上の変化はもちろん伐採過程ばかりではなかった。むしろ明治末期以降の運材過程の変化はさらに激しいものがあったといわなければならない。明治末期に中央線の開通、さらに第一次大戦に刺激されて近代工業が一大発展するに及んで水力発電事業が発達して、木材流送に転換をもたらした。木曾で森林鉄道が一般的に敷設されるようになったのが大正3年以降であった。かくして大川狩は近代化された鉄道輸送に変化してしまった。もっとも小谷狩のばあいは大正末期まで部分的に行われていたが。そして戦後は、運材においても集材機の発達によって大変化がおこって、日用の技術は一段と単純化されてきた。

さて、柚も日用も以上にふれたように、時代の変化に応じて本来的な技術体系を漸次変化させてきたといえるのであるが、他方、その本来的な柚・日用の技術に対応して成立した労働組織の方は、その後は適切に変化してきたのであろうか。現在の国有林の前身は、明治になって

からたまたまそういう領主的林業地帯を中心として成立したわけである。そのために林業労働も旧時代の柚・日用の組織が大筋において変化することなく利用されてきた。といっても、そのことは、明治以後になってから労働組織に全く変化がなかったといっているわけではない。だいたい林業自体やそれを取りまく歴史的諸条件が大幅に変ってきたのであるから、林業労働がその影響を受けることなく旧時代のままであることができるはずがない。そうではなく問題は、固有の技術体系を前提にして旧時代に成立したところの労働組織が、変化してゆくばあいに、あるいは正確には変化させられてゆくばあいに、そういう技術の変化に注目しながら新しい労働組織の体系が一定の歴史的諸条件とともに展望されてきたかどうかということである。明治以降の国有林の労働組織を旧時代の領主的林業地帯におけるそれと比較して、最大の変化といえば、明治32年特別経営事業の開始によって計画的な育成労働が加わったことであろう。しかもその人工造林は時代と共にますます重視されてきている。それにも拘らず、事実上それほど重視されてきていないのが造林労働ではあるまいか。その育林労働は、従来の林業労働と体系的に組織されることなく、峻別されてきたことはこの章の初めに述べたとおりである。われわれは、ここに、旧時代の労働組織が計画的に再編されてこなかった問題の凝集点を見出す。

第6章 農民的林業地帯

第1節 幕末武州一揆の発祥地、上名栗村の実態

維新政府成立の前年、幕府が第2次長州征伐にうき身をやつしていた慶応2年(1866)は、近世を通じてもっとも一揆の発生が多かった年(約40件)である。そのうちでも大坂、江戸およびその周辺村々の打ちこわしが奥州信夫・伊達地方のいわゆる世直し騒動とともに有名で、これらはあたかも連鎖反応のごとく日を追って発生している。5月1日西宮の米安売り運動に始まった大坂一揆は、周辺村々の打ちこわしに拡がり、14日には大坂市内におよび、その後さらに20日小野村・国分村等、24日佐野村・尼崎村等というように大坂南部の村々に達した。と思うと、飛火したごとくに、江戸の打ちこわしが5月28日から品川・田町・芝・浜松町と、さらに6月2日から4日にかけて四谷・麻布・牛込・赤坂等の一部に起った。そして6月14日からは江戸西北部一帯(武州)と奥州信夫・伊達地方に打ちこわし騒動が約1週間にわたって荒れ狂った。いま、これから一連の一揆の要求をみると、各地域の諸条件を反映して異なった点もあるが、むしろ共通した面が多い。そして最大の共通点が米価値下げの要求なのである。この年、米価は大坂でも江戸でも次のように急騰した。

1石につき	大坂肥後米相場	江戸米相場
文久3年(1863)	銀169匁5	160匁9
元治元年(1864)	銀229匁	230匁3
慶応元年(1865)	銀450匁	327匁3
慶応2年(1866)	銀700匁	953匁5

当時、江戸が百万以上の人口、大坂も40万人前後を擁した大都市である。したがってこのよ

うな消費都市の住民が一挙に2倍近く急騰した米価にふんまんやるかたなく、生命を投げ捨てる思いで値下げの騒動に立ち上ったということは納得がゆく。が、しかし、一般に自給自足生活が支配的であったと一部には信じられている封建体制下の、武蔵野一帯の農村地帯と考えられている地域で、米価値下げの大騒動が爆発したというのはいったいどういうことなのであるか。しかもまかりまちがえば首がすっ飛んでゆくという御時世に。

ここでは、武州騒動について詳しく書くことが目的ではない。また騒動の経過についてはすでに数えきれないほどの報告も出ている(初期の報告、小野沢博一『西多摩郷土研究』12号、共同研究『歴史評論』95号等多数あるが、筆者は充分には納得していない)。ただ6月の「十三日より十八日まで六日の間に、武蔵国十二郡ばかり許、上野国に及びて、打毀こぼちけり」(見聞記『冑山防戦記』)という武州騒動がたまたま当時の一先進林業地である、上名栗村を中心に発生したということ、しかも同村をして騒動の火蓋を切らせたその経済的条件が当地方の先進的林業の成立によって準備されてきたという点で、林業史の上ではふれられないわけにはいかないのである。「慶応二丙寅年六月十三日夜、武州秩父郡上名栗村上分直地名郷と申す處に打ち強しの頭取り、大工職人並に桶屋職人貳人の頭取りこれあり、並に外数多人数押し、ほらがいをふきたてふきたて、飯能宿穀屋を打ち強しに行き、人々出よとよばわりよばわり夥敷出ざる村々の者皆々打ち強し焼き払うべしとよばわりよばわり出候に付、諸々村々の者、おいおい出来り、飯能川原に勢揃い云々」の上名栗村百姓は当時の文書によれば、「土民」、「窮民」、「小民」等とも書かれている。これらの資料に基づいてか、これまでの多くの報告では武州騒動を貧農一揆論だけで解釈したり、一揆の政治的 목적を過度

に強調する傾向がすくなくない。しかし事実はどうなのか、と、もう一度問い直してみると、案外そういう主張を裏づけるだけの事実の解明はなされてはおらないのが現状のようである。そんなわけで、そのためにも村内の主要産業である林業を通じての農民層の解体、あるいは商品経済展開の、程度についても、もう少し具体的に明らかにされていなければならないと思うわけである。そこで、われわれは武州騒動の発祥地、上名栗村にまず眼を向けてみよう。

東京池袋から西武線に乗って西方へ約1時間で埼玉飯能駅へ着く。そこからバスで約40分ほど西北方へ入間川の上流・名栗川に沿っていまはハイカー達を楽しませている旧秩父裏道を行くと、ほぼ名栗村の中央、旧役場前に達する。同村はだいたい名栗川にそって細長くきり開かれた山麓の最奥地にあたり、秩父に出るためにはさらに山伏峠を越えてゆかねばならない。東南隅の集落から西北方の集落まで約1里という細長くつづいた村で、南と北からは山岳が迫る。

現在は埼玉県入間郡に属する名栗村〔2005年、市町村合併により飯能市上名栗および下名栗と住所変更〕は、近世では上・下の2か村にそれぞれ独立した村（幕藩制行政村）であった。上名栗村は近世後期（文政8年から天保7年まで）の私領時代を除いてはずっと幕府直轄領で通している。そして近世中期（享保8年）に村入用の負担問題から村内の行政が2つに分かれ、それぞれ古組、新組と称し、別々に村役人（名主、組頭）をおくようになった。それ以来、古組の名主は新館集落の町田家が幕末まで代々勤めた。他方新組は組頭の間から年番名主を選んで当った。村内に散在している集落は幕末期で21組に編成されている。多くは1個の集落から成りたっているこの組をさきの古組、新組と区別するために小組と呼んでおくと、古組は11個の小组から、新組は10個の小组から成り立って

いる。そして組頭は古、新組共に小组単位で又は数組合同して選出されている。

第2節 山民生活と商人

明治維新以後、百年以上経過した現在でも、農村生活は都市とくらべると自給的性格をそれなりに残している。だから百年前の農村はどこでもさらに一層自給生活が支配的であったろうと誰しも直線的に考えがちである。そういう考え方が全体的にみて誤りだとは必ずしもいえないが、この百年の間の、都市生活における異常なやさの近代化に対して、農村生活の停滞性ということも考慮して、幕末の農村をふり返ってみる必要があるだろう。幕末、全国の農村は近世独特の商品経済の展開に基づいて、はなはだしい地域差を示したのが普通のものである。そういう地域差はまた、水田中心の農村と畑作中心の山村との経済条件の違いによって一層複雑な事情を加えている。

これから、上名栗村の幕末期における経済生活について説明しようと思うが、はじめに以上の問題を考慮して、当時どの程度に穀物自給が可能であったかという点からふれてゆこう。同村の耕地は全部が畑地といってよく、水田については慶応4年（1868）、恐らく米価騰貴に刺戟されてのことであったろうスズメの涙ほどの面積を古組名主町田家が切り開いたが、その水田も大正年間に学校の敷地に潰ししまって現在は存在しない。畑の自給生産物を明治11年「普通物産表」でみると表1のとおりで、耕地161町余のうちの約半数に大麦が作られ、そのほか10町以上の作物に芋、大豆がある。雑穀のなかには伐採跡地を短期間耕作して得られたものもあるようで、その点は同村当時の公称耕地面積96町余よりはるかに耕作反別が増加していることから考えられる。いずれにしても低劣な農業

であることは間違いない。自給率の程度を知るために、明治13年の『村明細帳』から関係数字を算出してみると、表2のとおり。かりに1人1カ年の穀物必要量を1石4斗とすれば、414人分の自給量である。全人口は1369人であるから3割程度の自給率で、幕末（文化7年より文政11年まで）に書かれた『武蔵風土記』に同村の自給率を「年穀三、四ヶ月を支ふ」と伝えているのとはほぼ一致している。もちろんこの事実は、村民の3割が自給自足の生活を送っていた、という意味を少しもっていない。明治4年の戸数263軒の石高所有規模区別をみると、表3のごとくで、この石高には屋敷高が含まれているが無視して計算しても、1戸平均4.8人の1カ年穀物必要量は6石7斗2升となるから、この石高に達している戸数は僅かに7軒にすぎないわけになる。全戸数の2%強が自給可能という理くつだ。だが、現実には、石高所有別の上層部ほど商品経済に積極的に参加していること、いっぽう彼等の一部が出している小作地も大部分が金納で、石高所有別にみる下層部も種々な形で商品経済にまき込まれていること等、おいおい明白にしていく。

以上のように年間3、4カ月分の穀物しか生産できないこの村では、当然村外から穀物を買入れなければならない。嘉永5年（1852）の『村明細帳』に「最寄市場より夫食買入れ、牛馬にて引取り申し候。但し市場飯能へ5里秩父大宮へ5里」と書かれているとおりである。では、村人が銘々必要に応じて穀物購入に市場へ出掛けていったのか、というと、決してそんなことはしていない。そういう素朴な流通経済というものは、すでに過去のものである。幕末の流通事情についていえば、穀物をはじめ諸商品を売買したり、その輸送を担当する専門の業者が村の内外に少なからず存在した。消費面でもいわゆる社会的分業が村内に成立していたわけ

だ。そこで、や、詳しく村の消費生活を充たしていた商人にどんな種類があったか、検討することにしよう。

幕府は、天保12年（1841）物価騰貴の原因を、商人が仲間を組織して買占めをやっているからだとみて、江戸・大坂・京都等大都市の株仲間を解散させた。そして翌年には全国の間屋を解体させるよう命じた。その政策に関連して江戸・大坂等の周辺の村々で、農間渡世の調査をおこなった。上名栗村が天保14年（1843）に差出した『調査書』を紹介してみよう。

覚

林部善太左衛門御代官所
武蔵国秩父郡
上名栗村

高四百廿三石七斗貳合

但青梅、八王子、甲州辺
より秩父并上州辺江往来

家数貳百八拾壹軒

人数千貳百五拾四人 内男六百三拾五人
女六百 拾九人

一内貳百六拾軒 農間木材渡世并日
雇稼之分

廿壹軒 農間商内渡世之分内

一農具類商ひ 百姓 久次郎 (古組)

一荒物類 〃 倉 蔵

一同 〃 嘉 吉

一同 〃 勇 蔵

一同 〃 幸二郎 (古組)

一同 百姓代 熊次郎 (〃)

一同 并穀商ひ 組頭 代八 (〃)

一同 断 百姓 軍 蔵 (〃)

一同并一膳飯 名主安之助店
松五郎 (〃)

一同并一膳飯 百姓 多 吉 (〃)

一同 百姓 市五郎 (古組)

一質屋 百姓 勘二郎

一同 名主安之助店 善 七 (古組)

一同 百姓 作五郎 (〃)

一酒造稼 名主安之助店 善 七 (〃)

一同 同人店 重 蔵 (〃)

一同 組頭 栄左衛門

一穀商内 百姓 繁次郎 (古組)

表 1

	米	大麦	小麦	粟	黍	稗	大豆	小豆	そば	とうもろこし	甘藷 ^か	芋	馬鈴 ^{しよ}	計
作付面積	反 2.6	反 752.2	反 75.3	反 55.0	反 35.0	反 75.0	反 115.0	反 23.2	反 52.0	反 21.2	反 70.4	反 315.0	反 22.0	反 1613.9
生産額	斗 26	斗 5300	斗 154	斗 220	斗 122	斗 300	斗 230	斗 34	斗 322	斗 63	斤 11200	斤 49600	斤 3232	

表 2

宅地	耕地	戸数	人口	1戸当り 人数	1戸当り 耕地面積
反 127.909	反 965.123※	戸 265	人 1369	人 5.1	反 0.3612

※内田 2 反 7 畝 27 歩を含む。

一同 百姓 岩二郎
 一同 組頭 栄左衛門
 一同 百姓代 富五郎

右の資料に人名を書上げた21軒は、要するに村の消費生活を充す機能を果たしたような商人だけである点を注意して欲しい。しかもこのような種類の商人についてみても、村内の全商人が報告されたわけでは決していないのである。歴史研究においては、資料の吟味ということが大切な事柄なので、煩雑になることを恐れず事実を明白にしておこう。同村では5年前の天保9年8月にも、奉行所からの商業調査で農間渡世について報告した。このときは古組、新組それぞれが別個に書き上げ、資料については残念ながら古組だけの分しか残存していない。それを紹介しよう。古組153軒のうち農間渡世として次の10戸が書き上げられた。

拾五ヶ年以前文政七申年より 百姓
 一居酒渡世 国治郎
 拾八ヶ年以前文政四巳年より 〃
 一居酒渡世 弥左衛門
 三拾五ヶ年以前文化元年子年より 〃
 一髪結渡世 定兵衛
 廿五ヶ年以前文化十一戌年より 安助店
 一煮売渡世 正平

メは文政十亥年御改革御調之節書上(げ)候分

拾ヶ年以前文政十二丑年より 百姓
 一煮売渡世 又七
 是ハ御改革以後新規相始(め)候分
 四ヶ年以前天保六未年より 百姓
 一穀商売 勝平
 天保八酉年
 一 〃 安助
 三拾ヶ年以前文化六巳年より 百姓
 一小間物類 五郎兵衛
 四拾壹ヶ年以前寛政十年より 安助店
 一質屋渡世 善七

是ハ文政十亥年中御改革御調之節式ヶ年平均買取高書上(げ)候分

五ヶ年以前天保五午年より 百姓
 一同 文五郎

是ハ去ル亥年御調(べ)以後、同渡世之者江申談(じ)候処、故障之者無之候二付、申出(で)、新規質屋相始(め)候分

さきの天保14年「調査書」では、古組所属の商人は計13軒である。そのうち同名で2軒を書き出した者(名主安之助店^{善七})もあるからその分を差し引けば、12軒となる。彼等のうち天保9年分でも報告された者を上げてみると、善七と、代替りした正平(天保14年松五郎)、同じく文五郎(同作五郎)のたった3軒である。もっともほかに天保9年分の「穀商売 安助」については、弟軍蔵が分家してその商売を譲りうけたので、天保14年分では「荒物類并穀商ひ 百姓軍蔵」と報告された、といった例もある。しかしこのような例を除いても、天保9年分の7戸、同14年分の9戸がダブってはいない。これらのいずれか一方に出てくる商人が、しかもこの間

表 3

石高	戸数
無 高	戸 2
5斗以下	101
5斗～1石	75
1～2	52
2～3	16
3～4	6
4～5	4
5～6	0
6～7	1
7～10	0
10～15	3
15～20	1
24	1
30	1
計	263

の5カ年に、かならずしも廃業または開業したものでないことは他の資料によって確かめることができるのである。たとえば天保14年分に出てくる酒造稼ぎの重蔵は、文政9年(1826)に古組名主町田家から酒造蔵を壱カ年店賃20両で借りうけて開業したもので(「為取替申証文之事」)、それ以後は明治3年まで続いて営業している。にも拘わらず、天保9年分には報告されていない。天保9年分には、天保14年分の酒造稼ぎ3軒が1軒も報告されなかったから、恐らく同年の商業調査の形式によって別扱いになったものと思われるが、それ以外にも両調査時に、村側が故意に報告から除いたと思われる商人すら発見できる。1例だけを紹介しておく。文政10年「御札ニ付奉申上候書付」に、

式拾ヶ年以前文化五辰年より渡世仕り候 武蔵国秩父郡上名栗村

一金銭員数凡三百両位 百姓 音次郎

是ハ去戌二月中帳面共焼失仕り、当時相休み罷在り候得共、事馴れ候渡世之儀故、多少共前々通り渡世仕り度、存じ罷在り候

但金壱両ニ付利足銭百文

銭百文ニ付利足銭貳文

音次郎は天保14年分の「荒物類並穀商ひ組頭代八」と同家で、代八は音次郎の相続人である。しかし質屋として両調査に姿を現わしていない。しかも同家が柏屋の屋号で、それ以後は明治期に入ってから質屋経営を続けたこと、両調査報告の形式に質屋は別扱いになっていないこと、等々の理由から、村側の報告に漏れていることは確実なのである。こういう傾向をさらに性質の異なった資料から確認してみると、たとえば

安政6年(1859)に茂吉という男が盗みを働いて奉行所に逮捕され、彼の口から贓物を売った先がわれてしまった。奉行所から早速、上名栗村の次の商人達について照会が村役人の許にとどいた(『御用留』)。

「醬油屋渡世、松与申す者」「字坂、大工職、政八」「組頭国次郎より下江三軒目、字番々与申す米屋不_レ知_二名面_一」「いの沢百姓にて字川端小売酒屋不_レ知_二名面_一」「百姓にて旅籠屋、栄助」「百姓にて字鬼丸大人与申す質屋不_レ知_二名面_一」「鍛冶由与申す者」「柏屋与申す質屋不_レ知_二名面_一」

ところで右の8軒のうち天保14年「調査書」に顔を出した商人は字番々米屋の富五郎と柏屋質屋の代八の2軒だけである。また文久2年(1862)の「寅五郎1件」という類似の窃盗事件で贓物買入れ先は

「富八隣家にて質屋」「悪津と申す質屋」「字中ザス大工にて菓子屋婆々」「鍛冶屋にて太もの屋」「から竹与申す質屋」「柏屋与申す質屋」

以上7軒のうち天保14年「調査書」に報告された商人は富八隣家質屋の勘二郎、柏屋質屋の代八、悪津質屋の善七の3軒にすぎない。また両窃盗事件に関係して現われる商人は柏屋質屋と「鍛冶屋にて太物屋」事鍛冶由の2軒である。

もう一度、さらに異なった資料から、これまでに顔を出さなかった商人を指摘しておこう。古組名主町田家の天保元年(1830)6月から同6年5月までの貸金帳(「金銀付込帳」)をみると、表4のような人名が「店商内仕入」資金として借金をしている。このうち人見の市五郎だけが天保14年「調査書」に報告された。橋場の増五郎は明治初年に「小巾屋小売」を営んでいる町田利八家、中川原の弥四郎は同じく「雑菓子屋卸売」の村野辰五郎家なのである。伊左衛門は「きぬ仕入かし」の記載から当時は反物商であったことは明らかだが、小売か卸売商かは不明。同家は明治期までは商売を継続していない。それにしても増五郎、弥四郎が天保14年

表4 古組名主町田家の貸金帳

	天保1年	2年	3年	4年	5年	6年
人見 市五郎	25兩 20兩	20兩	20兩	20兩	20兩	
橋場 増五郎	9兩3分 10兩	10兩 5兩	10兩	10兩	10兩	10兩
中川原 弥四郎	10兩 5兩 4兩	10兩	10兩	10兩		
栃屋ヶ谷 伊左衛門				10兩	20兩	

当時営業していたにもかかわらず報告されなかった。その理由はおそらく営業規模に原因したことが各借金の大小から推定できるであろう。

さて、以上のように、いくつかの資料によって存在が明らかになった商人の種類は決して単純ではない。多くは生活必需品を売る商店であるが、「一膳飯」「居酒渡世」の名称で現れた商売は当世流にいうレジャーを村人が満喫するいいの店といったところ。明治9年には「旅人宿屋」4軒が存在するが、そのうち2軒は「居酒渡世国治郎」と「煮売渡世又七」の継続したものである。また、村の上層部が経営した商業についていえば、穀物商等（安助、栄左衛門は1、2を争う資産家）に多くみられるが、表4の商人のように営業資金を他からの借金で賄うほどの小商人も少なくない。さらに「字中ザス大工にて菓子屋婆々」のように戸主が大工で、年寄りが駄菓子屋を兼業していたり、「鍛冶屋にて太物屋」のように戸主が同じく大工、妻カクが反物屋といった程度の内職的、一時的な商売もある。したがって、これまでに存在が明らかになった商人の全部が幕末の4、50年間にずっと営業を継続したとはもちろん考えられないが、それにも拘わらず村内には天保14年「調査書」の21軒をはるかに越えて、幕末に断えず存在したことは考えられる。いま、参考のために、明治12年『営業税取立帳』によって商業の種類

および軒数を示すと、表5のとおりである。

ところで、以上の商人の存在について、村の概要を領主側へ報告したはずの村明細帳ではいったいどうなっていたのか、ひとことふれておこう。村明細帳をあたかもそのまま実態を説明したものとして無批判に利用する研究者も少なくないので。他の多くの御料所と同様に上名栗村でも村明細帳は一般に代官の交替期に作られた。そして、それは享保7年（1722）を最初として明治13年までの間に、数点が残されているが、いずれも農業以外の職業といえわずかに大工3人、挽木3人、馬医1人といった程度の記載にとどまっているのである。

さて、当時の上名栗村からは江戸日本橋まで18里はいわれ、当時の村民は途中で1泊して江戸へ出た。名栗川、高麗川両川筋村々の中心市場である飯能までは4—5里の道程である。その飯能についていえば、以上の山方村々と西部に広がる里方村々の接点として、また江戸、川越、中仙道、秩父、甲州、八王子各街道へ通ずる交通網の焦点として、宝永以前から（おそらく江戸初期以前からと私は考えているが）六斉市が開かれている。法制上の「飯能町」の成立は、それまで行政上区分されていた飯能村、久下分村、眞能寺村の3カ村が合併した明治15年に始まるが、その折の願書に江戸時代の3カ村は各一部が街道を境に市街地を形成して通称飯

表5 営業税取立帳

営業種類	軒数
二等理髮床	1
油屋小売	1
雑菓子屋小売	4
雑菓子屋卸売	1
三等旅籠屋	1
傘屋小売	1
二等鮓屋	2
穀物屋小売	4
水車	10
酢屋小売	1
崑弱屋小売	1
小□屋小売	1
下駄屋小売	1
飴屋小売	1
荒物屋小売	1
豆腐屋小売	1
紙屋小売	1
餅屋小売	1
木屋卸売	12
絲繭直綿商卸売	2
炭商卸売	1
質屋	3
酒造	2
計	54

能と称していたこと、「諸商買連担櫛比ニシテ一ノ市街ヲナ」（中島義一『新地理』6巻3号）した、とうたっている。

幕末、飯能の市周辺は各種の専門問屋を中心に常設店舗が立ちならび、事実上一個の町場を形成していた。その繁栄の中心勢力は、坂戸町、扇町屋町、入間川町の米穀市から仕入れて山方穀商人へ卸売する米穀問屋や、山方の薪炭類を集荷して大都市へ再移出する炭問屋にあったようだ。武蔵騒動の爆発によって飯能で最初に打ちこわされた商家はそういう米屋4軒であった。飯能の市というものはすでに直接消費者のためというより、各地商人の取引市に、六斉市としての本来の意義は変えてしまっていた。こんな飯能市の変化は、いうまでもなく山方村々における商品流通の展開に応じながら、変化したも

のだ。山方の一村落である上名栗村ではすでに見てきたように、もろもろの必需品を売る商店が多数みられ、村人の溜り場である居酒屋、さらに宿屋をかねた小料理屋の類まで存在した。そうして少なくとも村人が日用品を求めて周辺市場へ直接出掛けてゆく必要性は、かなり薄らいでしまっていたのである。しかも、村内商人の店先には周辺の町場からばかりでなく、遠く江戸から品物を卸しにくる行商の姿もみられたわけだ。天保6年9月に起ったちょっとした盗難事件を伝えておこう。江戸八町堀の肴屋定次郎がとなり村の下名栗村茂次郎店で取り引きして、その帰り上名栗村へ立ち寄ったさい、同村の勇蔵ほか1人が悪心を起して「勇蔵宅門先にて肴少々、かご、四ツ手、傘一ツ掠め取っ」てしまった（『御用留』）。腹を立てて訴え出ようとした肴屋を村の世話役3人が宥めて、盗品を返し、旅籠代として金3朱を渡して無事におさめることができたのである。

第3節 林業の生産と流通

西川林業の一つの中心は名栗村で、近世には上名栗、下名栗の2か村が独立していた。同じ農民的林業地帯といっても吉野やその周辺の林業地帯ほどには山が深くない。したがってそこでの大規模経営といっても比較的小規模であるのが特長である。ところで、戦後この村等に関してはいくつかの実証的報告が出ている。それらの報告のうちには相当、程度の高いものもあるが、いずれの報告にも共通している欠点は近世後期に成立した村内の大規模経営について正当な評価を下していないことである。われわれが特に上名栗村の大規模経営を取り上げるばあいの課題も、同じくその評価にあるわけである。そこで、大規模経営の労働力を中心にして説明してみよう。

まず、既報告のうちでは、大規模経営について比較的妥当な事実の報告を行っている岡村明達氏の報告では、上名栗村の平沼家について「この村の大山林所有者がすでに徳川時代から直営的育林経営を行い、かつ彼等の多くが木材業や農地地主を兼ねていた」（岡村明達「第二名栗村林業発達小史」農業問題調査会編『分収林業』97頁）と述べ、さらに「平沼家の育林経営が近代的な企業経営に発展したことである。同家は旧くから労働者を備って直営を行っていたのであるが、林業の発展によってひき起された階層分化は育林労働に慣れた賃労働者を輩出させ、直営の拡大を保証した」（前掲書100頁）と説明している。その岡村氏も幕末の平沼家を積極的に評価しているわけではない（『分収林業』ではむしろ小作人から強制労働類似の労働力を供出させたと、平沼家を否定的に見ている。この点に矛盾があるのだが）。しかしながら、明治以前はもちろんのこと、現在の大規模経営についても育林経営が近代的企業経営だと認めていることは（一般に従ったいい方をすれば、である）、林業経済論としては珍しいわけである。そこで、明治以前の大規模経営の性格規定をするための参考意見として、同氏が現在の「平沼家の育林経営が近代的な企業経営に発展した」というばあい、どういう経営について具体的に近代的と評価しているのかみておくと、次の通りである。

平沼家の育林経営が近代的企業経営となっていることは、その経営組織にも現れている。即ち、同家の育林経営は伐採、製材、製品販売部門と分離し、後者が平沼合資会社（常備労働者約30名）で取扱われるのに対し、平沼山林部の事業となって、平沼家所有山林の管理、造林、林道関係その他経営全般、及び立木処分を具体的な業務内容としている。職員は番頭1名、事務職員1名をおいており、労働者は常備7名のほかは地元から臨時雇を備

っている。尚、右の常備の就業は山林労働が約70%で山仕事がないときは同家の農業に従事している。平沼家の農業はこの常備と純農業常備たる女2名で行われている。以上のほか、小僧として1名が働われているが、これも山林部の仕事を主としている（同101頁）。

なお、平沼家の村内だけの山林所有面積は57町余（台帳面積）である。同村のばあい、山林の実測面積は台帳面積の平均3倍とみてよい。

岡村氏が平沼家の育林経営を近代的な企業経営と考えたのは、平沼山林部が常備7名と地元の臨時雇とで育林経営を行っているという事実認識が基本的なものであろう。同氏は農地改革以後も1部の常備と小作関係が存続していたり、そのほか育林労働時に「地主に労働力を販売するという形で臨時的な雇傭関係とも結びついているものもいるが、その雇傭関係には別に古い形態はないといえる」（前掲書99頁）と、評価しているわけである。それでは以上のような意味での近代的な企業経営は農地改革後の今日になって、一定の経済的発展の結果としてはじめて到達したものだったのであろうか。いな、といわねばならない。百年前後も以前の幕末に、すでに類似の経営状態を村内に見ることができるわけである。

第4節 幕末における資本家的林業の成立と理由

平沼家に関する近世資料は十分に採訪されてはいない。そこで、同じ村内の町田家に関する幕末期の林業経営を賃労働に注目しながら説明することにする。町田家は現在たんなる山林所有者（不在地主、昭和32年現在）で、その所有面積もごく一部に縮少してしまっただが、林業経営の歴史は相当古く、近世後期には江戸の材木

問屋として、この家族から寛政、天保の二度の時期にわたって進出した者がいたほどである。明治初年の山林所有面積は村内に関する限り町田家も平沼家も50～60町歩(したがって実測150町歩前後)程度で大差はない。なお念のため付け加えておくと、その山林の集積は「地租改正当時の官民有区分のさいの収奪によるところが多いといわれる。」(福本和夫『日本の山林大地主』183頁)といった性質とは全く異なる。またその集積は地租改正とは無関係である。

町田家の営業を幕末段階でいえば、育林業、素材業ばかりでなく薪炭業も行い、そのほか酒造業を経営し、またその所有石高は30石余である。ただし、耕地は全部が畑(上名栗村には当時は田は皆無)で、一部を手作するほか、他の大部分を小作に出していた。小作料は金納小作である。酒造業は専門家(杜氏)にその経営をまかせ、毎年一定額を収納した。いわば「地主的」な経営である(今日でも東京の風呂屋のばあいによくみられるように)。炭生産は以前は町田家の中心的営業で、その生産関係は賃労働によるばあいと、出来高払いによる一種の資本家的経営であったが、いま問題にしている時代になると、そういった経営は常時は行われず、産地問屋として農民の小商品生産物を集荷することに重心が移ってきている。なお、近世中期頃から江戸に町田家の出店(江戸の炭問屋)が確認される。その経営は専属の番頭が行っていた。町田家のばあい、炭の営業とは反対に幕末になるほど盛んになってゆくのが用材を中心とした生産業である。その経営の仕方もますます近代化されてゆく。なお事実上は金融業や米穀商も経営していたことになるが、たとえば金融のばあいであれば無利息で貸したり、利息を取るばあいでも低利である。その点、現在の銀行の利息の方がよほど高利である。そこで、町田家の林業経営の性格を検討するために、その労

働関係を資料に基づいて説明してみよう。

町田家幕末期における林業経営の労働力は、数人の年季奉公、数人の常備型労働および数拾人の臨時型労働の3形態をもって満たされていた。年季奉公は2人～5人位で、たとえば天保13年(1842)は男5人(下女1人)であるが、安政7年(1860)では下男2人に減じている。彼等は年何両という契約で、一般に住み込み奉公であった。大部分が村内の独身者である。年給額は幕末は5両前後支給されているから、江戸の商家の奉公人とほとんど変わらない。次に、日雇層は常備型、臨時型に区分することができる。前者はだいたい通年雇で、出勤してくれば仕事を与えねばならないいちおうの義務も雇主の方であったわけである。臨時型もそういう性格が全くないわけではないが、1年のうちの多忙な時期を中心にして限られた雇働関係もっていた。したがって、そのほかにも、全く臨時的に雇主が頼んで来て貰う日雇層も存在したわけである。なお日雇の立場からいうと、腕のよい一部の者は常備になることを好まなかった傾向がある。

次に、資料に基づいてさらに具体的に説明すると、たとえば安政2年(1855)の日雇層は表Aの通りである。合計頭数で40人がこの年に出勤したが、その日数は300日以上の方から僅か1日の者まで、さまざまである。いま、幾日以上を常備型とするわけにもいれないが、また分けても仕方がないが、かりに月の出勤日数を25日として8か月以上とすれば、常備型の最低は200日だから5人ということになる。次の定期型をかりに100日以上とすれば、7名である。以下は臨時日雇いで28名である。もっとも大工市の23日、桶菊の22日は林業経営とは関係がない。吉五郎は2日とあるが、半日づつ出勤したもので計1日の計算である。また最高の出勤日数の福松は仕事の内容をみると、その大部分が

表A 安政2年人足日記帳

人名	日数	人名	日数
福松	306日	忠右衛門	46日
初五郎	298	半次郎	68
常五郎	274	忠太郎	39
亀五郎	271	惣次郎	30
寅八	244	吉太郎	25
新五郎	151	大工市	23
政五郎	142	桶菊	22
平次郎	135	半蔵	16
長蔵	126	直次郎	20
房次郎	123	万蔵	12
寅次郎	105	勇次郎	11
嘉七	101	松五郎	12
政蔵	98	元次郎	4
善次郎	87	徳次郎	3
忠次郎	74	魚屋竜蔵	3
彥次郎	54	吉五郎	2
半三郎	53	清五郎	2
房五郎	53	西八	1
重助	52	健次郎	1
徳蔵	51	川勇	1

畑仕事である。おそらく下女等と共に町田家の手作り耕作に従ったものであろう。彼は畑以外には内仕事が多く、林業関係はわずか植林に多少従事している程度である。また寅八はその力量を望まれて林業経営全般に事実上の采配を振った、いわば支配人格である。しかし毎日の仕事は外の者とそれほど変わってはいない。

そこで、常備型の常五郎を事例として、仕事の内容を検討してみよう。表Bの如く年間274日の出勤のうち、林業関係が200日で73%を占めている。これに対して家事関係が44日で16%、農業関係が30日で10%である。さきに説明した現在の平沼家の常備とかなり類似しているであろう。ところで、常五郎は伐採とか筏乗りの技術により優れていたと見えて、その方面の仕事が比較的多いが、同じ常備型の亀五郎(271日)のばあいは、木挽が120日を占め約半分には達している。農業方面に主として従事したさきの福松といい、ある程度は適材適所で日雇人を

働かせたことが解るであろう。しかしそれにも拘わらず、大部分の日雇層が植林、伐採、搬出、筏乗りという林業の全生産過程に従事していたことは特に領主的林業労働地帯のある程度固定した労働関係と比較して注目しておかなければならない。なお、村内の者が乗った筏は、一般には飯能まで(筏流しの最終時期の頃になると地元の者でも江戸まで乗って行った)、その先は筏が大形になり、専門の筏業者が主に行なった。また日雇層のうちには町田家の耕地を小作しているものもいるが、小作料は全部が既述したように金納で、「雇関係には別に古い形態はない」といえる。同家には以上述べた雇関係のほかに譜代下男が1戸存在したがこの家は耕地づきの家を借りて、小商売をしていた。町田家の家事が多忙なときは手伝うなど、他の日雇層と異なって1段と低い家格であった。したがって、「雇関係」はいちおう「古い形態」といってよい。ただし、その封建的労働関係は林業経営には全く関係がない。

日給はいちおう日雇層の全員が同額である。幕末は米の価格の変動が激しいから、日給も度々ベースアップがあるが、だいたい銭200文余で、米に換算すると約2升位である。慶応2年(1866)にこの上名栗村から飯能の米屋を中心に、打ち毀しがおこった。米価がいきよに数倍に騰ったのだから無理もない話である。またそれほどに賃労働者化していたことは、この一事からでも推測がつくであろう。

現在の林業が後進的産業であることに異論をはさむ者はあるまい。後進的であることについては、あるいは論者によって指摘する標識に多少の違いがあるかも知れない。しかし独占資本主義経済体制の典型的産業である重化学工業と巨視的に比較してみれば、原始産業的林業が後進的であることに異論を唱えるものはおそらくあるまい。この点では大方の考えはほとんど一

表B 常五郎仕事の種類

林業関係	日数	農業関係	日数	家事関係	日数
木出し	30日	畑	13日	内	22日
貫引取	2	芋ほり	5	親宅へ	1
筏乗り	29	麦刈り	2	薪作り	3
川通作り	2	麦打ち	2	竹囲い行	1
角出し	35	草かり	4	もちつき	2
筏組み	5	桑植	2	政五郎方人足出	1
貫出し	1	仕事始	1	すゝ払い	1
杉苗かたし	2	野入始	1	米洗い	1
先山	5			庭仕事	1
木流し	7			屋根ふき	3
伐	16			不参	4
江戸送り飯能行	2			不明	4
下木伐	9				
筏集め	1				
間刈り	17				
目戸切	11				
貫立	1				
杉苗草取	1				
ウデキ伐	1				
川下送り	2				
大水片付	1				
藤伐	1				
筏送り	1				
杉結立	1				
杉伐り	13				
木上	2				
桶木挽	1				
桶木伐引取	1				
計	200日		30日		44日

致していると思うが、さて、それではどうして林業が後進的なのかという理由づけの問題になると議論は百出する。いうまでもなく、資本主義と林業の発展という林業問題の中心的課題に関わる事柄だからである。

しばしば林業が後進的である理由を、林業自体のもつ自然条件の特殊性や、歴史的諸条件から切り離れた、そういう意味であまりにも抽象的に、技術の停滞に性急に直結させて主張する論者が少なくないが、自然条件や技術はそれ自体としては社会科学にとって与件なのであって、課題そのものではない。それらは林業がおかれ

ている歴史的条件と絡みあった次元で、はじめて問題になるわけである。それはともかくとして、後進的であるといったばあい、それは、すぐれて歴史的な経済体制である独占資本主義体制との関係で用いている。だから、具体的な比較になると、農業等を持ち出さないうで、現資本主義経済の典型的産業である重化学工業と対比させて、評価を加えるのであろう。したがって、そこから、総じて近代的機械工業等が確立する以前の資本主義成立期の段階においては、さらに具体的にいて、日本の資本主義経済が産業革命を迎える明治30年代以前においては、林業

が同様に後進的ではなかったとしても、いっこうに不思議ではないわけである。事実、各産業は、一つには与えられた自然条件等の相違から、経済史の発展段階に応じながら、なおそれぞれに発展の仕方を異にしている。いいかえれば、各産業が固有の歴史をもっているわけである。社会科学の立場からは、そういう意味での歴史を各発展段階と有機的に結びつけながら分析してみることが必要である。反面、そういう発展段階と有機的に結びつかない歴史的説明、たとえば「自然林を伐採する採取的林業がある程度進展した後に育成林業が成立する」等々の説明は、要するにタマゴからニワトリが生れるといったのと同じ程度に「歴史的」(実は単なる沿革的説明)であると共に、(実は本質的には)非歴史的であるといわざるを得ない。

さて、かつて戦前に幕末巖マニ論争があったことによって推測されるように、他産業においてもこの時代に、資本家的経営が成立していたという事実はそれほど多い現象ではなかった。したがって、西川林業地に当時としてはもっとも資本家的な林業経営が成立したということは、他の林業地に対してばかりでなく、他産業に対してもその先進性は高く評価されてよいわけである。それでは、何故、その資本家的林業が成立したのであろうか。簡単にふれておこう。

周知のように、資本制生産が成立するためには、一方に貨幣の蓄積と他方に土地その他の生産手段をもたない、賃労働者として働くより外に生活の道のない人々が存在することが必要である。そしてそういう賃労働者は歴史上資本主義経済の形成課程に一般には農民層分解の結果として大量に出現してくる。上名栗村幕末の農民層分解はまさにそういう状態を呈していた。『新編武蔵風土記稿』に上名栗村の穀物自給を3か月と伝えている。近世中期以降はことに耕地(畑)・山林の移動が激しく、幕末期の石高

所有は5斗以下層が3分の2前後というほど圧倒的に多数を占めていた。最下層の者から江戸をはじめ周囲の在郷町への移住も頻繁であるから、さすがに無高は数戸に過ぎないが、兼業農家の大部分は賃労働に生活の重心をおいている生活状態であった。そして、そういう賃労働の雇傭の場が林産物の生産であったのである。そのほかにも養蚕等があるが、家内工業であって、村内に1、2名の集荷商人がいた程度であった。いっぽう耕地・山林の集積がだいたい村内(このばあい名栗村)の範囲にとどまっていたことが、少なくとも資本の蓄積を助長した一つの条件であろうと思われる。そこで領主的林業地帯や他の農民的林業地帯と比較して、資本家的林業成立の事情について、もう少し感想を述べておこう。

領主的林業地帯のばあい、既述したように、近世中期以降は伐出生産の抑制で、農民的林業地帯ほどには農民層の分解が進展し得なかった点に基本的な相違が認められる。そのため木曾谷でいえば、西野村、末川村、奈川村等は著しく耕地が拡大されたり、畑作から水田化(ひえ田)が進んでかえって農村化する(農村から林業が独立してゆくという見解は単純である)。そういう傾向の困難な王滝村等のばあい、大都市(名古屋、江戸が多い)の材木商に利用されて、各地の未利用林の伐出生産に狩り出される。もちろん農民的林業地帯でも、山が比較的深い青梅林業地のばあいは、江戸の材木商と結びついて奥地林の伐出生産に木曾山民が雇われている。しかし、だからといって、そういう地帯の人工林まで彼等の手で伐出生産したわけのものではない。鈴木尚夫氏が「伐出経営資本は、森林資源を求めてたえず移動しなければならぬからである。移動しないで経営を安定的に発展させることができないだろうか。それはできない」(倉沢博編著『林業基本法の理解』177頁)

というばあいの伐出経営資本は、時代こそ違おうが違うが、まさにこの伐出生産に妥当している。が、しかし、「それはできない」と鈴木氏がいうのは独断であろう。こういう大都市の資本は伐出生産に関するかぎり、やはり資本家的林業と規定せざるを得ないであろう（資本の系譜はこのばあい問題ではない）。しかし農民的林業地帯の資本家的林業と比較すると、性格上の相違は顕著である。まず鈴木氏のいうように、伐出経営が絶えず移動するため、安定的な伐出生産資本に成長しなかった。同じように、雇傭関係が断続的でやはり安定性がない。しかもその労働はあまりにも職人的技術を前提にしている、雇傭形態は請負制をとり、いわば過渡期の賃労働である。われわれはいま、安定的な伐出生産資本に成長しなかった、といったが、実は成長するということは育林生産に発展することでもあったのである。ところが、大都市の材木商は一般に山林の集積を行わなかった。何故か。育林生産に進出してゆくばあい、当時としては天然更新地帯のばあいは歴史的諸条件から考えることができない。そうすると、農民的林業地帯ということになるが、こういう地帯のばあいは内部から資本が蓄積されてくるから、競合関係に立って、全く不可能ではないが困難であったのである。ところが、同じ農民的林業地帯といっても、大都市等への社会的距離等に相違があるから（伐出生産の難易）、そのため村内の山林が明治以前に村外へ流出してゆく林業地とそうでない林業地が出来あがる。前者が吉野やその周辺とか、あるいは熊野灘沿岸の林業地一帯で、後者については西川、青梅、今須、京都山国等で実証が可能である。前者のばあい、大都市と生産地のいわば中間にあって生活物資を生産地へ補給する地域の商人等が一般的に山林を集積してゆく。しかしこれとても、最初からそうなのではなく、村内の集積がある程度に

進んだ後において起る現象であることは注目しておく必要がある。

なお、農民的林業地帯に資本家的林業が成立した理由の一つとして、林業経営が中期以降盛大になっても領主の収奪というものが、とくになかったことをあげておく必要があるだろう。もっとも御用金という形で村内の富有層一般を対象に稀に課されることはあったが。これに対して、大都市商人の伐出経営は一般に運上金を課されていた。両資本の性格の違いの一つでもある。

結び

戦後、大山林所有者の育林経営が近代化されるための方向として、育林業に素材業を兼業する一貫経営が論者によってたびたび主張されてきた。林業の現状からそういった発展の方向が期待されるかどうかはいずれふれるとして、既述したように幕末期の上名栗村においては、確かに、近代的林業経営を成立せしめた条件は、大山林所有者が素材業をも兼業したということである。明治16年の『山林共進会報告』で、同村において植林事業に直接貢献した者として平沼藤八（平沼家）、町田浦之助（既述の町田家）、浅見武八、柏木代八の4家が表彰されているが、いずれも山元の素材業者で、規模に相違はあるが、いずれも一貫経営を行っているものである。当時、上名栗村には12、3名の素材業者が存在したが、その多くが上位の山林所有者であった。もちろん素材業を専業とする業者も存在したが、そういう業者も資本の蓄積が進むと育林経営に従事する傾向にあった。明治20年代の上名栗村について鈴木尚夫氏が「明治20年代、この村には地元の『元締』（素材業者）が16人いたが、これらの業者は何れも山林所有者で、育林経営を併せ行っていた」（『分収林業』14頁）と聞取

りに基づく報告を行っているが、やはり同様の傾向が推測できるであろう。

むろん大山林所有者が一貫経営を行う傾向は当時は上名栗村に限ったことではなく、旧時代の農民的林業地帯に関する限り、一般の事柄であった。したがってまた、常備型林業労働もそういう地帯においては珍しい存在ではなかったわけである。彼等は植林から筏流しまでの全生産過程に従事し、しかも日給制であった。その点で、育林過程と伐採過程をいわゆる領主的林業地帯のように本来的に異質のものとして峻別してしまう考え方は大きな修正を要するわけである。もちろん、そういう労働組織が歴史的諸条件と無関係に成立したわけでは決してない。だからこそ、旧時代の農民的林業地帯における大山林所有者の経営分析が必要だったのである。そして領主的林業地帯の林業経営と具体的に比較することによって、それらの諸条件はかなり明瞭になったと思う。